

令和3年第2回(3月)佐渡市議会定例会会議録(第5号)

令和3年3月10日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和3年3月10日(水)午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(21名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	防災管財長	磯部伸浩君
税務課長	甲斐由紀夫君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	斉藤昌彦君
社会福祉課長	市橋法子君	子ども若者課長	大屋広幸君
高齢福祉課長	吉川明君	世界遺産推進課長	下谷徹君

地域振興課長	岩	崎	洋	昭	君	交通政策課長	十	二	毅	志	君
農業政策課長	金	子		聡	君	観光振興課長	祝		雅	之	君
建設課長	清	水	正	人	君	教育総務課長	坂	田	和	三	君
学校教員補佐	土	屋	一	裕	君	社会教育課長	市	橋	秀	紀	君

事務局職員出席者

事務局長	山	本	雅	明	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	梅	本	五	輪	生	議事調査係	岩	崎	一	秀	君

令和3年第2回（3月）定例会 一般質問通告表（3月10日）

順	質 問 事 項	質 問 者
9	<p>1 渡辺市政の初新年度予算について</p> <p>(1) コロナ禍の現状と新年度の対応</p> <p>① 雇用調整助成金（コロナ特例）、休業支援金・給付金（第2次補正予算から本年4月末）、持続化給付金、家賃支援給付金、生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）、国保税・介護保険料のコロナ減免の利用状況。非自発的失業者の国保税軽減の適用状況、生活保護の申請及び受給状況</p> <p>② withコロナ、afterコロナへの支援策は何か。起業の島No.1だけでなく、既存業者への対応策は何か</p> <p>(2) 市民との対話から何を学んで、どのように予算へ反映したか</p> <p>(3) 地域活性化と支所・行政サービスセンターの在り方</p> <p>① 歴代市長が支所等を拠点とした地域活性化策を掲げたが、うまくいかなかった理由は何か</p> <p>② 現在の支所・行政サービスセンターの定義は何か。支所・行政サービスセンターの位置づけを明確にするためにも、コミュニティ推進、市民参加条例や自治基本条例が必要ではないか</p> <p>(4) コロナ禍で中止になった地域伝統行事や社会教育活動の更なる振興対策が行政として必要ではないか。また、地域固有の文化などの存続が危ぶまれているが、どのように把握し、その方策は何か</p> <p>2 外郭団体などへの関わり方について</p> <p>(1) 市における外郭団体の状況</p> <p>(2) 出資団体への関わり方の基準が必要ではないか</p> <p>(3) 指定管理施設への業者には労働法制の遵守が課せられているが、問題はないか</p> <p>(4) 市温泉施設の方針について</p> <p>第5回（令和3年1月21日）の入浴施設あり方検討会で「入浴施設を統廃合する必要がある」と結論を出し、非公開の第6回検討会（2月16日）で「統廃合基準」を定めているようだが、新年度の大きな柱の「日本一を目指す健康寿命の延伸」と齟齬がある。今後の方向性は</p> <p>(5) 文化財団について、市としてはどのように関わるのか。DMOはDMCを目指していると言及していたが、市としての関わり方は</p> <p>3 佐渡航路について</p> <p>(1) 佐渡汽船問題について</p> <p>① 債務超過に陥った原因をどのように分析しているか。出資比率が増えて大株主になったことで、責任は従来よりも重くなった。少なくとも、総務</p>	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
9	<p>省指針や新潟県の対応に合わせた関与が必要だが、どうするのか</p> <p>② ジェットフォイル、カーフェリーの船舶更新が差し迫った難題等に対し、新潟県に次ぐ大株主として、具体的な対応はどうするのか。上越市との連携が重要ではないか</p> <p>(2) 佐渡空港問題について</p> <p>新潟空港を拠点とする格安航空会社LCCがATR機で新潟―佐渡線などに参入する方向に対して、県も新年度予算で滑走路補強などの調査設計に8,329万円を組み込んでいると報道されているが、市としての具体的な対応はどうか。また、新航空路開設促進協議会の活動状況（サポータークラブ会員数、昨年度の開催状況及び活動状況）はどのようになっているか</p> <p>4 高齢者施策をどのように進めるのか</p> <p>(1) 1999年、地方分権一括法とともにスタートした介護保険制度は「地方分権の試金石」の制度と言われていた。施行から20年の大きな節目であり、介護問題等に対して、これまでの検証の上に立った高齢者への行政対応の在り方が大きく問われている。現状における課題と問題点は何か。令和3年度から始まる第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の特徴は何か。また、その計画にどのような意見が寄せられたのか</p> <p>(2) 今年度の目玉事業である子育て支援のように、本気で介護問題を解決する独自の対応を考えるべきではないか。また、現場の働き方支援として、ICTの活用への考え方は</p> <p>(3) 今年度から、第3段階の特養などの利用者の食費負担が2万2千円の増額になるとともに、デイサービスやショートステイの1食あたりの負担額も引き上げられるが、その影響は</p> <p>(4) 過去にあった市独自事業による介護予防・地域支え合い事業等は必要ではないか</p> <p>5 国民健康保険について</p> <p>(1) 多子世帯の子どもの均等割減免は申請不要にすべき</p> <p>(2) 国保税の申請減免を実態に合わせて拡充する必要性について</p>	中 川 直 美
10	<p>1 教育行政方針、教育に関することについて</p> <p>(1) 校務支援システムについて</p> <p>(2) GIGAスクール構想について</p> <p>(3) 家庭・地域の教育力の充実について</p> <p>(4) 自然体験について</p> <p>(5) 生涯学習、リカレント教育について</p>	北 啓

順	質 問 事 項	質 問 者
10	<p>2 施政方針、令和3年度当初予算について</p> <p>(1) 産業振興と雇用が充実した島づくりについて</p> <p>① 定住促進について</p> <p>② 企業誘致について</p> <p>(2) 子どもから高齢者まで市民が夢や希望のもてる島づくりについて</p> <p>① 多子世帯への支援について</p> <p>② 働きながら子育てができる環境の整備について</p> <p>(3) 教育と文化の島づくりについて</p> <p>・ 離島留学について</p> <p>① 現在の実績について</p> <p>② 受入体制と今後について</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>今までの対策の実績と評価について、どのように捉えているか</p> <p>3 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について</p> <p>(1) DXについて、どのように考えているか</p> <p>(2) 行政窓口のオンライン化を進めるべき</p> <p>(3) ICTの拠点づくり</p> <p>(4) 地域通貨について</p>	北 啓
11	<p>1 コロナ禍において、活用できる制度は今こそ活用されるべき</p> <p>(1) 就学援助制度について</p> <p>申請方法の周知徹底と申請書を配布しているか。また、生活保護基準に基づく「適用基準」が2021年度の国の就学援助項目・補助基準を満たしているか。さらに、認定率はどの程度で、コロナ禍において充実した制度になっているか</p> <p>(2) 生活保護制度について</p> <p>生活保護の申請件数、決定件数、被保護世帯・人員数、保護率の推移、扶養照会、保護の要否判定等における自動車保有の弾力的な運用、生活保護制度のしおりの活用、生活保護を申請する理由、広報の重要性はどのようになっているか。また、生活保護費の減額が違法との判決の現状から、国が言っている「ためらわず申請してほしい」との制度になっているのか。さらに、コロナ禍で充実した制度になっているか</p> <p>(3) 市営住宅について</p> <p>家賃の減免制度の周知の徹底と申請書の配布、申請状況、減免理由、減額率、令和2年3月から令和3年2月の入居世帯に対しての申請者数はどのよ</p>	中 村 良 夫

順	質 問 事 項	質 問 者
11	<p>うになっているのか。貧困が広がり、生活苦が深刻になっている下で、市営住宅の家賃減免制度は充実した制度になっているのか</p> <p>2 観光客激減の下での観光業と事業所及び雇用を守ることについて</p> <p>(1) 令和3年度の固定資産税軽減を国が公助として継続実施するように強く要請すべき</p> <p>(2) 令和3年度分の固定資産税軽減の申告状況</p> <p>(3) 市独自で電気料金や水道料金の減免等を実施すべき</p>	中 村 良 夫
12	<p>1 施政方針について問う</p> <p>(1) 防災拠点庁舎整備のスケジュールについて</p> <p>① スケジュールは不測の事態が発生しても、合併特例債の期限に間に合わせることができるのか</p> <p>② 工事期間が「両津病院」と「歌代の里」の建て替え工事予定と重なっている。特殊車両や資機材、大工等人材の供給不足が懸念されるが、どのような対応策を講じるのか</p> <p>(2) エネルギー政策について</p> <p>国は2050年までに温室効果ガス排出量をゼロとする脱炭素社会の実現を目指すと宣言した。本市は「ゼロカーボンアイランド」の実現に向けて、粟島浦村との共同宣言を表明しているが、具体的な取組はまだ見えてこない。そこで、住環境の消費エネルギーを削減する目的で「断熱リフォーム補助事業」を実施すべきだ考える。ゼロカーボンアイランドの実現に向け、市の本気度を示すチャンスであるが、市長の考えを問う</p> <p>(3) 子育て支援拠点の拡充について</p> <p>雨天・荒天時の屋内での子どもの遊戯場所となる子育て支援拠点の拡充を検討するとのことだが、具体的な中身はどのようなものか</p> <p>(4) 佐渡汽船の経営再建について</p> <p>今期中の佐渡汽船の債務超過解消は非常に困難が予想される。コロナ特例により、債務超過解消には2年間の猶予が与えられているが、上場廃止についても視野に入れなければならない。このような状況下にあっては、市から外部取締役を派遣するのではなく、株主として「経営再建委員会」の立ち上げを要求し、そこへ市の人材と共にDMOの人材にも加わってもらうことで、観光と一体となった経営再建策を講じていく必要があると考える。市長の考えを問う</p> <p>(5) トキエア（LCC）の進捗について</p> <p>① 課題は何か</p>	後 藤 勇 典

順	質 問 事 項	質 問 者
12	<p>② 佐渡空港の県の調査結果はどのようなものか。定期便再開に向けた取組として、今後、県はどのように対応していく予定にあるのか</p> <p>③ 市の支援策としては、どのようなことを検討しているか</p> <p>④ のと里山空港で導入されている「搭乗率保証制度」を検討すべきではないか</p> <p>(6) 令和3年度に新設される医療対策課について</p> <p>① 医療人材確保の具体策は何か</p> <p>② 遠隔医療の体制整備とはどのようなものか</p> <p>(7) 佐渡教育コンソーシアムについて</p> <p>① コンソーシアムの構成メンバーについて</p> <p>② 阿賀黎明高校では高校魅力化プロジェクトの一環として、保養施設を改修して温泉付きの寮を整備することで、全国から留学生を募集する取組を実施している。同様の取組を佐渡でも実施することはできないか、市長の考えを問う</p> <p>(8) 農畜産物のブランド化・地産地消の推進について</p> <p>「佐渡牛」のブランド構築について言及されているが、具体的な内容はどのようなものか。子牛販売の競り市を活性化させるため、使われていない基金を財源として競りに参加する事業者を増やすため、航送料や船賃の補助などを実施してはどうか。また、県の畜産担い手経営発展事業との連携は考えられないか</p> <p>(9) 国家戦略特区に挑戦するつもりはあるか</p> <p>2 コロナ経済対策について問う</p> <p>(1) 「新しい生活様式」対応施設整備等支援事業補助金は、要件緩和と補助上限額を引き上げた上で、補正予算の中で実施すべきではないか</p> <p>(2) 事業継続支援金は、企業にとって純利益に直結するため、支援策として有効と考える。補正予算の中で実施すべきではないか</p> <p>(3) 雇用調整助成金（特例措置）の延長期間終了後、失業対策が課題になってくることが予測できる。コロナを理由とする失業者を受け入れた企業に対し、1人あたり30万円を助成する制度を新設してはどうか</p> <p>3 市無償貸与温泉施設の在り方について問う</p> <p>(1) 温泉活性化協議会を廃止し、かつて実施した無償貸与3施設に対する燃料費補助として予算を切り替えるべきではないか</p> <p>(2) 佐渡の「温泉地」ブランドを向上させるための組織を新規に立ち上げ、DMOとも連携して温泉地全体をPRする取組を実施すべきではないか</p>	後 藤 勇 典

順	質 問 事 項	質 問 者
12	<p>(3) 入浴施設あり方検討会中間報告において、「現在営業している入浴施設の全てを継続的に維持・運営していくとこれまで以上に多額の財政支出を必要とすることから、今後は運営を継続する施設を選択する必要性が強く求められる」とある。数年後には、3施設の大規模改修の見込み額として約7億5千万円が想定されるが、具体的にどの施設を残す考えなのか。また、廃止を検討する施設については、どのような処分の在り方を想定しているのか</p> <p>4 スクールバスの運行管理体制について問う</p> <p>(1) スクールバスの運行管理について、安心安全を担保していく必要がある。市の基本方針を示せ。また、一部エリアについて民間事業者へ委託するなどの考えはないのか</p> <p>(2) 事故が発生した吉井方面のルートについては、現在市内の交通事業者に委託している。4月以降も継続して委託する予定にあるのか</p> <p>(3) 小中学校のスクールバスに関わる業務は多岐に渡るのではないかと考える。業務内容についての説明を求める。また、何人体制で取り組んでいるのか、現状マンパワーが足りている状況にあるのか、説明を求める</p> <p>(4) 新たに作成された佐渡市スクールバス運行管理マニュアルには、運行の安全確認について、運転手の責務についてのみ言及されており、肝心要の運行管理者の責務と役割についての記載が一切ない。早急に加筆し、改めるべきではないか</p> <p>(5) スクールバスの安心安全を担保するため、他市のように「スクールバス安全運営委員会」を設置すべきではないか</p> <p>(6) 12月定例会の一般質問の答弁で、「スクールバスは朝と夕方以外に、昼間も校外授業で使っているため、日中ずっと使っていない状態ではないと我々は聞いている」とあった。しかし、昨年度の各小学校における校外学習使用状況表によれば、多い学校で年間使用日数は25日、少ないところでは0日や3日となっている。そうであるならば、朝夕はスクールバスとして運行させ、日中は高齢者の買い物や病院への送迎のための「コミュニティバス」として運行させることが可能であり、遠隔地についても、デマンドバスとしての利活用が考えられる。フルタイムでスクールバスを利活用することができれば、民間事業者が積極的に外部委託に応じるのではないかと考える。市長の考えを問う</p>	後 藤 勇 典

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） おはようございます。日本共産党市議団の中川直美です。今年は、東日本大震災福島第一原発事故からちょうど10年目です。あしたが3.11ということで、くしくも10年前の質問者が登壇することになっているようなので、期待をしていただきたいというふうに思います。

さて、復興庁の12月8日時点での調査では、現在福島の避難者は全国で47都道府県938市区町村で約3万7,000人と、帰還困難区域などのふるさとに帰れない県民が8万人以上という状況であります。昨年、2020年3月末には避難困難区を抱える浪江町など4町村では自宅に帰ること、戻ることもしないのに住宅提供が打ち切られました。復興支援は、避難指示解除と一体に打ち切られているというのが今の政治の状況であります。大震災、原発事故から10年、菅政権は脱炭素社会などを口実に原発の新增設や原発運転期間の40年ルールを骨抜きにするなど原発推進に前のめりであります。そんな中、新潟県においても柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働が大きな焦点となっています。福島原発事故から10年、私は原発ゼロこそ福島原発事故の最大の教訓と考えていますが、政治が県民が分からないうちに再稼働を勝手に決めるなどあってはなりません。花角新潟県知事は、2018年の知事選挙の公約で3つの検証を引き継ぎ徹底的に検証、実効ある避難計画を検討、検証結果は広く県民の皆さんと情報共有し、再稼働については県民の信を問うと約束をしております。佐渡は、離島で逃げ場所もありません。佐渡出身の知事とも言われた方でございます。公約を守り、少なくとも広く県民に問うていただきたいということを強く述べて質問に入ります。

1番目は、初めての渡辺市政の新年度予算についてであります。

幸いにも現在、佐渡はコロナ感染流行地域ではなく、報道されている感染流行地に比べれば深刻ではないというものの、様々な影響が生まれています。国は、多くのコロナ対策予算や臨時措置を4月いっぱいまで止めます。佐渡においてコロナ特例の雇用調整助成金や休業支援金などの多くの状況はどのようなのか。そして、これらに対してどう向かっていくのか、渡辺市政の姿勢を問いたいと思います。

また、ウィズコロナ、アフターコロナの佐渡において、渡辺市政の支援策は一体何か。また、今年度の渡辺市政の施策の目玉施策である起業ナンバーワンの島づくりと併せて既存業者への対応はどのようなのかお尋ねをしたい。

新年度予算についての2つ目は、この間の小規模単位での市民との対話集会、今日ホームページ見たら25回とかって書いてありましたが、対話集会で意見をどのように予算に反映したのか。

3つ目、市長を中心にした活性化策であります。歴代の市長も同じようなことを何度も掲げていました

が、うまくいっていません。具体的にそれをどう捉えているのか。

具体的に支所などをどう位置づけるのか。支所、行政サービスセンターの位置づけを明確にするためにもコミュニティー推進条例や市民参加条例など自治基本条例的な内容が必要ではないか問いたいと思います。

4つ目、コロナ禍で文化が消えるとして、無形文化財への取組を国も強調し始めていますが、コロナでできなかった佐渡における地域伝統行事や社会教育活動などは幾つぐらいあるのか。そして、さらなる振興策が行政として必要ではないか、問いたいと思います。

また、地域固有の文化など存続が危ぶまれています、どう把握し、その方向性は何かお尋ねいたします。

大きな2つ目、1月には佐渡航路事業者の大株主になったわけでありましたが、市の外郭団体への関わりについてであります。

外郭団体をどう把握しているのか、数や分類をお尋ねいたします。

国も再三要請をしている出資団体への基準についてどうか。

指定管理者への労働法制の遵守は問題ないかを伺います。

具体的な関連のものでは、市温泉施設については健康保養施設として今年度位置づけていますが、佐渡市入浴施設あり方検討会の方向と食い違っていますが、どうするのか。

また、文化財団や観光DMCを目指すと言及している観光DMOへはどう関わるのかお尋ねをします。

次に、佐渡航路についてであります。

小木航路あかね売却に始まり、もめにもめた佐渡航路で大変しけておりましたが、佐渡汽船の債務超過の原因の分析、出資で大株主になり、責任度合いも大きくなったわけでありましたが、総務省指針についての対応が最低でも必要だと思いますが、どう対応するのか。

2つ目は、ジェットfoil、カーフェリーの船舶の更新が直面しているわけで、具体的にはどうするのか。また、あかねとの関連では上越市との連携の具体策についてお尋ねをいたします。

次に、佐渡空港問題であります。

これまで代表質問や一般質問でも多くありましたので、簡単に聞きますが、私は新航空路開設促進協議会、民間の組織ということになっておりますが、の活動状況がどうなのか。行政が旗を振るだけではなく、市民とともに取り組んでいくことが必要なので、現在のサポータークラブ会員数や昨年度の開催状況及び活動状況についてお尋ねをします。

4番目には、高齢者の施策をどう進めるかということであります。

連日子育てや5Gでドラえもんみたいな話がいっぱいあるのですが、高齢者問題がやっぱり何といても客観的に置かれた佐渡において深刻な問題であります。1999年、地方分権一括法とともにスタートしたのが介護保険であり、この介護保険が地方分権の試金石と言われていたのは言うまでもありません。介護保険施行から20年の大きな節目であります。介護保険等に対して、これまでの検証の上に立った高齢者への行政対応の在り方が大きく問われております。現状の問題点、そして新年度から始まる第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の特徴は一体何か。また、その計画にどのような意見が寄せられたのかお尋ねをします。

2つ目は、今年度の目玉事業である子育て支援のように本気で介護問題を解決する独自の対策を考えていただきたいということであります。この介護問題も歴代の市長がいろいろ言いましたが、結果的にいつになっても特養待機者は400人を下回らないという、こういった状況です。また、今年度の介護保険の関係では、働き方の支援として事業所などへのICTの活用の考え方を伺います。

3番目、今年度から、資料にも示しておきましたが、第3段階の特養などの利用者の食費負担が2万2,000円も上げられます。また、デイサービスやショートステイの1食当たりの負担額も上げられますが、その影響額などについてお尋ねをいたします。

4番目、過去に市独自による介護予防・地域支え合い事業等が今日において必要ではないかというふうに思うのですが、どう考えるのか。

5番目、国民健康保険についてであります。

国民健康保険についても現在の国会で大きな議論になっているところでありますが、多子世帯の子供の均等割減免、全国でも佐渡市はトップランナー的なのですが、これはもう申請不要にすべきではないかということですが。

2つ目、国民健康保険の申請減免、今コロナ禍の影響の中で、やはりまだなかなか収入や売上げにおいて厳しいものがありますから、今の持っている減免条例を少しでも実態に合わせるべきだと思ふのだが、どのように考えるのか、答弁を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、おはようございます。中川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍における各種支援の状況でございますが、雇用関係では雇用調整助成金、労働者が直接申請できる休業支援金ともに、これ市を通さずに申請する仕組みであります。申請漏れがないよう、また支給対象期間も延長されておりますので、市のホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、事業者支援としての持続化給付金、家賃給付金につきましても同じく国への直接申請であります。持続化給付金につきましては約1,200事業者が市に上乘せ申請を行っていることから、多くの事業者が申請されたものと考えておるところでございます。また、緊急小口資金など生活支援に関すること引き続き丁寧な周知を心がけていきたいと考えております。

コロナ禍における支援策のご質問でございます。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス対策として、島内経済の回復に向けた市内消費を喚起するために実施したプレミアム商品券発行事業、設備投資への支援とした「新しい生活様式」対応施設整備支援事業補助金、島民や県民を限定とした宿泊施設利用促進事業などの実施により島内の経済効果を生み出したところでございます。そのほか、雇用機会拡充事業補助金にも島内事業者から32の事業者が交付決定を受けて事業を実施するなど、雇用の創出や事業拡大につながる取組をしてまいったところでございます。令和3年度、島内の既存の事業者への新しい支援としましては、コロナ禍に対応した事業所の企業ブランド強化に向けた調査、研究、開発費に対しての支

援、また営業力強化に対する支援などを加えさせていただいたものでございます。これにつきましては、島内企業との話し合いの下に必要な経費ということで既存の事業に上乘せをさせていただいたという考え方でございます。今後も島内企業が持続可能となるような支援も取り組んでまいりたいと考えております。

市民との対話集会でございます。タウンミーティングの形で昨年11月から、今回初めての形でございますが、各地区を旧市町村単位に複数回らせていただいております。2月末までに25会場で市民の方々と意見交換をさせていただきました。集落の高齢化とか空き家の問題、空路、海路の問題、やはりそういうものも非常に指摘があったところでございます。本年度の予算にどう反映させたかということでございますが、集落の高齢化事業に関しては、従前からいろいろ問題があるという指摘を受けておりましたので、これについては一定程度緩和期間を設ける等の仕組みを取らせていただいたところでございます。また、空き家対策も、これは市民の意見をいただく前から考えておるところでございますので、そういう点について、予算に間に合うものについては対応させていただいたというところでございます。

支所、行政サービスセンターの在り方でございます。支所、行政サービスセンターを地域の拠点とした地域活性化の方針につきましては、やはりこれまでは支所等の窓口機能の充実ということが主眼であり、もう一点、やはり政策は本庁でつくり、それを支所、行政サービスセンターに落としていくというような形態があったというのが私どもの考え方とは若干違うというところでございます。今後やはり地域で考えて地域から提案していくという形を強化していきたいということから、地域のにぎわいを創出する人づくりへと視点を変えていきたいと考えているところでございます。その実現のために地域おこし協力隊や職員OBといった人材を活用しながら支所、行政サービスセンターと地域が協働できるような体制、この体制を取って地域の方々とともに地域づくりについて議論していける体制を目指していきたいと考えております。

支所及び行政サービスセンターの設置につきましては、地方自治法第155条の規定により定められており、地域内の住民の利便性を図るため、市の事務を分けて行う出先機関として位置づけられているものでございます。先ほども申し上げましたが、まずは地域づくりを行うためには地域の課題をしっかりと整理し、支所、行政サービスセンターが課題の集約場所になるという前提が大事だと考えております。そういう点から、まずは地域の意見を聞く情報収集の拠点をつくっていくというところで令和3年度取り組んでまいりたいと考えております。自治基本条例等については、今後の課題整理の上で最終検討させていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、新年度予算のコロナ禍で中止になった地域の行事等の問題でございます。昨年は、新型コロナウイルスの影響により、鬼太鼓など集落で行われる祭りの多くが中止や規模を縮小しての実施となりました。今年についても、今のところ実施に関する判断を迷われている集落が多いと聞いております。しかしながら、昨年のような状況が続くと、佐渡市の伝統行事や文化の継承が危ぶまれるだけでなく、各地域においては高齢化が進み、地域コミュニティーの衰退につながるおそれもあるため、地域の情報を私どもとしてもしっかりと把握をしていかなければならないと考えておるところでございます。タウンミーティングにおいて私自身は2週間の行動、そして1週間の健康チェック、こういうものを通しながら飲食等十分に気をつけて行うという地域行事であれば可能ではないかというふうに市民の皆様にお話をさせていただいておるところでございます。いずれにいたしましても、感染予防を徹底していくということが条件

でございますので、様々な形で地域のイベントについてはご判断いただきたいと考えております。そういう部分も併せながら、先ほど申し上げましたように支所、行政サービスセンターを拠点として地域の声を的確に聞く体制も整えていくことも、やはりこういう地域イベント等にも大きな役割を果たすものと考えているところでございます。

外郭団体などへの関わり方でございます。外郭団体につきましては、民間の多様な資金や人材、経営ノウハウ等を活用することにより、機動的かつ柔軟に公共サービスが提供できるよう設立された団体であり、行政が大きく出資している団体であるとも考えております。佐渡市としては、市が出資している団体としては28団体、そのうち市が25%以上出資している団体につきましては8団体となっております。市が出資している団体のうち、大部分が市の支出により賄われている団体につきましては特に市との関わり合いが強く、市として団体の事業運営に関する公益性、透明性などが保たれているのか、指導的立場にあると考えておるところでございますが、やはり一方では民間にする以上はやはり民間の活力を生かして取り組むというのも一つ大きな方針になるというふうに考えております。そういう観点から、市がどのように出資団体に関わっていくかという基準につきましては、改めて現在の取組が正しいのかどうかを含めながら、他の自治体を参考に研究していきたいと考えておるところでございます。

指定管理業者との関係でございます。指定管理業者は、使用者として労働法令を遵守する義務がございます。発注者である市は、指定管理業者において労働法令の遵守や労働条件への適切な配慮がなされるよう留意する必要があることから、指定管理者の募集段階から特記仕様書に法令遵守について記載しているところでございます。今後、県等の仕様はもう少し法令が詳しく出ておるといこともございますので、労働法令の明記についても載せることが可能かどうかも含めまして検討してまいりたいと考えております。

入浴施設のあり方検討会でございます。今後の市保有温泉の方向性について、民間の方の意見を反映するために外部委員10名の方から検討いただいているところでございます。検討会からは昨年の11月17日に中間報告書を頂いており、利用者の減少、施設の老朽化による修繕費等のコスト増加などからこれまで以上に経費がかかることが見込まれ、現状の施設をそのまま維持管理するのは困難である、また、施設の絞り込みが必要であるのご意見もいただいております。本年12月までに一定の結論を出す聞いておりますので、その結果を議論した上で、やはり温泉施設全体の計画をつくった上で市民との合意形成を図っていききたいと考えておるところでございます。日本一の健康寿命の延伸、これは温泉の利活用の一つの大きな重要な施策であるとも考えております。ただ、これはやはり温泉の数の問題ではないと考えておりますので、しっかり温泉を利活用するという方向については取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

文化財団、DMOという問題でございます。DMOは、一般社団法人として公共の利益確保のために活動する団体であり、会社の利益を追求する形であるDMCとは性質が異なるものと考えております。DMOには地域資源を商品化して自ら観光客を呼び込む機能が必要であるとともに、全体的な地域の地域づくり自体もこのDMOというの大きな役割を果たすものと考えております。そのための各種データの継続的な収集分析、そのデータに基づく戦略の策定、PDCAサイクルの設定、一時的な情報発信、プロモーション、マーケティング等を行う専門人員が必須です。ただ、現状では自立した組織運営を行うための自

主財源の確保、内部人材の育成が喫緊の課題となっているため、今後連携を強化して取り組んでいく必要があると考えております。DMOの中からビジネスモデルとして成り立つようなものがDMCとして発展していくという形を現在考えておるところでございます。DMOの最終的な組織の在り方としては行政機能の一部民営化であり、国内外の誘客や事業実施はDMOが担いますが、既に国等への予算確保についてはもうDMOでなければ取れない予算もあるということでもありますので、市は全体的な連携も含めながら、国を始めとする自治体間の調整及び公共施設の維持管理、また佐渡市の将来を見据えた観光戦略の造成ということを踏まえながら取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

文化財団と市の関わりにつきましては、教育委員会からご説明をいたします。

佐渡汽船の経営問題でございます。佐渡汽船の経営状況に関しましては、1991年をピークに輸送人員の減少が続いております。これに伴い売上高が減少しており、そして貨物部門の業績も悪化しているということが挙げられるところでございます。さらに、高速カーフェリーあかねによる誘客効果も一時的なものでございました。小木一直江津航路の抜本的な収支改善には至らず赤字を拡大させ、近年は大変厳しい経営状況にあったと認識しております。そうした状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2020年3月以降の輸送人員が著しく減少したことが債務超過の引き金になったものでございます。また、総務省の指針では、第三セクター等の経営悪化が地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼしている現状に鑑み、原則として法人に25%以上の出資をする地方公共団体においては経営状況等の把握、監査及び評価等を行うものとされているところでございます。特に債務超過法人については、抜本的改革を含む経営健全化の取組に関わる方針の策定及び公表が求められていることから、新潟県が方針策定の責務を負うものと認識しております。佐渡市としても一定程度の株式を保有することから、県と認識を共有しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、カーフェリーおけさ丸の代替船建造につきましては、2025年を目標に自社建造する方針で経営改善に取り組むと佐渡汽船から報告を受けております。ジェットフォイルの代替船建造につきましては、これはやはり現在の佐渡汽船の経営状況、ここをしっかりと注視した上で県及び国等の動向を踏まえての判断であるというふうにご考えておるところでございます。また、上越市との連携も非常に重要であると考えております。そういう点で今後も協議を続けながらにはなりますが、観光振興の側面から小木一直江津航路の利用促進に向けて連携を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、佐渡空港でございます。新潟県が行っている佐渡空港に関する調査ですが、現佐渡空港においてトキエアが予定しているATR機を受け入れられる施設であるかの調査を今年度実施しました。この調査に基づき令和3年度には必要な設計等を1年間かけて行うということで8,329万4,000円を予算案として計上しているとのこと。市としては、就航後の支援策について、県と連携を取りながら検討していく必要があると考えております。佐渡新航空路開設促進協議会の昨年度の事業につきましては、総会1回と役員会3回、勉強会や各種イベントへの参加などを行っております。また、サポータークラブ会員数は今年3月1日時点で個人5,951名、企業については215団体が加入しておる状況でございます。

高齢者施策の問題でございます。高齢化社会における介護問題の解決を図り、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして平成12年度に介護保険制度が創設され、20年が経過したところでございます。この間、少子高齢化の進展や社会情勢の変化などに合わせて、地域支援事業の創設や介護予防の推進など様々な制

度改正が行われてきました。今後、さらなる高齢化の進展を迎えるに当たり、介護サービス提供体制を維持するための人材確保や介護保険制度の持続を図るための利用者負担増が見込まれることなど、これがやはり今後の大きな課題になると捉えておるところでございます。第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、令和2年3月に実施した高齢者実態調査及び在宅介護実態調査結果を基礎にして、人口動態等の社会情勢の変化も踏まえて策定しておるところでございます。重点的な取組といたしましては、これまでどおり介護が必要な方への介護給付の維持に加え、フレイル予防を含む介護予防の取組による重度化防止、そして健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる体制を目指すものがございます。また、実態調査結果において認知症への対応に不安を感じる介護者の割合が高かったことを受け、認知症グループホーム18床の施設整備を計画しておるところでございます。パブリックコメントでいただいた意見としましては単身高齢者への対策、施設整備の要望、医療と介護の連携強化、施設整備における佐渡産木材の活用などの意見を受けております。介護問題の対応といたしましては、地域での生活が困難となってくる高齢者のため、待鶴荘、ときわ荘の改修を含め、施設の在り方について検討を進めるとともに、介護現場でのICT活用について、介護従事者の負担軽減、業務の効率化を目指し、市内介護事業者と検討を進めてまいります。

食費負担の問題でございます。介護保険施設の利用者に対する食費負担については、低所得者層への補給付制度により利用者負担の軽減が図られてきたところでございます。令和3年8月からこの制度が改正ということが見込まれているところでございます。利用者の影響につきましては、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設入所者約60人、短期入所のサービス利用者約150人が影響を受け、月30日サービスを利用した場合、月額2万1,300円の負担増となります。現在国から正式な通知があったわけではございませんが、今後県内他市の動向を注視しながら、対応等について調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

地域支え合い事業等のお話でございます。介護予防・地域支え合い事業の仕組みにつきましては、国の補助事業から一般財源化されたことに伴い介護予防・地域支え合い事業実施要綱は廃止いたしました。しかしながら、配食サービス事業や外出支援サービス事業など一部の事業については、新たな高齢者等在宅福祉サービス事業として事業を継続しておるところでございます。支え合いの仕組みにつきましては、地域包括ケアシステムの取組の中で、地域の住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができるよう取組を進めてまいります。今後高齢化、また過疎化が進む中で、やはりこの支え合いの仕組みというのは非常に重要だと考えておりますので、またいろいろと検討してまいりたいと考えております。

国民健康保険の減免制度でございます。多子世帯子供均等割の減免のご質問でございますが、減免制度の趣旨、やはり在り方を考えると、基本はやはり申請によるものが適切な手段であると考えているところでございます。市民にはしっかりとこの制度を周知、PRして、対象の全世帯から100%申請いただけるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

国民健康保険税の減免でございます。新型コロナによる国民健康保険税の減免は、コロナの影響により主たる生計維持者の事業収入等が前年に対して30%以上減額した場合が要件となっております。一方、佐渡市国民健康保険税条例第27条第1項第1号の災害等により生活が著しく困難となった者、またこれに準

ずる者の要件は、佐渡市国民健康保険税の減免取扱要綱の別表で「当該年中の世帯の総所得金額の見積額が前年中の世帯の総所得金額に比較し、所得が40%以上減少し」とあります。このようにコロナ減免と条例による減免の要件等に違いがあります。今後、国全体の動きも含めながら著しい収入の減、これが30%なのか40%なのかという議論も踏まえながら、ちょっと考えさせていただきたいというふうに関判断しているところございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 佐渡文化財団と市との関わりについてお答えいたします。

現在、副市長、私及び関係課長が構成員となった佐渡文化財団に関する対応方策検討会での検討の中では、民間の活力を生かした佐渡の豊かな文化の保存、継承を目指すことが必要と考えております。市民一体となった地域づくりは、民間団体である文化財団が率先して取り組んでいるところであり、市としては、民間の活力を生かした文化財団の地域での活動を文化財保護の観点から支援していきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、最初から行きます。

国の政策幾つかは言ってもらったのだけれども、先ほど出たコロナの国保の減免、介護保険料の減免の状況と非自発的、いわゆる失業者が国保に入った数を教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

まず、コロナ減免の関係でございます。2月末の数字でございますが、97世帯が減免の対象としております。申請があったということでございます。それから、非自発的失業者でございますが、こちらも2月末で61名の方対象とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

介護保険料の減免につきましては現時点で105世帯、3月末で120件を見込んでいるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長が言いそうなことは大体分かるのだけれども、コロナの国保の減免、介護保険料の減免、持続化給付金みたいなものという話を言うのだろうとは思っただけだけれども、私は非常にこれは意外に多いなという認識が1つ。もう一つは、国保の非自発的って、これはいわゆる社会保険から入る人なのよね。というこれが61名という、つまり首切られた人が61名入ったということなのです。これは、

私は佐渡にとって大きいと思いますが、市長どう思いますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 全てが首を切られたというわけでもないというふうに考えておりますし、今その調査につきましては、企業の雇用に関しては地域振興課、そして生活困窮等に関しましては社会福祉課でどのような制度についてどのような申請があったかというところを調査しておりますので、その上での判断でございますが、基本的にはやはり社会保険から国保に入るの人が多いというのは、やはり何らかの条件があったのかもしれないとは思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、例年はどうなのかというのはもちろんあるのです。例年もやっぱり60人ぐらいいけば同じではないかという話だけれども、例年、昨年に比べて、昨年はどのぐらいでしたか、昨年との比較では。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

非自発的失業者の関係ですが、平成31年度、昨年度につきましては118人ございました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ぜひ市長、分析をしてみてください。一昨年のコロナの始まる前に一般的に、国も言っているのは、消費税の増税によって不景気になって、その後にコロナが追い打ちをかけたというのが常識です。どこからどういうふうに来たかというのも含めて、私はさっき言った、例えば今年度の61人の方が事実上、非自発的というのは首切られたということですから、その方が来た。つまり今雇用を増やそうというのが60人も雇用を増やすというのはこれ大変な話ですから、そういう意味でいうとどうなのかしっかり分析をしていただきたいというふうに思いますが、次のこの間コロナ対策で打ってきた、いろいろ施策打ってきましたよね。その中で小規模事業者はどのぐらいありましたか。それで、小規模事業者で例えば滞納要件とかで外された方というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明をいたします。

コロナ対策ということで、市のほうでも各種施策の実施をさせていただきました。持続化給付金につきましては、先ほど市長のほうからもございました国の上乘せ申請ということで1,200事業者ほどありまして、市単独の国の基準に満たないという事業者につきましても200件の申請というものがございました。それから、飲食支援と「新しい生活様式」ということで補助制度を設けたところでございますが、税の要件につきましては今後支払うというような誓約書のほうをご記入いただき、提出のほういただき支援の対

象とさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 以前も言いましたが、国の持続化給付金、あれも滞納要件ないでしょう。ところが、市のやる業者向けのやつというのは滞納要件あるわけです。だから、そういった意味でいうと小規模事業者、うちは小規模事業者の振興条例を持っているのはご承知だと思いますが、小規模事業者がどうなったかということをやっぱりしっかり押さえないといけないと思うので、それはどうなっているか把握していますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

お尋ねの件につきましては、現在正確な数値の把握はちょっとしていないところなのですが、今後雇用等も含めまして詳細な分析を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） この間の自治基本条例にもつながるという意味で言うのだけれども、振興条例、今そこにいる社会教育課長がつくったのだけれども、あのときかなりもめて、いろいろあって、国も含めて小規模事業者というのは本当に地域にとって大切なのだということで、国の大きな流れも含めていろいろな各種業界とも話をしながらつくったのがこの小規模振興条例なのだけれども、そうすると小規模事業者の定義は分かりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ちょっと私詳細な資料を今持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 総合政策監は何か分かりそうなふりしていましたが、分かりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） お答えします。

私のほうも詳細は承知しておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） すみませんでした。ここが重要なのですって。製造業、その他、つまり宿泊業も含めて従業員が20人以下なのです。それ以外のサービス業は5人以下、つまり家族経営なのですって。ここを平成28年3月に佐渡市は条例制定したのですって。小規模事業者を守っていくことが地域の発展につながるということだと思のですが、これはこういうことでいいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

条例の趣旨はそのような趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） この後の議論にも行きますが、昨日もあつたけれども、子育てのやつを佐渡市の法律に書き込むから大丈夫だという言い方もありました。例えば今言った中小企業振興条例というのは全国的な流れの中で佐渡の中でも苦労してつくったのです。もっと違うことと言えば、地産地消の問題がありました。地産地消条例もつくったのです。そこには市の責務が書かれていて、お分かりだと思うのだけれども、市が優先的に、市の施設では優先的に地場のものを使うというのが佐渡市の法律で定められているのです。だから、私言いたいのは、ここも条例でこういった中小企業がいろいろなことがあるときに、さっき言った5人以下の家族経営の方だと、さっき言った不景気の中で商売大変だ、本当に税金納められるだろうかというような問題も含めてやっぱりしっかり考えていくということがなければならぬ。そうしないといけないと思うのです。変な意味で言うのではないけれども、外から起業者連れてきてやるのも私もいいけれども、今ある人をこういった佐渡市が持っている条例の中でやっぱりしっかり位置づけて、こういったときにも目配りしていく。確かに税の公平性ということでは、税金滞納しているかどうかというのはあります。だけれども、国は持続化給付金は滞納要件ないでしょう。全国的に見ても滞納要件がないところが半分なのです、市町村は。だから、そういったことをしっかり目配りしていかないといけないと思うのですが、市長どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これは、佐渡市の発注の仕組みも含めてこの基本条例、中小企業の基本条例、振興条例に基づいてできるものは島内発注、また継続発注ということで取り組んでおるところでございます。また、コロナ禍におきましても地元の方が使いやすいということを考えながらやはり施策は打っていくつもりでございますので、決してよその企業だけではないというふうに考えてます。ただ一方で、中小企業でもやはり創意工夫を交わしながら売上げをしていくということも条例に定められておるところでございますので、やはり一緒に考えながらどうしたら元気になれるかと、取り組んでいくということが大事だと思っています。税のほうは基本的にはやはりこれから頑張りますよということだけいただいて、基本的にはできるだけ経済対策などで交付の方向で考えていくということで、そういう方針で取り組んだものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） もちろんさっきの補正で打った住宅リフォームもこういった視点ではあるのです。ちなみに言っておきますと、当時は、もう若干変わっているでしょうが、さっき言いましたが、事業所で85%、働いている人で50%ですから、圧倒的にここで働いている方が多いという状況です。

国保の問題行きます。市長、また相変わらずこう言うだろうなと思ったけれども、基本は申請であるべきと言うのですが、来年から、2022年から国が交付税措置で均等割の減免をやりますよね。これは、恐らく申請主義にはならないと思うのですが、課長どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） 国のほうで未就学児の均等割の軽減ということを予定しております。こちらのほうは、減免ではなくて軽減という形になります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 私、申請のことを聞いたのです。これルールとしてやるのです。交付税措置になるのです。佐渡市の多子減免は全国的にも優れていて、この前も紹介しましたが、ほかの市町村ではもう自動的にやっている。課長、この前聞いたときから何人ぐらい増えましたか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） 先ほど申し上げましたが、多子減免につきましては、先ほど申し上げていないですかね、2月末で93件でございます。対象が97世帯ございまして、93件の方申請しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 実はこの前聞いたときからかなり頑張って申請をしてもらった、してもらったっておかしいけれども、周知をしたのです。それに職員がどれだけ手間を取られたかというのは想像はたやすいと思うのです。もちろん10万円くれるといたって要らないという人もまれにはいますから、市長が言うように受けない人もいるのかもしれないけれども、国民健康保険税というのは例えばモデル世帯でいうと、令和元年のしか私資料を持っていなかったの、見てきませんでしたが、令和元年で夫婦子供2人で300万円の所得、これは333万円です。基礎控除引いただけで扶養とかいろいろなもの引いていない。それで約16.2%ですから、実際は100万円以下の所得水準になる。こういった世帯が多いわけだから、私は、来年からまた新しい制度が国が、多分今国会やっていますが、通ると思いますが、始まるということもあって、申請をやめませんか。市長、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身は、減免制度の全体のお話を申し上げておるところでございます。この減免

制度は申請が要らないということでは、減免制度全体の仕組みづくりとして問題が出るのではないかと判断しております。ただ一方で、その制度の中に盛り込むという、例えば減免制度で盛り込んでいけるということであれば、それは全く問題がないというふうに考えておりますので、制度内に盛り込んでいくということが制度上できるかどうかも含めて研究させていただきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 全然大丈夫です。できます。

では、聞いておきますが、高齢者のほうで今確定申告の時期です。介護度がある方に特別障害者の控除の申請は自動的に出しているでしょう。普通なら申請主義なのに。違いますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

介護度のある方ということではなくて、市町村の基準に応じて障害者と認められる方については障害者の認定をしているところがございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） だから、他市は毎年取るのです。うちの母親、介護度4で家にいるから、障害者の証明書下さい。佐渡市は便利で1回取ったらずっとやれるのです。そうでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

佐渡市の取扱いとしましては、その状態に変化がない限り使えるという形で交付させていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それは、市の判断でできるということだ。

市民生活課長にちょっと聞きたいのだけれども、今確定申告の時期で、自営業者の方も国保に入っている方も確定申告すると昨年よりも下がったという方がいるのです。この前も本会議で言いましたが、介護保険料のやつはたしかホームページに出ていましたが、国民健康保険は3月31日まで間に合うのです。これ減額しても国がちゃんと財源見ると言っているのですから、しっかり周知をして使える制度はやっぱり市民に使ってもらおうほうが私いいと思うのですが、市長どうでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 制度をしっかりと市民の皆様にお伝えして利用していただく、これは当然市の業務、やらなければいけない仕事でございますので、それは徹底的に取り組むべきだと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 次に行きます。支所を拠点として地域の活性化の関係なのですが、これはもう何回も言っていますが、たしか歴代の市長でいうと高野市政のときに出前バス、出前出張所みたいなのもやっとうまくいかない。甲斐市政のときに支所を拠点として、本庁もやるけれども、支所を拠点とするのだよということだったのだけれども、心半ばで倒れてしまったものですから、その後の三浦さんのときには支所で完結するサービスをやると言ったわけです。この資料に示しておきましたが、支所、行政サービスセンターと大きく2つに分かれていますから、完結するサービスをやるということになると行政サービスセンターの人数は支所並みに増やさないといけないのでどうするかと言ったら回答はなかったのですが、市長はどのようなイメージを持っていますか、人数も含めて。例えば地域おこし協力隊を入れるとかOBを入れるとか、そんなことを言っていますが、それはどう考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 全てのサービスを支所でそもそもできるということ自体が私はできないだろうというふうに判断しております。これは、サービスの内容によると思います。サービスの対象になる方、その方々がどのように動けるかという状況を見ながらICTも含めた形で対応していく取組が今後の窓口サービスの基本になるというふうに考えておりますので、私は全てを窓口サービスとして完結するということは難しいというふうに判断しておるところでございます。一方で、やはりこの窓口サービスというところで考えてきた支所、行政サービスセンターでございましたが、私はやはりもっと地域に出ながら地域課題を議論して整理をして、市民の皆さんと一緒に議論ができる、そんな仕組みづくりを支所に、行政サービスセンターにはつくっていききたいと、そういうふうに今考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 時間もないので、ぱっと行きますが、昨日もちらっとありましたが、私が新しい渡辺市長に期待をするのはやっぱり従来型の政治ではない新しい政治を私期待したいと思うのです。というのは、従来型の政治、昨日も予算の方針説明書やらないかみたいなのがありました。ちょっと本棚からやっとなら探して持ってきました。ご承知だと思いますが、自治基本条例の発祥地である二セコ、非常によく庁舎問題のとき起債がどうのこうの、あれ借金だか借金でないのかみたいなのがあったけれども、そんなことも含めて出て、これが予算書なのです。これ持っている議員より利口にしゃべれるというぐらいのやつで、議員にとっては脅威なものだろうというふうに思うのですが、そういう意味でいうとやっぱりこの情報をきちんと位置づける。なぜこれ言ったかということ、つまり大きな流れとしては自治基本条例のようなものでやっぱり位置づけていく。自治基本条例が嫌ならば、コミュニティー推進条例、私が言っている市民参画条例、こういった中でやっぱり行政って一体何なのだ、住民って一体何なのだ、議会って一体何なのだという迫り方をしているところだから私進んでいるって実は思っているのです。そういう意味でいうと、法体系上で、ここに書いておきました。市長もお分かりだと思いますが、今の支所の体系上でいうと支所長や行政サービスセンター長は上司の命を受けというのだけれども、教育委員会以外は誰が上司になりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

支所長、行政サービスセンター長、それぞれ管理職でございます。その上司という位置づけにつきましては副市長というところで対応しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、金井の場合の金井地区支援室長の上司はどなたになりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

金井地区支援室長につきましては総務課の組織の中に入っておりますので、総務課長が上司ということになります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、支所長、行政サービスセンター長は教育事務所長を兼務していますが、この上司はどなたになりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 教育事務所長の上司としましては、本庁の社会教育課長ということになります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ご苦労さまです。ということになっているようで、私何言いたいかというと、割と複雑なのです。行政というのは基本的には縦割りなのです、悪いけれども。横串とか言うのだけれども、そうしないと指揮命令系統がうまくいかないから縦割りになっているのです。それが縦割りが強過ぎて弊害が来ているのが、それをどうするかという話で、それをくぐっていくのが私はこのコミュニティー条例だったり、市民参画条例だろうなというふうに思うのです。例えば甲斐市政のときに各地区で地域づくりの会ができましたよね。例えば新穂なんかの地区の防災のことなんか一生懸命やったし、赤泊も頑張ったのかな、いろいろな地区でできたけれども、あれは結局任意の団体だから、例えば佐和田と金井地区に地域づくり会というのもあるけれども、何とか会といれば同じように扱わなければいけない。部屋貸してくれといえば貸さないといけなし、同じように、それはやっぱり無理がありますから、やっぱり条例で一定程度の位置づけをしながらやっていくこと、そして行政の責務もしっかりするし、市民の税金もしっかりさせていくことが必要だろうなというふうに私は考えています。市長はやりながら考えるということだから、それはそれで見守っていききたいなというふうに思っていますが、ぜひ自治基本条例、ニセコを見ても分かるのだけれども、実は当時の総務で行って、これ過去に広瀬議員が取り上げたこともあるのだけ

ども、そこはどなたが異動になってもすぐ対応できますと胸を張って言っていました。それで、行くと机の上には何にもない。1つのファイルがあって、引き出してこれをやれば誰でも分かるような、そういうシステムをつくっていました。ああ、なるほどな。また空気感も違いました、庁舎の中の空気感も。そういう意味でいうと、やっぱりしっかり市長、副市長、元職員お二人合わせて72年の行政経験ですから、知り合いはいっぱいらっしゃるでしょうから、ちょっとそこが問題という点もあるのだけれども、職員と一緒にあって、これもあえて昨日改めてまた海士町の町長の書いた、なるほどなと、今回も改めてまたざあっと斜めに、ゆうべ寝れなかったの、読んでみました。これいろいろなこと海士町はできたと。なるほどなと思ったのは、これができたのは町の職員たちのおかげですと、日本一安い給料で頑張ったのだと。全て私がやったのではなくて職員がやったのだ。なるほどな。やっぱり職員と一体になってやっていく、コミュニティー条例のことでいうならば市民とも一体になる、ここに絵も描いてありますが、議会は時々反発することがありますが、それでも全体としては一体になってやるということが私必要だと思うのですが、市長どのように考えますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 自治基本条例自体はまちづくり条例というような意味合いもあって、これから皆さんと一緒にどうつくっていくというまさしく今これから考えていかなければならない問題であるというふうに思っております。一方で、それぞれの条例の内容はそれぞれの中でやって取り組んでいる状況もあるわけがございますので、その条例化もどのような形にしていくのか、どういった必要性があってどういった課題があるのか、それぞれの仕事の中で分析していかなければならないと考えておるところでございますので、そういう視点からも自治基本条例の在り方について、もう一度佐渡市のほうでもいろいろ検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長の公約だったと思うのですが、市民と議会と対立する行政ではなくて、それを変えて、力を合わせてやっていく行政だというのが打ち出しだったと思うのです。私は、そういう意味でいうと、この自治基本条例や市民参画条例、コミュニティー条例、これ実は先ほどの小規模振興条例もそうだけれども、ここに迫ろうとすることが職員勉強になるのです。我々議員の端くれですから地方自治法をかじってみたり、議会基本条例をかじると、なるほど、行政ってこういうものか、議会ってこういうものかというのが我々は曲がりなりにも少しは分かる。ところが、市の職員の方々って大変忙しそうですから、そんなことやっている暇がない。皆さん仕事に追われているということも考えると、やっぱりニセコなんて小さな町です。だけれども、大したものだなというふうに私は思っています。ぜひ市民とも協働する、そういったまちづくり進めていただきたいし、今総合計画、企画課長やっているでしょう。そういった視点も入れた総合計画というものもあるのです。ぜひそういうふうにしていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） 現在、総合計画のほう策定をしておるところでございます。そういった観点も私どものほうもちょっと勉強させていただきたいと思っておりますので、その中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっとそれは無理だと思います。というのは、公共施設等の総合管理計画もあるでしょう。これから公共施設をどうするか、老朽化したのをどうするかというのもあるし、これからまちづくりをどうするか。以前議会でよく出たのは、周南市に行ったら、上が一気にやるぞと言ったら大反発食らった。それから小まめに地域に入ってやっていく、こういうのが先回りになるってやっているのだけれども、ちょっとびっくりしたのは1月18日の第4回の行革推進会議の中でこんなことを言っているのです。いわゆる行革、言ってみれば行革をやるときは強大だ、つまり市民は強大だというわけだ。強大なわけであると。取りあえず局地戦において勝っておけ。全体を見回しながら戦略と戦術を組み合わせなければならぬことだと思う。もっともよろしくないのは戦略の逐次投入だということです。それで、最後に何言っているかって面白いものですね。いろいろな作戦を組み立てていくのは総合計画にまず組み込んでおけよと、市民に分からないようにというふうに言っているのではないですか、議事録に。課長はその担当で出ていたでしょう。そのとき先生、それは違いますよって言わないといけないのでは、これはまさに市民を敵と見てやるのではなくて味方としてやらないといけないのです。違いますか。海士町の海士町長ではないけれども、やってやるのではなくてやらせてもらうのだから、お客様は市民だ、昔の市長みたいであれだけでも、だからこれはおかしい。しかも大学の先生ですよ、この人がこう言っている。これはぜひこういったときは課長がそのとき、やっぱり違いますというディスカッションをしないといけないのではないですか。違いますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

申し訳ないです、ちょっと私そのとき出ていなかったもので、反論ができなかったのでございますが、担当のほうから話を聞いた中では総合計画の中にどういった形で行革を入れていくかという議論があったということを知っております。総合計画の中に前回の将来ビジョンみたいに盛り込んでいったほうがいいのか、別立てで総合計画とは別の中で行革定員管理計画等の個別計画として付随させたほうがいいのかという議論があったというような内容で聞いております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これは昔型なのですって。海士町の山内町長ではないけれども、このときどうなりましたか。知っているでしょう。有名なのは、自分たち報酬を下げるって言ったら職員も下げると言うし、おまけに町民までがこのサービスは要らないのではないかって言ったのです。そのときも国から来ていた役人は、こんないい町はないと残ったそうですが、総合政策監、佐渡市をどう思っていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 私のほうの所見を述べさせていただきます。

まず、やはり今総合計画のほうが来年度末までに向けて、鋭意策定に向けて例えば市民と対話ですとかワークショップを通じて実施されていると私も把握しております。その中でこの佐渡におけるよいところというのは、市の職員の方、やはり市民に占める構成割合も非常に多いです、非常に限られたこの地域の中で皆さんやはり協調を持って物事に取り組むことが必要だと思っておりますので、やはり何か上から例えばトップダウン的というよりは、しっかり皆さんと対話を通じて協議を重ねながら、市民の方々の合意を得ながら取り組んでいく必要があると感じております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） せっかくだからもう一つ。佐渡市に来てどう思いましたか。国にいた方ですから、佐渡市の議会ってひどいところだなとか職員が駄目だなとかいろいろあると思うのですが、率直な感想、これもまさに外部から来た方がここでしゃべっていただいて、市民も多分見ていますから。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 私の思うところといたしましては、まず国土交通省という霞が関の省庁でちょっと勤めていたという経験もあり、初めて今回地方公共団体にちょっと来たものですから、やはり仕事の進め方ですとかふだんの業務のやり方も、霞が関の省庁の場合ですと例えば電子メールですとか、そういったものをたくさん日々さばきながら仕事をする一方、こちら市役所とか例えば市民の方々の協議の場ではしっかり対面で行うというところで、ちょっと物事の進め方、スピード感というのはかなりやっぱりまだ違うなというところは率直に思いました。ただ、それにはやっぱり一長一短もありますけれども、やはりだからといって霞が関のやり方がそのままいいかということは決して私も思いませんので、まずは今取り組んでいるそのスタイルを守りつつ、でもやはり改善できるところはしっかり改善していくところもまだ佐渡市にもあると思いますので、そういったことも皆さんには感じていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） さすが人格者ですね。スピード感が違うって、遅いとは絶対言いませんですから。こういうのをちゃんと聞き取らなければいけないのです。ぜひ、外部人材って私もいい考えだと思うし、外部から招聘したり、起業もいいと思うのだけれども、私市長が起業ナンバーワンの島を目指したい、それはそれで私いいと思う。ただ、今ある業者も、さっきの中小企業ではないけれども、大変だから、何か仕事をつくることも私、市の持っている仕事を出すべき、出せるものは出していくというのも私必要だと思うのだけれども、それはどうかと。

それと、もう一つだけ。過去に佐渡市は苦い経験をしたことがあります。島外から業者を入れて、補助金云々されたことがあります。そういう意味でいいますと、業者の事業提案は私あっていいと思うのです、

何度も言うけれども。事業提案がいろいろあるときには、県へ行くとそうでしょう。課長に会うというと必ず後ろに書記がいてあれする。やっぱり面談記録というのか、そういったものはしっかり取るようにしていきませんか。

2つ、既存の業者にも仕事をつくるような方策と面談記録はやっぱり取っていくことが後々のためになると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 基本的に佐渡の場合は中小企業しかない、主に中小企業であるというふうに考えております。そういう部分で本当に小さいご家庭の企業と一定程度の規模の企業はもちろん違うのは承知しておりますが、やはりその役割に応じてお仕事が回るようにということは一つ努力をしていきたいと思えます。また、その団体とどうやったら元気になるのかというふうにやはり自らも考えてもらう、この2つをセットに企業の皆さんとは相談をしていきたいと思っています。そういう部分で私自身、話合いの場を多く持っていきたいというふうに取り組んでおるところでございます。

あと、面談記録はもう行政にとって必須でございます。私自身も今来て、面談記録がないものもあって、例えば電話記録がないケースもあって、そういう場合しっかり取るように私自身も担当に話をしておるところでございますので、これにつきましては総務課長を通じてまた再度連絡、通知をしたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 地域づくりということ言えば、地域に行って声を聞いて回るといって、回ってもそんなに出来ません。やっぱりその地域は例えば福祉による地域づくり、まちおこし、文化によるまちづくりだったり、やっぱりその地域の関心のあることと1つが結びついて行って行政に絡んでくる、自由に物が言えるというので大体予想しているのですが、国の無形文化財、コロナの中で地域行事やいろいろなものが大変で、無形文化財の在り方を変えるというふうなことを言っているわけで、そういう意味でいうと佐渡にはいっぱいあります。ところが、過去の歴史を知っている方がもう限界に来ています。そういう意味では何らかの守る方策が要る。市長が言っている地域を拠点とした、例えばここは文化財っぽいものがある、地域の誇りがある、やっぱりそういったことをきっかけに地域に入って行って、どうやっていこうかという中で福祉のことにも波及させていくということが私要と思うのですが、その辺は担当課はどう考えていますか。市長はどう考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身は、大きな方針としてはやはり地域の誇りの創出というのが一番大きな問題になってくるだろうというふうに思っています。やはり地域が自ら元気にしていこうと、こういうもの大事なのだという認識を持って動いていく。そこに行政が絡まない限り、なかなか効果を上げることはできないと考えておりますので、やはり今回の支所、行政サービスセンターの拠点は地域でやろうという、そういう思い、それを今まで合併後、市民の皆様と少しずつ距離が出てきた市と市民の皆様がちょっと近づ

いて話ができる、そんな体制を目指していきたいと考えています。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

下谷世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（下谷 徹君） 私のほうからは具体的な守っていく、継承していく制度についてご説明をさせていただきます。

現在無形の文化財、佐渡市全体で408件の文化財があるのですけれども、そのうち23件が無形の民俗芸能ですとか祭礼行事等に指定されております。そういったものに対しての支援制度については、佐渡市単独での補助要綱ございます。ただ、そうはいいながら、やはり議員がおっしゃるように過疎化、それから高齢化等でなかなかその伝承が難しいという実態も私ども把握しておりますので、今後こういった形でそれを守るための市としての支援ができるかということでございますが、この2月でしたか、国のほうで無形の登録文化財の制度の考え方を公表いたしました。その中で使えるものがあるかどうか、それからこれから法律等の施行がなされますので、その状況を見て判断する部分も出るかと思うのですが、佐渡にとって登録文化財の制度がよいかどうか、それから過去にございましたような日本遺産のローカル版みたいなものがあるかどうか、そういったことを含めまして、地域振興課、社会教育課等と、関係課と相談しながら今後の進め方を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 過去に佐渡百選というのがありましたよね、いいか悪いかは別にして。あれも一定程度地域の宝だったりするわけで、ただ私、世界遺産推進課が今所管になっているけれども、あそこは今世界遺産でやっぱり一本で頑張らないといけないところだから、やっぱりもうちょっとさっき言った支所の仕掛けの中でやっていくというようなことが私要るのだろうというふうに思うのです。それがどうかと。

それともう一つは、今地域でこれ何とかしてもらえないかなみたいなものもあるから、まずみんなでそういう関心持っている方から集まっていたいただいて、懇談会でもないけれども、話し合いでもないけれどもということが私要るのではないかと思います、市長どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 有形であれ無形であれ、文化の継承は私自身も社会教育課長としてやったときにやはり非常に難しいというふうに感じております。これは、やはり一般の市民の方が有形でも無形でもいいのですが、残っているものをやっぱりよく理解していないといえますか、その大事さというものがやはり島内においてしっかりと今まで周知されていないというところがあるのではないかと。その結果大事なものが、おうちを解体するときに佐渡に残らずに京都に行くとか、そんなものも多々聞いておるところでございます。ですから、やっぱりここを支所ということではちょっとなかなか難しいところもありますが、いづれにいたしましても、そういう情報連携と文化振興を少し今後佐渡市においててこ入れも考えながら詰めていく案件だというふうに思っております。

あと、もう一つ何でしたっけ。

〔「在り方懇談会」と呼ぶ者あり〕

○市長（渡辺竜五君） すみません。在り方懇談会につきましては、まさしく本年度、まずは私自身は、まず御用聞きというふうに表示しておりますが、まさしくその課題を持ち寄って、何かいい方法ないかという議論ができる、そのようなところまで令和3年度、もし持っていければ、私自身は非常に支所、行政サービスセンター拠点というものの成果になると思いますので、そういう部分を期待しておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それがいいかどうかは別だけれども、文化財団もそういった行き方も私はあるのではないかなというような気がするのです。

そこで、時間がないので、温泉のことを聞いておきます。ほかの議員もやっているのだけれども、佐渡市入浴施設あり方検討会では人口からしたらもう利用者割合で要らないという、ちょっと私短絡的だと思ったのです。平成19年度、もちろん人口は多かったです。当時の指定管理料が1億7,363万5,000円、総収入が2億幾らで全体の赤字は3,379万円だったのです。そのときに入っていた人数が50万人ぐらい入っているのです。当時の市の資料も持ってきたし、私の資料も見ただけでも、今あそこで議論されているのは今の4つだか3つの施設で何人という言い方をしているのです。温泉というのは意外と、そのときも言いましたが、その地区が潰れるとこの客って動かない、意外と。だから減っている。だから、残せという意味を言っているわけではないのだけれども、ただ今後7億6,000万円の修繕費、全部建て替えると15億円と今試算出ていますよね。水回りで大分老朽化してきて、以前の平成22年の頃と今の高齢者の状況も違うし、施設の状況も違うということかというと、やっぱり何らか考えていけないとは思っているのだけれども、どうなのかと。ただ、今年度、市長が言うように健康寿命をやるということで、私これ持ってきました。本当にやるとどれだけ介護度にならないかというやつ。これは、千葉大だかどこかの先生が3万人を対象にやったもので、かなり有名な調査結果です。今の担当者もこの本読んでいるはずなのだけれども、温泉に入ると介護度が30%下がるということで、これはこれでやるならやるでもいいです。だけれども、やっぱり方向性としてはどういうふう考えているのか、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 施設があるなし、また今の現状はかなり民間のほうでも頑張ってもらっているところもあると思います。そういう部分で佐渡全島の温泉のサービス基準、そういうものをしっかりとまずは出していただきたいというのが私自身の一つの考え方でございます。これは、うちの3つの施設だけではなくて、民間の施設も含めて市民サービスの提供がどのようにできるかという判断をしなければいけないというのが1点でございます。

もう一点は、やはり明確に福祉センター的な温泉の扱いを考えていくかということも議論の一つだというふう考えているところでございます。そういう点からサービス基準、サービス基準というのは市民の皆さんのそこまで行く時間ということもあると思います。それも含めながら検討していきたいと私自身は考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 最近の東京新聞にも出ていましたが、同じ調査結果を見て、結局、以前全国の国保連が温泉によって医療費が下がった長野の例、実は佐渡の新穂も入っているはずなのです、あの調査報告に。そこに金かかるようだけれども、結果として医療費が減るということもありますから、そういうトータルバランスしっかり見る必要があるのだなというふうに思います。そこで次に、ぜひ健康寿命はいいですが、時代に合った具体的なものを考えていただきたいなと思います。

そこで、次に行きます。佐渡汽船問題に行きます。佐渡汽船問題に移る前に飛行機の協議会、あれはやっぱり今のトキエアが飛ぶにしても、民間レベルでのやっぱり何か盛り上がるものも要るし、もともと2,000メートル化という問題があるわけで、そういう意味でいうと人員の増強も含めてやっぱりやってくる必要があるのだと思うのですが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今の協議会の視点は、やはり2,000メートル化を含めて盛り上げていこうというところでのイベントが中心でございます。トキエアの問題も含めまして現空港の活用することも視点に入れながら、県が調査費を持ったわけでございますので、この調査結果も、設計の結果も踏まえて今後活性化に向けては考えていかなければいけないと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 飛行機の協議会の会長と観光DMOの理事長って同じ方ですよ。先ほど言ったようにこの前ここに来たときに観光DMOからDMCを目指しているのだと言って、私はおやっと思ったのです。つまりDMOだって大変なのに、DMCってもっと違うわけで、同じ方がどちらのあれもやっても大変ご苦労だと思うので、替えろとは言いませんが、せめて補強していく、どちらも。要ると思うのだけれども、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

先日DMOの理事長が全員協議会のときにDMCを目指しますというふうにした発言があったかと思えます。経済的な自立を目指す上での考え方の一つを例で出したものと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今でも大変なのに、それどころではないだろうという話もありましたし、さっきもちょっと始まる前に話をしましたが、DMOというのは観光庁だし、DMCというのは内閣府なのです。観光庁は金がないから、内閣府へ行きたくなるのですって。当たり前ですって、自立ということになれば。それも大事なことだけれども、ただやっぱりどちらも大変な今時期だ。飛行機問題も県との関係もありますから、これやっぱり補強していく必要があると思うのですが、いかがですか、市長。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 特に飛行機のほうの協議会につきましては、しっかり今後のトキエアの状況も踏まえながら、県と足並みをそろえていかなければいけないと考えております。また、DMOにつきましては、今申し上げたとおりDMOとDMC、役割が全く違ってきますので、市との役割との関係も含めてしっかりと議論してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） あとは捨てる、佐渡汽船問題にも入っているのですが、資料④から、4は近々の離島の全国議長会、ジェットフォイルの補助金をつけるとかいろいろなことをやっています。資料⑤、これはここに書いてあるように、令和2年度の二次補正のときに出ているものですよね。つまり新造船のときにはこういう方法もあるよという案だな、なるほど、あるのではないって思ってたのですが、ちょっと分かりにくいのですが、例えば公設民営の場合、右側のやつですが、30%補助、70%過疎債、または辺地債と、こういうふうになっているのですが、この30%はどこが出すという形になっているのだろうか。総合政策監、分かりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 議員お配りのこちらの資料⑤の地域公共交通における感染拡大防止対策ということで、国土交通省のクレジットでこれ資料出ております。ただし、ちょっとご注意いただきたいのが、これ令和2年度第二次補正予算と書かれておりますが、これは別に補正予算に限らず、通常経年どおり講じている施策をちょっと一部紹介している資料となっております。この補助というのは国から出るものになっております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それは承知しています。ただ、ここに書いてあるように、つまり補助対象が唯一かつ赤字の航路の場合ということです。今佐渡でいうと、唯一と言われるのかどうか知らないけれども、小木一直江津航路は赤字で補助もらっているわけで、ここに適用になるのではないかと私は思います。

それともう一つは、公設民営ならば過疎債使えるのです。辺地債使えるのです。⑥見てください。これ古いものですが、島根県の例です。つまり弱小の町村は過疎債やいろいろなことやって、結局県がこれを補填しているという説明書なわけです。だから、小木一直江津航路、今上場会社だから結局駄目なので、分社化すればいいかどうかは分からない。まだ先の話ですけども。県も踏ん張ってもらうけれども、過疎債やれば交付税措置があるからこれいいのだなというのが私の今回の提案で、そういう考え方はできますよね。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 今議員のお尋ねありました件についてご説明申し上げます。

ご指摘のとおり、こちら公設民営化の場合ということで、例えば自治体が船を保有する場合、そういっ

た場合にはこのような手厚い支援が受けられるような制度となっております。ただし、今現状佐渡汽船というのは上場企業の株式会社ということで、基本的には上場企業ということで自立的な経営改善も含めて事業を運営していただいているという形態になっておりますので、その中でこの制度はちょっとまだ使えないというところになっていきます。ただし、ご指摘のとおり小木一直江津航路というのが今回あかねからジェットフォイルの代替に替わりましても、やはり赤字が引き続き続くのではないかという見通しもありますので、その中で小木一直江津航路の利用状況を見ながら、こういった例えばそういう将来的な分社化ですとか、そういったことの検討もまた出てくるやもしれませんが、そこは我々も経営状況を常に定期的にモニタリングしながら、そういった議論を県等も含めて深めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 総合政策監、どうですか。小木一直江津航路は赤字航路として認定をされているわけですが、この唯一赤字云々というところで。言うならば、これは公設民営というのが国の条件なのだけれども、上場企業だと駄目だということなのだけれども、今の小木一直江津航路でいうならばカーフェリー云々というときにこの制度が使えるという理解でいいのですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

公設民営の形態になれば使えるということになりますので、これについては公がカーフェリーを持つ、そして事業者に貸し与えるというふうな状況になれば今言った国の30%補助、そして過疎債で70%というふうなことは使えるというふうな考えております。出資率については、公設民営の場合には県、それから関係市で50%以上持てば公設民営のほうに行けると思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、佐渡汽船が50%以上我々が持ったときに公設民営、第三セクター。第一セクター、第二セクター、第三セクターですから、なるのではないか。その辺はどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

日坂総合政策監。

○総合政策監（日坂 仁君） 今議員ご指摘のとおり、例えば関係自治体のほうで株式割合が50%以上であれば、これは公設民営となります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 一応言っておきます。佐渡市議会は、会派を超えてこの佐渡汽船問題については大体一致した考え持っての間ずっと来ています。別にこれ佐渡汽船憎しで言っているわけでも何でもなくて、せめてここにある島根県、あるいは長崎県のような県のスタンスもやっぱり取ってほしいなということなのです。もともとは県が出資率50%を出して、上り坂のときには県から副社長を天降りさせてお

いて好き放題やっていて、いざ駄目になったら逃げたというので怒っている。だから、県がしっかり責任果たすべきだというのが佐渡市議会の意見なのですが、そこでちょっと聞きます。資料の8番、佐渡市の3億6,000万円は債務超過の分の補填としてやったと思うのですが、それは正しいですね。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

この8番の資料なのですが、佐渡市としては債務超過解消のために3億6,000万円出したというのはこれは間違いないのですが、ここの資料にある①番と②番、新潟県が2つに分かれておりますけれども、この②番のほう、地域公共交通感染症拡大防止対策事業、これが4億6,000万円というふうに記入してございますが、1番右端の備考のところを目を移していただきたいのですが、こちら4行目から地域公共交通感染症拡大防止対策事業に係る補正予算として約4億6,000万円を計上することが決議され、その次なのですが、その一部が2021年3月をめどに当社に支給、当社というのは佐渡汽船ですけれども、佐渡汽船に支給される予定ですということで、この4億6,000万円が佐渡汽船に全部行くわけではないということで、我々としては14億円の行政支援を求められておりましたけれども、そのうち3億6,000万円が佐渡市、県のほうはここにある①番の8億9,000万円と合わせて県のほうは10億4,000万円、合わせて14億円というふうに理解しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、2020年12月期の連結決算では債務超過の額は幾らですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

債務超過の額は8億7,600万円になります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、14億円は多過ぎやしませんか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 県と一緒に12月、我々が支払いをしたのも12月以降、議決したのはもちろん1月以降でございました。そういう部分で最終的な決算の中で14億円が要するというふうに聞いておりますので、12月期は8億円だったかもしれませんが、本年度の最終的な銀行との約束の中で、それを防ぐという点では14億円要ののだというふうに私自身は聞いておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、後世に語り継ぐときには14億円の債務負担超過の補填ではないわけだよな。課長、そうだね。上越市は何が起こったか知っていますか。佐渡市にも議会に向けてもともと10億

円の債務超過だから欲しいと言ったのを突然14億円に上げたから、信用ならないと言ったのです、上越市は。佐渡市と上越市の立場は違いますが、あまりにもこの落差が、差があると思うのだけれども、どうですか。8億7,600万円、県が出したのがちょうど合うではないですか、8億9,000万円です。これでチャラだったわけではないですか。あとは付け足してくれたという話になりはしませんか。そうすると、8億9,000万円の債務超過であって、佐渡市はその上乘せをやった。なおかつ県の8億9,000万円はこれしっかり行くのでしょうか。3月末までに入るという書き方をしているのです。下手したら入らないのではないかと私は見ている。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

我々のほう、この14億円盛る段階では債務超過解消のために行政としてそれだけのものが必要だと、そこを解消しないと金融機関のほうから運転資金が得られないということで、その額が14億円ということで聞いておりました。その時点ではそういうふう聞いておりましたので、佐渡市としては3億6,000万円計上したわけでございます。

それから、県のほうですけれども、計上した予算については3月中に佐渡汽船のほうへ補助金として出されるというふう聞いております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ぜひ確認してください。もし県が出していなかったらその分県からもらいましょう。

そこで聞くのだけれども、上越市が言うのも無理ないのです。佐渡市議会の市議が怒るのも無理ない。資料を見てください。ナンバー5です。これが航路の確保の協議会の開催状況と三者会議の開催状況です。特別委員会で出したものです。そこに歴代の市長と議長名を入れてみました。あかねの問題になっていたとき、三者会議見てもらえば分かるのですが、祝議長の時きなのです。ほとんどやっていない、実は。上越はどう言っているかという、当時の報告書でこう言っているのです。あかねについては県は協議会で議論を進めてきたのだけれども、協議会を開催しなくなったと。協議会の検討のまとめをやるべきだとこの間繰り返し開催を働きかけてきた。しかしながら、再三再四の要請にもかかわらず、県は協議会を開催しなかった。上越市にももともとこういった不信感があるのです。これは、平成25年6月16日と7月の上越市の報告文書がいまだにインターネット、上越市を探すとあるから見た。そもそも上越市がさっき言ったように10億円が14億円になり、いざ帳尻合わせてみたら8億7,600万円、これは市民的に見てもやっぱり信頼はなかなか得られにくいというふう思うのだけれども、どうですか、市長。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） その4億円が増えたときに私どももこの理由について明確にするようにということでお話をいたしました。基本的には評価損という形でございますので、キャッシュフロー的な問題ではないという認識も私どもはしておるところでございます。そういう意味での決算ということがあったのかも知れません。そこは、私最終確認はしておりませんので、内容については最終確認をしたいというふうに

考えております。

また、この信用できない、私自身はその時点でその説明に対して一定の帳簿上あり得る話であるということ判断いたしました。それで、県と協議をした上で支出の行為をした上でございますので、やはり県の判断も含めながら、正しかったものというふうに今考えておるところでございますが、やはりその説明責任、そこはやっぱりしっかり果たすべきだろうというふうに今考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 副市長は、今度からちょっと違う立場になるようなのですけれども、副市長はどう考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊貝副市長。

○副市長（伊貝秀一君） 出資法人に対する経営状況に対する状況把握、そうしたものをしっかりしまして、必要な指導的立場で考えるべきかなというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 結果的に言うと、佐渡市と上越市の立場は全く違うし、新聞報道でもそうだし、最近出ている議員の書いたものを見てもそうだけれども、上越市にとって本当に実利があるのかと。ただ、今年度については佐渡市民が上越市に来たときのいろいろな割引やってくれるということ。昨日もあったけれども、行きたくたって行けないから、割引してもらっても困るのです。夏休みになると上越市の水族館の券が小中学生に回るのだそうです。お母さん、行こうよといったら、行ったら帰ってこれないからどうしようという話があるぐらいなので、だからその辺はちょっと工夫する必要が私お互いにあるのではないかと思うのですが、市長、その辺はどう考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まさしく、もちろんジェットfoilになることによって車等が搬送できないということはありますが、逆にジェットfoilの場合運航自体も読みやすいというふうになると思っておりますし、揺れもあかねと違ってちょっと横揺れではないので、そういう部分もありますので、修学旅行の誘致なども時間計算、また航路の安定というところでは判断できるのではないかと考えております。そういうところも含めまして、現在観光振興課と上越市のほうと連携協議のほうが続いているところでございますので、私どもも受入れ体制をしっかりしながら、こちらから上越市に行くものもしっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ある向こうの議員が言っていた。佐渡へは速くなくても物資や車は運べず、上越市、現段階では佐渡汽船へ財政支援はしない。それで、片道の運賃が両津よりも210円高いでしょう。せめてこういったことぐらいは向こうと同じぐらいにできませんか。どうでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

佐渡汽船としては、小木一直江津航路、それから新潟一両津航路、こちらジェットフォイルの金額は同じにしたかったということで、その予定で進んでいたのですが、やはり航路の長さ、距離が違いますので、その距離に合わせての料金設定はやはり必要だということを国のほうからも指摘されまして、そこで小木一直江津航路が若干長い分、航路運賃若干上がっているということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長、どうですか。大して来ないから、佐渡市で何とかしませんか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今様々考えているのは、小木にはかなり体験メニューも含めてアクティビティーも非常に多いと考えております。そういう部分では有人国境離島等の制度を使いながら体験型メニュー、また長期滞在型メニューなどを増やしながら運送コストを下げていくということを今一義的に考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 船の協議会、例えば長岡市なんか怒ってもう来ないです、極端に言えば。本当は上越市がいなくなって、新潟市もいなくなって、とうとう県とタイマンみたいな話になりかねないのです。本来協議会の在り方をしっかりやっていく必要が私はある、そういうことをしっかり県に働きかけていくべきだし、先ほど言いましたが、総務省の指針でいえば今回の債務負担超過の検証をしっかりと、額は一体どうなのか、県が一体幾ら払ったのか。我々は14億円って聞いているが、14億円だと思ったら8億7,000万円。だから、そういうのをしっかりやってもらう必要があると思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この間の経緯も含めながらきちっとその評価といいますか、検証していくべきだというふうに私も考えておりますので、今あかねの問題、様々まだ動いております。コロナもかなり影響しておりますので、そういうものも踏まえながら評価検証していかなければいけないと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 資料ナンバー6、これが総務省の指針に基づいて新潟県がやっている出資法人に対する個別のシートなのです。いっぱいあります。ページ数見れば分かる、抜き取ったものですが、つまり令和2年9月10日、あかねをどうするかって佐渡汽船がもめている最中に、これは経営改善委員はのほほんとかこういうことを書いているわけで、これがいいとは言いませんが、これはあくまでも行政とは違いますが、佐渡市も大株主になったのですから、やはり先ほど28の幾つかという話もありました。DMOの間

題もあれば文化財団の問題もありますが、こういった法人の経営評価委員会ぐらいつくってチェックをしながら、そのとおりにするわけではないけれども、やっていくべきだと私は思うのですが、いかがですか。ちなみに、総務省は平成26年に通知を出して平成28年にも出して、平成30年度末までに各リスクのある出資法人の計画書を作りなさいというのが総務省の見解なのです。佐渡市は、私は再三言ってきたけれども、前の副市長はやらなかった。今回の副市長はやってくれますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

伊貝副市長。

○副市長（伊貝秀一君） 総務省のほうからは、第三セクター等についての経営健全化についての通知等が出ておりますので、それについても承知はしておりますけれども、佐渡市において今回出資をすることによりまして、県と同じような評価シートでのそういう検証というものがどこまでできるのか、今のところはっきりとはちょっと言えませんが、市として一定のそういった評価なりというものは、やはり今後やっていかなければいけないだろうなというふうには考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 佐渡汽船というものはもちろん大きいからそうだけれども、佐渡汽船だけではなくて文化財団でも観光DMOでも事実上市が丸投げみたいところになっている。要は関わっていくのか関わっていかないのかをまず決める。関わるのだったらどういう関わり方をするかということをやっぱり整理しないと、私担当部署も大変だと思うのです。そういうことを私は言っています。

時間がないので、誰も最近やらないので、高齢者福祉の関係ですが、第8期の介護保険についてはどのように言われているかということ、結城康博、よくテレビに出る眼鏡をかけた若い方ですが、あの教授はこんなふう言っている。衝撃、訪問介護は見放されたのか。2021年度介護報酬改定、介護現場に金を出せ、声だけ、声援だけはもうたくさんだ。つまり今の高齢者の置かれている状況というのは、昨日も医療構想の話がありましたが、社会福祉というのは極めて圧縮をされている、しわ寄せが来ている。そういう意味で、ぜひ市長、子供や起業もいいのだけれども、今置かれている高齢者の問題解決のために全力を尽くしていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） やはり私自身も現場を回りながら施設の問題、そしてスタッフの問題、様々な問題を抱えているというのは重々把握しておるところでございます。私自身は、起業ナンバーワンという部分を目指しておりますが、やはり子供が育てやすい島、そして高齢者も元気に生き生き暮らせる島、この3本柱で進めていきたいと考えておりますので、大きな方向性としてというか、その3本柱の1つとしてしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 新年度予算、市民の声を聞いて、しっかり市民のために頑張ることを期待して終わ

ります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

午前の会議はここまでとし、休憩といたします。

午前 1 1 時 4 8 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北啓君の一般質問を許します。

北啓君。

〔7 番 北 啓君登壇〕

○7 番（北 啓君） 皆さん、こんにちは。会派、佐渡の西風の北啓です。先日、とある SNS にて佐渡出身で現在島外在住の方々がコロナ禍の今、佐渡のために何かしたいといろいろと考えてくださり、本日 3 月 10 日の語呂合わせで佐渡の日にかけて、ハッシュタグ佐渡の日をつけて各 SNS で佐渡のよいところや佐渡の写真などを発信してくださっています。現在佐渡にいなくても、佐渡のことを思い、考えてくださっている方々のためにも、佐渡に住む私たちがよりよい佐渡市を目指し、頑張らなくてはならないと改めて思い、本日の一般質問に臨ませていただきます。

1、教育行政方針、教育に関することについて。（1）、校務支援システムについて。昨年的一般質問で教員の働く環境整備について、教員の業務負担軽減を図り、子供と向き合う時間を創出し、学校運営の効率化を図るために、校務支援システムの導入を提案させていただきました。前回、教育長の答弁では有効性については理解をされており、今進めている児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末整備後に費用や効果などを検証し、導入を進めてまいりたいと考えておりますと前向きな答弁をいただき、今回教育行政方針にも校務支援システムの共同導入が検討されており、当市においても積極的に連携し、導入に向けて検討を進めていきたいと考えていますと盛り込んでいただいたことは評価いたします。

そこで、少し具体的にお聞きしたいと思います。まず、どのように検討していくのか、スケジュールと併せて説明を求めます。

また、新潟県の来年度予算でも統合型校務支援システムの予算が上程されているが、その予算との関係はあるのか説明を求めます。

（2）、G I G A スクール構想について。G I G A スクール構想は、全ての人に世界の様々な技術革新を利用できるようにすることを意味とし、全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に 1 人 1 台の学習用 P C やクラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境などを整備する 5 年間の計画のことをいいます。1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育て育める教育環境を実現し、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的としています。現在日本は、O E C D 諸国に比べると I C T 教育が遅れていると言われております。現に日本の学校教育では国語、数学、理科の 3 教科におけるデジタル機器の使用時間は O E C D 加盟国の中で最下位。地域間での使用率の格差も指摘されており、学習用途の I C T をより活用していくために 2019 年にこの G I G A スクール構想が提

唱されました。今年度、児童生徒1人1台のタブレット導入を行い、ネットワーク環境が整備されたと思うが、現在の整備状況に問題はないか。

また、来年度からの運用についてはどのような活用をしていくのか、運用していく体制は整っているのか説明を求める。

(3)、家庭、地域の教育力の充実について。教育行政方針に記載されている家庭や教育力の向上のための取組として、児童生徒の健全育成と学習週的确立を目指し、PTAや公民館等において家庭教育の啓発活動を推進するとともに、貧困の連鎖を防止するための学習支援を子ども若者課と連携して進めますとありますが、今年度、令和2年度の教育行政方針に全く同じ文章が載っている。この1年間どんなことをしてきて、来年度はどういったことをするのか、具体的な説明を求める。

(4)、自然体験について。佐渡は、自然体験ができる最高の環境だと思うが、今まで自然教育が少なかった。そこで、来年度子どもキャンプ事業の予算が計上されていることは素晴らしいと思うが、学校授業でキャンプを行っている小学校もありますが、この事業との違いは何か。

また、学校でのスキー授業なども好評だと聞いている。海や湖、山もある離島なので、もっと自然体験、自然教育をアピールしていったほうがよいと思う。社会教育だけではなく、今回観光の予算でもアドベンチャーリズム推進事業でアウトドアコンテンツの活用とありますように、教育と観光に使うものは別だが、連携してできることも多くあると考えるが、どういう自然体験、教育を進めていきたいのか、計画や目標をお聞かせください。

(5)、生涯学習、リカレント教育について。教育行政方針で公民館の利用促進として市民の暮らしが充実し、家庭や地域における課題解決のきっかけとなるよう学習機会を提供するとともに、自主講座の活動支援を行うなど公民館を生涯学習の拠点施設と位置づけ、様々な教育や講座を開催しますとありますが、具体的にどのような講座、生涯学習を推進していくのか説明を求める。

また、人生100年時代や様々な技術の発展や社会的状況の変化により働く環境は大きく変わってきております。このような変化に対応するためにこれまでの知識の更新や新たな技術などを身につける必要があり、近年社会人の学び直し、すなわちリカレント教育が注目されています。リカレント教育とは趣味や生きがいのために学ぶ生涯学習とは異なり、働くための学びであります。その効果としては、リカレント教育を実施した方は年収が非学習者に比べ3年で約15万円増加しており、就職率は13.8%増加するという内閣府の調査結果もあります。今後は、労働人口減少やコロナ禍における社会構造の変化に対応できる人材を創出する必要があると考えます。そのためにコロナ後の社会動向やそれぞれの地域の産業の特色に沿った技術系講座の開設や、大学や民間企業と連携した魅力ある講座の開設を支援するなど連携してリカレント教育から地域の活性化を図ることができるように取り組む必要があると考えるがどうか。

2、施政方針、令和3年度当初予算について。(1)、産業振興と雇用が充実した島づくりについて。①、定住促進について。施政方針でも人口減少対策を最優先と定め、移住交流推進課を設置し、進めていくことはよいと思うが、地域振興課で実施していたときとの違いは何か。前に七尾市の事例を紹介させていただきましたが、いろいろな団体との連携がUターンを増やすために必要だと考えるが、どのように運用していくのか説明を求める。

②、企業誘致について。有人国境離島法による雇用機会拡充事業補助金ほど有効的な補助金は今までに

ない。その中で今年度実施したビジネスコンテストは有効的な手段だとは思う。来年度予算にも予算計上されているが、今後どのように実施していく予定なのか説明を求める。

(2)、子供から高齢者まで市民が夢や希望の持てる島づくりについて。①、多子世帯の補助について。安心して子育てできる島を目指し、第3子以降子育て応援事業として多子世帯の支援に力を入れることはよいが、第1子、第2子ともに18歳未満である条件や、現在子供3人子育て中の方は対象にならないなど疑問である。誰のための何を目的とした支援策なのか、明確な答弁を求める。

②、働きながら子育てできる環境整備について。所信表明でもあり、今回施政方針にもある一文ですが、これまで私は何回も一般質問をしてきております。すぐに動けない様々な課題もあることも理解していますが、前回くるみん制度の紹介もさせていただきましたが、その中で来年度も検討するのであればどこを目標にし、どのようなスケジュール感で動き、検討していくのか説明を求める。

(3)、教育と文化の島づくりについて。①、現在の実績について。全国的にも少子化が進む中で離島留学を実施している離島、自治体は多いが、佐渡市で現在実施している学校での受入れ状況はどうか説明を求めます。

②、受入れ体制と今後について。今後、佐渡教育コンソーシアムができ、高校での離島留学への検討も進めていくとのことで、その方向性はよいと思うが、受入れ体制の整備が大切だと考えるが、今後どのように活動していくのか説明を求める。

(4)、新型コロナウイルス感染症対策について。今年度、新型コロナウイルス感染症対策として様々な支援策を実施してきた。今までの対策の実績と評価についてどのように捉えているのか。分析し、今後の実施について生かしていきたいと考えている支援は何か答弁を求める。

3、DXの推進について。(デジタルトランスフォーメーションについて)。(1)、DXについてどのように考えているか。国でデジタル庁が創設され、東京ではスマート東京実施戦略が策定されました。デジタル化の流れが活発になってきましたが、DXは今までの単なるデジタル化の流れではなく、デジタル化によって効率化を図り、豊かに暮らせる環境にすること、よい環境にすることを目指すものであります。現在、国の行政改革で押印の省略化が図られてきました。次はファクスを廃止したいとの話も出ています。施方針にあるとおり、課題の先進地であるこの佐渡からDXを推進し、様々な課題解決を目指していくことは有効的な取組だと考えるがどうか。

(2)、行政窓口のオンライン化を進めるべき。特別定額給付金や持続化給付金をめぐるオンライン手続の混乱は記憶に新しいかと思えます。行政手続は慣れていない人には分かりにくく、市民や企業は手続ではなく行政サービスを受けることを求めています。そもそも無駄な手続をしなくても、必要な人が必要なだけ行政サービスが受けられる仕組みをつくることが重要だと思います。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、俗に言うデジタル行政推進法が令和元年に成立し、行政窓口がオンラインで手続できるように整備されました。行政窓口のオンライン化といっても様々な問題がありますが、佐渡のような広い面積を有する自治体では窓口のオンライン化は場所を選ばず活用でき、また感染症対策にも非常に効果的であります。ぜひ推進すべきと考えるが、市の考えをお聞かせください。

(3)、ICTの拠点づくり。ICTの整備については、今まで都会と地方との格差が大きくありました。近年ではインバウンド需要もあり、佐渡でもフリーWi-Fiが設置された場所、店舗も増えてきまし

た。しかし、公共的に使える場所は限られており、インバウンド需要もそうですが、このコロナ禍の中でどこにいても連絡を取れる場所の整備は一定の需要があり、防災面などの緊急時にも有効的だと考えるがどうか。

(4)、地域通貨について。以前一般質問で、佐渡市民も利用できるようにサービスを拡充することを提案させていただきました。今回施政方針でだっちゃんコインを地域通貨としてリニューアルを図り、市内の観光と他産業の連携や経済波及効果を高めてまいりますとありますが、具体的にどうするのか。地域通貨としてリニューアルということは、島民の利用が可能になるのか説明を求める。

以上で演壇からの質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 北啓君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、北議員の一般質問にお答えをさせていただきます。教育行政方針、教育に関することについては教育委員会からご説明をさせます。

続きまして、定住促進等でございます。新設予定の移住交流推進課につきましては、移住、定住の促進及び企業誘致、これを促進していくと。島内、島への移住、定住の受入れ拡大と定着を目指すとともに、起業を含めた企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。現在、地域振興課において取り組んでおりますが、やはり大きな課の一つの業務として取り組むのではなく、佐渡市の最重要課題でもあるということから、少人数ではありますが、課長という1人の責任者を中心に独立させることで重要課題に対して機動的かつ効果的、また民間としっかり連携をしていくという仕組みの中で任務を進める体制をつくっていきたくて考えているところでございます。その関係機関との連携につきましては、やはり住む、働く、暮らす、この移住に関する情報について総合的なUIターンサポートセンターとの連携を始め、現在民間企業と連携し、住む、働く、暮らす、それぞれ項目ごとに一定の民間との連携チームをつくりながら適切な移住促進ができる、サービスができる仕組みづくりを考えるようにということで指示をしておるところでございます。

企業誘致でございます。2月13日に開催した佐渡ビジネスコンテスト、11社から応募があり、特に事業の成長が見込める5社を審査員10名により選出したところでございます。コンテストに出場した5社の雇用計画では、島内において15名の新規雇用が予定されております。このコンテストを通じて新たな雇用創出を図り、持続可能でにぎやかな元気な島づくりを進めていくということが一つの柱になっておりますし、やはりベンチャー企業等を含めながら、企業の規模拡大も含めながら、佐渡は非常に起業がしやすい、そして起業している人たちと情報が交換しやすいというところを進めていくというところが一つ大きな考え方でございますので、そこに大学連携など知能集積も交えながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。佐渡市、また有人国境離島に基づいた雇用機会拡充事業補助金、これは本当に非常に有利な補助金であり、国のほうからも佐渡市はもっと積極的に活用するようにというお話もいただいているところでございますので、我々としては最大限国からの資金を得ながら佐渡での起業の体制、チャレンジしてまいりたいと考えておるところでございます。また、コンテストにつきましては、今後どのようにしていくかは現段階ではまだ明確にしておるわけではございません。佐渡に本業を持って、本社を置いて日

本全土に活躍する企業も私自身はいいと思っておりますし、佐渡の課題を解決するというテーマで取り組むということも大事だというふうに思っております。企業においては様々な目的を持ちながらあることでございますので、私としてはそこは広く考えながら、きちっとコンテストのほうをやっていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、多子世帯支援の問題でございます。人口減少下における子育て支援につきまして、この晩婚傾向、また出生数の減少傾向、こういう中でやはり出産というかなり大きな不安を抱える人生の一大事でございますので、そこにどう踏み込んでいけるのか、そこをどう応援してあげられるのかというところが1つ。そしてまた、その後の不安を除いて子供を育てていくこと、そういう部分をしっかりと支援をしまいたいと考えているところでございます。一方、佐渡市は子育て支援の充実というのは、私自身は今全国の中でも非常にしっかりとしているところだというふうに考えておりますが、やはりこれからは出会いから結婚、そして出産までの流れ、その過程において支援をしていくということが非常に重要であるというふうに考えておるところでございます。そしてまた、この事業の一つの考え方ではございますが、私自身が以前総合政策課で調査したアンケートにより、また今回子ども若者課が把握したアンケートでもやはり3人目の子供が欲しいと言いながら、やはり経済的な理由が大きくて、なかなかそこまでは行けないという方も多いというアンケートが出ておる状況でございます。そういう状況でございますので、我々としては今後出産をしていただくというところへの支援ということで考えておるという状況でございますので、また他市の事例等も研究しながら考えたところでございますので、まず来年度から生まれた方から事業の対象にするということで一度判断をさせていただいたものでございます。しかしながら、これ長期にわたる支援でもございます。また、これから人口減少は多くの課題、また多くの対策が必要になる中で重要な施策として考えておるわけでございますので、本議会においてしっかりと意見交換をいただきながら事業のブラッシュアップをしっかりと図り、そして市民の皆様にも周知をしていく。そして、相談をしていくという形で事業をつくっていきたいと考えておりますので、何とぞご意見、またご議論をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、働きながら子育てできる環境の整備でございます。前議会でも北議員からいろいろなご指摘をいただきました。その中で様々なことを企業の皆様方とお話しているところでございますが、やはりその制度をつくること自体は決して不可能ではないというふうに考えておりますが、私自身は今の段階でやはり企業と理解を得ながら、お互いの理解を得ながら子育てを進めていくと、これが必須だというふうに考えております。そういう部分で今の佐渡において、中小企業においては資金的な面もございまして、課題としては人の問題がやはりなかなか難しく、長期の休暇というのはなかなか対応がしにくいというお話も多々いただいております。これは、制度をつくれれば解消するものではないというふうに判断をしております。ただ、支援制度も必要だと判断をしておりますので、まだ今明確に制度のほうはできておりませんが、まずは厚生労働省等が進めているこの事業をしっかりと周知しながら支援策を市の企業の皆様方に周知をし、そして今後どういう形がいいのか、もう少ししっかり佐渡の企業の形態で、佐渡の企業の皆様方が使いやすい事業というか、制度について考える必要があるというふうに私自身は考えておるところでございます。

島留学の現状でございます。昨年からは松ヶ崎や鷺崎などで地域が主体となり親子移住に向けた取組を進

めておるところでございます。これは、令和3年4月から松ヶ崎小中学校に親子1組が移住されるというふうに聞いておるわけでございます。こういう支援につきまして、島留学世帯を受け入れるための改修支援、定住家賃補助の上乗せ支援等行うようにしておるところでございます。これは、ただ島留学という形でもどちらかという定住、移住のほうという形で考えておるわけでございますので、今後本格的に高校の魅力化等を含めた高校生等の島留学につきましては、佐渡教育コンソーシアム等の中でどういう対応が必要なのか、また今後の将来的な財政的なものも踏まえながら、国の制度等をしっかりと判断しながら取組を進め、議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策、経済対策の実績と評価でございます。毎月の市内事業者へのアンケートを基に業種別に影響を調べるとともに、佐渡連合商工会等から要望を聞き取り、全島にわたる支援策を講じてまいりました。評価としては、島内経済の回復に向けた様々な事業の実施により、島内の経済効果を一定程度生み出すことはできたと考えています。なお、主な事業の実績については、地域振興課長にご説明をさせます。

D X、デジタルトランスフォーメーションに関するご質問です。デジタル技術を活用し、人々の暮らしが豊かになっていくというのは非常に大切なことでもあり、実はこのデジタル技術、私自身は高齢化対策にも非常に有効になるのではないかと判断しておるところでございます。また一方、行政実務においても、行政事務のペーパーレス、また業務のシステム化、そういうところから事務効率の向上、またコスト削減につながるというふうに考えております。一方、やはり市民の皆様から利便性を高めていくというところでは本当に必要になるというふうに考えておるところでございます。その中で窓口のオンライン化につきましては、コロナ禍に限ったことではなくて、これは進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。これは、市民の利便性の向上につなげるということもありますが、やはりまず住民票とか、そういうものについて、どのようにして本人確認をしながら、窓口ではなくてインターネット等を通じながら交付できるのかというところの議論がやはり必要であると考えております。それを基本的に進めるためにはやはりマイナンバー取得の促進、やはりこれをまず一義的にやらなければいけないというふうに考えておるところでございます。もう一方、島内の情報インフラの整備、これもこれからのICT化、そして企業誘致を含めた中で非常に重要であると考えております。現在NTTと光通信網の全島整備に向け話をしているところでございます。これ国の事業等を検討しながらNTTと佐渡全島の光化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、世界遺産登録やインバウンド、これからの観光のインバウンド等も見据えたWi-Fi環境などの整備にも積極的に取組を考えていきたいと思っております。防災の点でもやはりWi-Fiは非常に有効になるという結果も出ておりますので、このWi-Fi化も含めてまずは体制整備を取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、地域通貨でございます。現状地域通貨としてだっちゃんコインが運用されており、2月末時点の利用可能店舗数は146店舗となっております。現在だっちゃんコインを使用できるのは佐渡島民以外で、観光客の消費動向を把握したり、コロナ禍において非接触型の精算ができる等のメリットがあります。だっちゃんコインの島民利用について、技術的には可能であるというふうに考えておりますが、まだシステムを含めてそこまで対応ができていない、検討ができていない状態でございます。まず、今年度観光を通してだっちゃんコインとさどまる倶楽部、佐渡のファンを増やしていくという目的でだっちゃんコインを本年度

は使わせていただいているということでございます。令和3年度から農業政策課が進めるECサイト、ここで佐渡の特色である少量多品目の産品を全国に向けた販売網の構築をしていきたいと考えておるところでございます。また、この中でのだっちゃんコインの活用が1つ方法であるというふうに考えております。そういう中で観光と他の産業との連携を深めて経済波及効果を高めることを想定して、まず令和3年度、検討に入っていきたいと考えておるところでございます。今後、コロナ対策キャンペーンの運用、またボランティアポイント等も使いやすいシステムだというふうに考えておりますので、ただ今後だっちゃんコインを全島的に行うには、やはり個人情報の問題も含めて様々なシステム整備が必要になりますし、また島内の業者様自体のご理解も要ると思っておりますので、令和3年度、そういうところの理解を含めながらシステム化の準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 校務支援システムについてお答えをします。

校務支援システムの導入に向けた検討状況につきましては、このシステムが成績、出欠管理などの教務系の情報、健康診断票などの保健系の情報など、多岐にわたる公務情報をデータ化、一元的に管理、共有することで校務処理を効率的、効果的に行うことができるため、教職員の業務負担が軽減され、児童生徒と向き合う時間の確保や教育の質の向上につながるものと考えております。県内では、30市町村のうち16市町が既に校務支援システムを導入していますが、佐渡市を含む下越教育事務所管内では10市町村のうち1市のみが導入しているという状況で、現在新発田市など阿賀北首長会の9市町村が令和4年4月を目標として校務支援システムの共同導入を検討しております。システム導入、運用に当たってはコストの削減が課題の一つになります。阿賀北首長会の市町村との共同導入によりコストの削減が期待できること、また教職員の異動の多い同じ教育事務所管内でもあることから一緒に検討に加わり、その動きに合わせて導入を進めたいと考えております。なお、新潟県が令和3年度に計上している予算につきましては、県立学校に校務支援システムを整備するための予算であると聞いております。

次に、家庭、地域の教育力についてお答えします。令和2年度は、地域と学校が連携、協働して読み聞かせや学校行事の運営補助、学習支援活動に加えて放課後や週末などに学習や様々な体験、交流の機会を定期的、継続的に提供する活動や、保護者等への家庭教育に関する情報と学習機会の提供を実施しました。また、佐渡市家庭教育支援チームによる相談体制を整備するとともに、全ての親が安心して家庭教育を行うための活動を行ってきました。令和3年度は、令和2年度の活動を引き続き推進してまいりたいと考えております。貧困の連鎖を防止するための学習支援につきましては、家庭の経済的な状況などが教育力の低下につながりやすいことから、引き続き子ども若者相談センターと連携をしてまいります。

次に、自然体験についてです。全部の小学校がキャンプの授業を行ってはおきませんので、野外での体験活動やふだんとは違う学校以外の仲間との共同生活を通して規律や協調性を養うとともに、親元を離れて自立心を芽生えさせることや生きる力を育んでもらいたいと考えております。今後についてですが、来年度は夏休み期間中の1泊2日の予定で始め、保護者等の意見を聞きながらスタッフを育成し、宿泊数を増やしていけたらよいと考えております。

生涯学習の推進につきましては、住民が自ら学びたいと思っているニーズにつきましてはこれまで対応してまいりましたが、他方で社会的問題や地域で問題となっている課題についての取組が不十分であると考えております。具体的には伝統芸能や文化、芸術の担い手育成の一環として、のろま人形講座や親子絵画教室、版画教室や親子陶芸体験、子供民謡教室などを開催し、地区の文化祭や芸能祭、佐渡市美術展覧会につなげていきます。文化を維持できるような学習を支援してまいりたいと考えております。リカレント教育につきましては、令和3年度に中央図書館で市民の学習ニーズに対応するため、より多くの放送大学の講座を再視聴できる環境を整備し、生涯学習の推進に努めたいと考えております。また、地域の産業の特色に沿った技術系講座の開設につきましては、関係課と連携していききたいと考えております。

最後に、GIGAスクール構想に伴う事業につきましては、校内無線ネットワークの整備と児童生徒1人1台のタブレット端末整備を行っており、令和3年度から授業での使用ができるよう、学校での運用ルール作成や教職員への研修等の準備を進めているところであります。タブレット端末の活用としましては、校外学習などでの写真や動画の撮影、まとめ、発表、グループ学習など様々な場面で活用してまいります。これらの新たな授業を進める上で必要となる教員への研修としまして、市独自開催の研修会のほか、県教育委員会と連携した研修会を実施して研修機会の充実を図ってまいります。また、ICT支援員を配置し、各校における授業での活用研修を学校単位でも行っていく予定であります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） それでは、主な新型コロナウイルス対策事業の実績と総務省産業連関表等を用いて計算しました経済効果についてご説明いたします。

まず、6月及び11月から2月14日まで実施のほういたしました島民限定日帰り入浴半額キャンペーン、こちらの実績につきましては、目標人数9万696人に対しまして実績が8万3,363人、達成率は91.9%でございました。波及効果につきましては約7,900万円と計算いたしました。

続きまして、島民限定宿泊施設利用促進事業でございます。こちらの宿泊数につきましては、6月1日から7月31日まで実施しました第1弾で4,717人、11月1日から2月28日まで実施しました第2弾と合わせますと1万3,680人泊の利用があり、波及効果額につきましては約5億6,000万円と計算いたしました。

最後に、プレミアム商品券の発行事業でございます。こちらにつきましては、換金額のベースで約2億900万円の消費がございました。波及額、経済効果につきましては約3億円と計算のほういたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では、二次質問に移ります。

まず、教育行政方針の校務支援システムについてなのですが、下越の10市のうち1市のみが今実施しているということにちょっと驚きなのですがけれども、県内16市町村が今導入していて、新潟県のほうも県立学校は今回導入したということで理解できて、また令和4年4月に共同での導入をしたいと考えているということなのですがけれども、ほかの自治体だと前倒しで試験運用みたいなことも行っているのですがけれど

も、例えばそういった検討など実施することは可能でしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

現在進められている検討の中で、自治体のほうが令和4年4月というところを目指して検討を進めているわけですが、今年度、この後3月中にプロジェクトチームの会議を行うということになってございまして、その中で令和3年度のスケジュール等々にも確認がされるものというふうに考えているところでございます。その検討に佐渡市も加わりまして、その中でほかの自治体の取組といったところも含めて、今議員おっしゃられたような取組が必要かどうかということも判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） これ共同導入することでコストを抑えて導入できるというメリットがあるので、佐渡市だけで進めるというわけにもいかないと思うので、ぜひその検討、プロジェクトチーム内で進めていただけたらと思います。

GIGAスクール構想のところに移りまして、GIGAスクール構想の運用ルールの作成だったりとか教員の方々が使う研修ということは分かったのですが、GIGAスクール構想の中で、今例えばコロナ禍によって学校が休みになって、学校休業になる中でも非対面でオンライン授業も出席扱いというふうになるように国のほうが特例措置を出して、活用している自治体もあるのですが、例えば今後感染症対策もそうですし、震災とかが起きたりとかした中で、例えば学校に出席しないで自宅からそういうオンラインの授業の取組というのをやっておかないと、いざ非常時にそういった取組ができないと思うのですが、そういった非常時を想定した実施の予定などはあるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 今年度の整備の中でWi-Fiを校内に整備いたします。その後各家庭には足りない場合にはWi-Fiのルーターということで、端末も持ち帰れるような形を今取っていききたいというふうに考えています。これまで今年度中に、実は松ヶ崎小学校、中学校で道路が決壊をしまして、実際にやったという授業がございまして、そのときには先ほど議員ご心配のように単位どうするのだということで、授業は受けたことになっておりますので、この後十分検討しながら、いろいろな環境もございまして、順次整備をできればというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） その準備、整備していきたい、必要に応じてというところはあるのですが、結局教員の方だったりとか子供たちは学校で実際に使ってみてですし、教員の方もICT支援員もいらっしやいますし、市独自でそういう研修も行っていただけたらということなので、ある程度そういうことは例

えば分からないことがあっても順次改善していけると思うのですけれども、例えば家庭に持ち帰って、Wi-Fiルーターというものはどういうものなのだとことを理解できないとか、分からない方も多分いらっしゃると思うのです。なので、そういうのをやっぱりもう計画的に盛り込んで実施していく必要があると思うのですけれども、もう一度教育長、答弁をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 昨年のアンケートの結果でございますが、約95%の家庭で既に通信環境が整備されているという状況で、予算上はWi-Fiルーターというのを残りのところにとということでお願いをしました。そんなことで、パーセントにもよりますけれども、ほとんどの家庭がその通信環境を持っているという状況でございますので、それらも含めてまだ入っていない家庭につきましては、例えばスマホの利用とかも含めてこういう使い方ができるよというのは紹介をしていきたいなというふうに思っていますし、やはりそれがないと本当に校外における、また授業も含めた災害時の対応というのは本来できないのかなというふうには考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） あと次に、昨日の同僚議員の一般質問で普通教室にしか今ネットワークが設置されていないというところで、もともとGIGAスクール構想は普通教室の設置からということでは理解できるのですけれども、ただ本当他の自治体ではいろいろなところにも、それこそ体育館にもついているところもありますし、先ほど演壇から質問したときにOECD諸国と比べて理科のICT機器の使用が遅れているということも私言わせていただきましたけれども、やはり世界的にもSTEAM教育、日本にもSTEAM教育という科学、技術、工学、芸術、数学の分野の教育を推進していくという中で、やっぱりそのGIGAスクール構想に普通教室の整備だけと入っているからほかの教室は整備していないのではなくて、佐渡市でこういう教育をやっぱり進めていきたいから、そういうところも整備していくというのが私考え方的に必要なと思うのですけれども、その辺教育長いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 現在の今年度の予算の中では普通教室分しか出てこなかったということでありますので、決して我々ほかの教室は要らないということではありません。ぜひ例えば体育であれば動画を見て、撮影をして、自分の動作が筋肉正しく使っているかどうかとか、音楽を聞いた場合に音がみんなそろっているかどうかというのを再確認できるというのは非常に大切だというふうに思っています。この後、予算の関係もありますけれども、順次要望しながら整備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） それを聞いて安心できました。

次に、家庭、地域の教育力の充実についてですが、今文部科学省ではアウトリーチ型家庭教育支援を推進しております。アウトリーチ型家庭教育支援とは、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域の実情に応じ

た多様な手法に寄り添い届ける家庭教育支援の取組全般のことを指します。全国の自治体では様々な取組があり、不登校児童への支援や子育て世代を地域で支える仕組み、ICTやSNSの活用をした、対応して実績を出している自治体が多いですが、先ほどの市のやっていることの説明ですと、そういう地域との関わりは持っているのですけれども、もうちょっと何か踏み込んだほうがいいのかなということをおもいました。例えば貧困の連鎖のところであれば子ども若者課、相談センターと連携していくところなのでも、そういった対応とかをそれこそ今年度から含め来年度、もっと明確化してちゃんと進めていく必要があると思うのですけれども、その辺りいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 家庭教育という分野につきましては、子供の層がいろいろとございます。今、現段階では子ども若者課というのはいわゆる困っている、非常に困っている貧困家庭を中心にそういう家庭教育の支援をしてもらっています。そのほかにも市長部局で児童相談員とか、そういう方が回っておられます。我々のところはそのすみ分けということで、それ以上に家庭教育自身を親御さんにも考えていただきたいということで、広く一般的に家庭教育というものを支援していきたいということで今年度からそういう相談支援体制というものを社会教育課の中に整備をしまして、具体的には今加茂小学校でスタートしているということで、順次その成果を見ながらどの程度効果があるのか、相談件数どのくらいなのかというのを見ながら拡大をしていきたいというふうには考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では、ちょっと子ども若者課長に聞きたいのですけれども、今年度実施してきたその実績はどうだったか説明願います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

私どものほうで子供の学習支援ということで、これにつきましては家庭を実際に訪問しまして、学習のみならず家庭環境の整備ということで支援をしている状況でございます。人数につきましては、ちょっとはっきりした数字を今持ち合わせてはおりませんが、今年度、件数にしますと5件、人数にしますと10人弱の支援でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） この後、部活動切離しとかもいろいろ問題が出てくると思うのですけれども、やっぱり地域との連携ができていないと今後対応というのが難しくなってくると思います。不登校の方の訪問のところでは5件あったということなのでも、これは例えば実際に伺ったのは5件だと思うのですけれども、実際に相談件数なんかというのはどのくらいあったか説明を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたします。

先ほどの件数につきましては、不登校ということに限らず学習支援に入ったところでございます。それで、相談件数につきましては、申し訳ございません、今数字を持ち合わせておりません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では、次に行きます。自然体験についてなのですけれども、全部の学校でその授業は行っていないということだったのですけれども、様々な子供を集めて夏休み1泊2日で始めたいということなのですけれども、これについてはばらつきが何であるのかはちょっと分からないですけれども、今やろうとしている事業自体ももちろんいいとは思いますが、推進していくべきだとは思いますが、学校教育課のほうで例えば今全部の学校でこういう体験自体を進めていったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） これは、本来教育委員会がというよりも、学校主体に今まで進めてきているものでございます。いわゆる総合的な学習の時間等、学校行事等でどのような形を自然体験なり、それから文化財とか修学旅行とかも含めて保護者の意見を聞きながら進めているものでございますので、その中には当然地域の方も入っておりますので、こちらのほうからこれしなさいと言うことはちょっと難しいのかなというふうに思います。あくまでも小中学校の実践に任せながら、こういうこともあるよ、こういうこともあるよというのを我々としては紹介をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） あとは、この関係課といえますか、例えばこういうキャンプ、自然体験というのは危険と隣り合わせとなっているものであって、そのスタッフの勉強も必要だという話がありましたけれども、そういう危険の対策のマニュアルだったりとかそのルールというのは、様々な課と連携して共有して実施することができると思うのですけれども、そういった取決めをして、離島留学のところではないのですけれども、そういう佐渡は自然体験ができるという魅力をやっぱりアピールしていくということが、教育だけではなくて観光にも入ってもらう。それは別問題だということも理解はしているのですけれども、そういう話合いをやっぱり全体的にして進めていくべきだと思うのですけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今、会場、場所をどこにするかというようなところで観光振興課、観光振興課長に相談したり、子ども若者課に相談をしたりとか、社会教育課のほうでも実はこのキャンプということをして10年やってきていないものですから、それこそ先ほど言いましたスタッフの勉強から、いろいろなことを勉強しながら子供たちと進めていきたいというふうに考えていまして、今関連する課とは、今3課ですけれども、そんな話合い

を進めておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） これ本当いい取組だと思いますので、ぜひ推進していただけたらと思います。

次、生涯学習とリカレント教育のところであります。施政方針でも日本の将来の課題を先行している佐渡市は日本の課題先進地という表現がありましたし、市長も高齢化対策としてICTは必要だということがあったのですが、例えばこの最先端の技術を使って、スマートデバイスを使って、例えばスマートフォンですとかタブレットなんかを使って様々なサービスを提供しますと言っても、例えばそれこそ機械を渡されても操作できるかと思ったらそういうわけではないのです。これ全国の自治体でやっているところがあっていいなと思ったのが、例えば高齢化社会においても非常にスマートデバイスを活用することによっていろいろなことができるのですけれども、日本のスマートフォンの普及率がもう88.9%という形で多くの方がもう持っています。ただ、実際に使うことがやっぱり分からない方たちに対して生涯学習だったりとかリカレント教育というもので、そういうものを市民向けにそういう講座を開いたりとかしていることがありまして、なのでこの後の質問でデジタルトランスフォーメーションについても話しますが、これもデジタルにします、皆さんついてきてくださいという時代ではなくて、デジタルでこういう使い方ができますということをやっぴり進めていく必要があると思うのですけれども、ぜひこういう講座をリカレント教育だったり生涯学習、そこを含む、両方含む問題だと思うのですけれども、推進していったらいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

我々の高齢者学級のほうで、今課内のほうでもそういったことが必要ではないかということで、それが高校と連携できないかなと、高校生が講師になって、そしてお年寄りに一人一人、マンツーマンで教えていくようなことができないかなというようなことを実は今課の中でちょうど検討しているところでございます。それと、リカレント教育については、働く方々への支援ということで生涯学習とは違うということはいわゆる我々も理解はしているのですけれども、今放送大学というものがあって、離島では勉強の一つの手段ということで、来年度図書館のほうに新しく放送大学、今度は再視聴できるような形をつくっていきたくて。そういうところでまた勉強していただくことを我々としては今お願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） 今までICT教育といいますと都会と地方との差が大きかったのですけれども、今はそれこそほとんど変わらなくなっていたりとか、市長が一般質問の答弁でも全体的な光ファイバーの整備とか進めていきたいということもあるので、こういうオンライン化というか、オンラインを常にできる環境をこれから整備していくという離島のハンデというのはもう本当になくなっていくと思うのです。

I C Tのやっぱり教育というのはすごく私これから大切になることだと、離島のハンデを克服するために必要だと思っております、I C T教育の先進地を目指すくらいの意気込みで佐渡市は力を入れていくべきだと思うのですけれども、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） I C T教育につきましては、数年前から若者といいましょうか、就業人口、就業内容のいわゆるトランスフォーメーションということで、高校生、大学生卒業した後のほぼ50%ぐらいがデジタル関係の、I C T関係の職業に進むだろうというふうに言われております。そんな中で、佐渡がどうしても取り残されてしまうという危機感は常に持っておりました。そんなことで、今回コロナ禍という追い風もあったのですけれども、急速に整備が進んだということで、これを機会にさらにそういうI C T教育、またはプログラミング、情報教育、モラル教育等に進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では、次に行きます。施政方針の産業振興と雇用が充実した島づくりの定住促進についてなのですが、目的は課長を置いてやっぱり機動的に動くこと、民間との連携ということで住む、暮らす、働く、項目ごとでそのチームをつくるというのもいいなと思います。今回渡辺市長の重点施策である中で、やっぱり今まで一般質問でも言ってきたのですけれども、やっぱり今コロナ禍でどれだけ地方に暮らしや、子育て環境がいいとか生活環境がいいというよさを伝える中で、本当に世の中変わってくると思いますし、渡辺市長、そういったところのスピード感というのは非常にある方なので、ぜひ進めていただけたらと思うのですけれども、今新潟県のほうで東京圏から医療従事者や介護士、保育士が移住した場合に補助金で最大50万円今出しております。本当にもうそこに力を入れていくということであれば、佐渡市で例えばそこにプラス50万円出して、移住してきてくれたら100万円出すというくらいの意気込みで実施していったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、市長の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身佐渡の移住、定住の大きな課題は正直言うと暮らすところではないかというふうの一つ考えています。ぱっと来て暮らすところがないというのは多く聞くわけでございますので、そういう点が大きな課題であるというのが前提で私自身は考えながら、実は12月以降に担当課のほうに特に今佐渡で必要な人材、医療、介護、例えば佐渡汽船の船員であり、医療でいうと医療事務従事者、これも不足しているという状況であるということもございまして。そういうところを踏まえながら、ちょっと民間企業と話をして急遽募集をやらないかと、要は中途採用やらないかというところを担当課のほうに民間企業とちょっと調整をしてほしいということをお願いをしたところなのですけれども、まだちょっとその中身がまとまっていないという状況でございまして。従業員の採用につきましては、佐渡市が雇うこと自体はともかくとして、民間企業の場合、基本的に計画でやっておりますので、私自身は今議員おっしゃるようにこのチャンスに移住、定住を進める。それは急遽、例えば1週間後に来たいという方にも対応ができると、そういう形をぜひ考えていきたいとは思っておりますが、まだちょっとそこら辺で民間の方々と

我々の仕組みも含めて足並みがそろっていないということでございます。ただ、このご指摘の事業自体は、まず仮にでも佐渡に来て佐渡を体験できるような、そのような仕組みづくりをつくるのがちょっと重要だと考えておりますので、早急に今のコロナ禍はチャンスであることは間違いございませんので、早急にその対応も含めて事業の考え方、やり方をもう一度見直してみたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では、それこそ足並みはやっぱり企業とそろえていくというのは大切だと思いますし、それだけ市長が明確なビジョンを持っているのであれば、それこそ4月からできる移住交流推進課のほうと一緒にやっていって進めていただけたらと思います。

次、企業誘致なのですけれども、ビジネスコンテストで新規雇用が15名生まれる予定だということで非常に素晴らしいと思いますし、国からも積極的に使うように言われている中で、今後はまだ決めていないというあれですけれども、その課題解決だったり、いろいろな方法があるのではないかとということだったので、私も課題解決型のベンチャー企業というのをこれから誘致していったほうがいいのではないかと考えています。というのもビジネスコンテスト自体が、やっぱり全国に同じようなビジネスコンテストというのがありまして、そこに出席される、参加される方というのは大体一定数が同じ方というのが増えてきているのが現状です。その中で私、国の農林水産省が行っておりますビジネスコンテストがありまして、そこはスマート農業の実施だったりとか農業関係の方のマッチングなんかを非常に進めている、進めているというか、日本の農業をどういうふうに考えるかというところをやっています。でも、実際やっぱりそういうベンチャー企業というのはできても、その後のお金をやっぱり生むことが難しいというところがあるので、そこを佐渡市の課題と一緒に課題解決型にして、佐渡市がそのファーストカスタマーに、一番最初のお客様になって、それをバックアップしていくというのを、東京都なんかそういうやり方もういいのではないかとという形で進めているので、ぜひ農林水産省のビジネスコンテストなんかと同じように魅力があるビジネスコンテストを実施したほうがいいと思いますが、市長、考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 調べている中で、実はそういうビジネスコンテストで市がクライアントになるというビジネスコンテストがあるということも私自身もいろいろ聞いておるところでございます。このビジネスコンテストの方向性として、2種類のパターンを持ちながらやるということもあると思います。佐渡の課題型の順位と、それと企業として活躍できる順位というところもあると思います。実は昨日少し企業者の方とお話ししたときに、やはりフリーのお話面白いなと思ったのは、例えば障害者、先ほど高齢者のお話ございましたが、障害者や高齢者にパソコンを教えながら働く人として育成するような、そんなIT会社もございまして、様々な介護人材の派遣のIT会社、外国からでございましたが、そういう方もいらっしゃいますということで様々な会社もありますので、やはり課題解決型と、そうではなくて佐渡に企業を置いて、日本を股にかけてお仕事をするというような方の2パターンあってもいいのかなというふうに思っておりますので、ご提案を受けて広く考えていくべきだというふうに私も今考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） 今市長おっしゃったように、やっぱり2パターン私も必要だと思っておりまして、そうすれば例えば今回でいうところと同じような感じで集まってもらえれば、それこそ新規が30人生まれますとなると佐渡にとってはすごくプラスだと思いますので、ぜひそれを進めていただけたらと思います。

次、子供から、多子世帯の補助についてのところなのですけども、結婚して出産までをフォローしていきたいという考え方は当然理解できますが、今もう3人以上お子様がいる多子世帯の家族も、やっぱり佐渡市自体は所得が新潟県内20市で最下位ということもありますし、経済的にやっぱり大変だと思います。それこそ多子世帯、子供が3人になって、夫婦で出かけるときには軽自動車ではもう乗ることもできないし、例えばそういった買換えだったりとか、そういったところにもお金はかかってきますし、あとはやっぱり食費だったりとか生活費もかかるのも当然あります。こういう方もやっぱり困っている中で、私以前調べたときに佐渡市の子供数の平均がたしか2.6人だったと思うのです。その割合がどれくらいいらっしゃるかわからないですけども、幅広く多くの方をやっぱり支援していく、経済的に支援をしていくという必要があると思うのですけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今回は生まれた方、今後生まれる方への出産へ不安な部分、そこを解消して、3子目以降の出産に踏み込めるという形の後押しというものができないかなという趣旨で考えたものでございます。議員からご指摘の現在3子がいらっしゃる方、実はその経済的な部分は、私自身も3子でございました。3子目でやはり一番きついなと思ったのは上2人が大学等へ行っているときの子育てというのはやはりかなりきついなというふうに関身も感じたところでございます。そういう点で、現在も本当に大変な人もいらっしゃるというふうに関身も思っています。そこを遡って支援する事業の場合、これは決してそういうことがないというわけではございません。この検討は色々いたしました。しかしながら、今回はこれから産んでいただく支援ということでこういうスキーム、形で一度提案させていただきましたが、大変申し訳ありませんけれども、ずっと、いろいろ議論する中で、長期的な計画ということになりますので、そういう点も踏まえてどういう形がいいのか様々な意見をいただいて、その上で最後の制度のブラッシュアップを図っていくというふうに関身も考えておりますので、そういう形を、ぜひご意見をまたこれからいただきたいというふうに関身も思っております。

一方で、広く資金を使うということは、1人あたりに厚く支払うということが非常にやりにくくなるということも現実にあるわけです。予算には限りがございます。そういう部分も勘案しながら、本当の意味で長期的に佐渡では安心して多子世帯が生活できると、佐渡市が支援しているというような形態、ここもしっかりと考えなければいけないと思っておりますので、今議会を通してまたしっかりと意見をいただいて考えていくべきだと私も考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） 市長の今の考え方も当然理解できますし、来年度から始めていくということである一定の線引きがどうしてもどこかしら必要だというのは分かるのですけれども、やっぱり移住、定住し

てくださる方についてもこの施策というのは有効だと思っ
ていまして、ただ今子供2人いる方が移住してきて子供
また3人目というよりは、それこそ多子世帯の家庭の方
に移住してきてもらったほうが佐渡市としてはすごく
プラスになりますので、そういう方たちをやっぱり対
象にするためにも3人目の、出産時の支援というの
はやっぱりその線引きが必要ですが、入学祝金であ
ったりとか、そういったものというのはその線を全
部外さなくても例えばいいかもしれないですが、あ
る程度緩和していく必要があると思うのですけれ
ども、例えば今全体で多子世帯、線引きを外したと
して、対象になる方の人数と予算にすると大体どの
くらいかかるか、そこは調べてあると思うのです
けれども、説明願います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明をいたし
ます。

私どもコロナ関連で3子目以降の支援ということも
やっております。その中で把握しておる18歳まで
に3子がおる世帯、3子以上おる世帯、約700とい
う数字をつかんでおります。仮に700世帯、10万
円を掛けた場合、7,000万円ということになりま
すし、15万円であれば1億500万円ということ
になります。そうした試算でいきますと、私ども18
年後に見込んでおるトータルの予算といたしまし
ては約1億円ぐらいというところで試算をして
おったところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） それこそこの1億円が安い
か高いかという問題も当然あるとは思いますが、
今後そのブラッシュアップしていくところもある
のと、長期で続けていく必要は私はこの政策自
体やっぱりあると思っておりますし、効果もや
っぱりある程度してから出るものだとちょっと
思っているのですけれども、その中で私今回市
民の方から、私独り親なのですけれども、3人
子供がいてきついのだ、でも、今度佐渡市
の出るやつは4月以降生まれる方しか対象に
ならないというのは本当なのですかという話
があって、それは私今回ちょっと一般質問を
やりますのでという話だったのですけれども、
例えばそこまでいかなくても所得制限を
かけるとか、例えば独り親で多子世帯の方
というのは本当に大変だと思いますので、
そういったところから拡充していったらいい
のではないかなと思うのですけれども、いか
がでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今議員からご指摘あ
ったように一定のルール、枠をはめて支援し
ていくというのは十分考えられることだとい
うふうに思っています。その中でもやはり一
定程度、どうしても不公平は制度の場合出
てくるということになるわけですので、そこ
をどういう形で、ご理解いただけるように
していくのかというところをこの後調整を
させていただきたいというふうに思ってい
るところでございます。いずれにいたしま
しても、本議会でやはり1つは不公平感を
なくすための段階的な処理の仕方があるの
のかとか、今議員からご指摘あったよう
に一定程度、本当に社会的な弱者を含め
ながら支援をしていくのかということも
あるというふうに思っています。私自身
は1億円、この子育て、多子世帯支援
への1億円自体は私自身は必要経費だ
というふうに思っておりますので、し
かしながら枠として大きくどんどん
広がっていくような形というのは
やはり将来の佐渡市の運営のため
にも避けなければいけないとい
うこともございます。

ので、そういう点を加味しながら、金額の設定等も考えていく必要があるかどうかも含めてまたいろいろ議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） そうやって検討していくということで、ぜひ検討していただきたいのですが、本当今まで私前市長のときから多子世帯の支援をすべきだという話をずっとしていたのですが、やっぱり今まで佐渡市の方針として高野市政のときから、子供一人一人を大切にするというのは当然なのですが、やっぱりこういった踏み込んだ政策をしないと、もう佐渡市はそんなこと、悠長なこと言っている時間がないと思うので、この政策自体は本当に評価しますので、ぜひよりよい政策になるようにこれからも検討を続けていただけたらと思います。

次、働きながら子育てできる環境整備のところについてです。企業とのやっぱり理解を得られていないというところでその支援制度は必要だけれども、やっぱり中小では長期休みが難しいという課題も私自身もそれ理解しているのですが、例えば以前から提案させてもらっている大館市でいえば、最初は少なかったのですが、やっぱり徐々に徐々に増えてきています。できるところからやっぱり始めていくというのが必要だと思っております。先月末に男性産休が閣議決定されました。これによって、男性が育児休業と別に取得する育児・介護休業法の改正が始まって、早ければ2022年10月から制度が実施されます。こういった全国的なニーズではないのですが、こういう状況に今国も進めている中で、国のほうも育休の取得率が2019年は7.48%しかない。その中でこういう制度を改正して、2025年には30%まで上げるという目標を持っております。佐渡市の場合は、今例えばこの育休制度自体がどれだけの割合使われていて、実際この後どこにその目標を持って、何%まで上げていきたいかという計画をやっぱり持っていて、こういうことは実施していかないといけないと思うのですが、そこについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 数値目標を持っていくというのも大事なことだと思っております。それで、例えば市役所であるとか大きな病院であるとか、やっぱりこういうところにつきましては、女性の育児休業については一定程度もう制度化ということで取れるようになっているのだろうと思っております。そういう部分で中小企業の皆様方がどうしていくのかというところをこれから本当に考えていかなければいけない。そのためには目標を持って努力しなければいけない。そして、今日本の全体の流れの中でやっぱりジェンダーの平等、男女平等については明確に行政が目標を持ってやるべきということになっておるところでございます。来年度SDGs未来都市、やっぱりそこにも一つジェンダーの平等というのは非常に大きな課題になってくるというふうに思っております。私も自身がやはり田舎にいてどうしても女性に家庭のほうでおんぶにだっこしているという現状があるのも事実でございます。これは、アンケート等で明確になっておりますので、そういう形も含めて考えていく1年にすべきだというふうに思っております。いずれにしても、働き方についてはやはりもう少ししっかりと企業と議論しながら、目標等も含めて定めていくように努めてまいります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） それこそ本当に働く環境整備、これがちゃんとできるようになればそれこそ病児保育だったりとかもなくともできますし、そもそも病児保育が実施できにくいこの自治体なので、こういうところぜひ力をこれからも入れていただけたらと思います。

次、教育と文化の島づくりについてのところで離島留学のところですが、離島留学には主に3種類ありまして、今佐渡市の実施している親子移住型と子供を里親の下から留学させる里親型と、あと離島に住む祖父母のところから通う孫型とあります。現在佐渡市で実施している親子移住型だと、離島留学というよりは本当に定住、移住になるので、全国的にもこういういろいろな離島留学がある中で特色のある離島留学というのをやっぱり推進していく必要があると思っています。松ヶ崎小中学校、内海府小中学校のパンフレットを見させていただいて、確かにいいなと思うこともありますが、例えばその移住、定住との連携もやっぱりすごく必要だと思いますし、全国でやっぱり多くのところがやっているの、そこにやっぱり負けない魅力づくりというのを定めてやっていかないと、小中学校だけではなくて高校のほうも、それはコンソーシアムのほうで話し合っていくと思うのですが、そういう魅力化をやっぱり整備するということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 本当に佐渡は広いし、文化の多様性、自然の多様性も多いので、やはり今は地域として松ヶ崎地区と鷺崎地区が努力をしておるところでございます。そういうところも含めながら新しい課で、やはり例えば病院の近くがいいけれども、佐渡に移住したい、子供と一緒に移住したいという方もいらっしゃるかもしれません。そして、相川とか小木というふうな、そういう歴史的なところに住んでみたいというご家族もあるかもしれません。でも、それはもしかすると小学校、中学校、そういうものが近くにあるというのが条件になるかもしれません。やはり親子移住の場合は様々な環境整備が必要だと私自身も考えておりますので、今頑張っている地域をしっかりと応援していくということと、様々な要望を確認しながらそういう体制を整えていくということとをまずはやはりしっかりやっていくということが重要だと思っていますので、2地区一緒に連携して取り組んでいきたいと考えておりますし、その後を上げていくことも含めて移住、定住にはやはり専門の課長を含めて考えていけるような体制を取っていきたいと思っています。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では、次へ行きます。新型コロナウイルス感染症の対策についてなのですが、先ほど経済効果等説明いただきました。先日の同僚議員の一般質問で、本当に困っている方の支援というのが難しいという話があったのですが、その生活困窮しているかどうかの把握がやっぱり難しい現状というのは理解できるのですが、やっぱり所得の低い佐渡において、例えば労働時間が減っているだけでもかなりダメージはでかいわけです。やっぱりそこへの支援というのが大切になるとは思いますし、ただそこがやっぱり見えていないとどういう支援をするべきなのかというのも、本当に必要としている方

への支援をしていく必要があると思うのですけれども、その分析がかなり重要だと思っております、今現状分析が難しいところもあると思うのですけれども、でもやっぱり一歩踏み込んでその現状把握ということに努めていかないといけないと思っています。その中で例えば各課連携してちゃんと例えば聞き込みをすとか、社会福祉協議会だったりとか、そういうコロナの相談窓口なんかもあります。そういったところにちゃんと連絡を取り合って、どういう方が困っているかという把握が必要だと思うのですけれども、ここぜひ分析自体にやっぱり踏み込んだ調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今コロナ対策で、特にコロナに限らない部分もあるのですけれども、経済対策を打つ場合、やはりその現状が把握できていないと経済対策打てない。このコロナに関しては、どうも求人等を見てもあまり反応が出てこない。東京のほうの状況を見ても、正職員とか、業種によってすごく差があるのですけれども、逆にいい業種もあるということで数値としてあまり影響が見えてこない。ようやくここしばらく有効求人倍率が少し下がってきていると、ようやくという言い方は変ですが、最近やっぱりそういうものが少しずつ顕著になってきているというところがあります。それは、やはり国の雇用の調整助成金等が効いていたという部分があると思っています。今後そういうことも出るのだろうというふうにも想定をしながら、庁議等でもその現状をまず把握しないとコロナ対策も打てないということもずっと言っておりますので、社会福祉課は生活困窮、そして地域振興課は産業、企業等の調整、そして観光振興課は観光業者ということでそれぞれ取り合いながら話はおしておるところでございます。ただ、やはりもう一歩踏み込んで関係業者と申しますか、例えば社会福祉協議会、そして観光DMO、そして商工会、そういうところとしっかりと情報を連携しないと、やはり深いところまで見えてこないというところもありますので、今全体的な失業率とかいろいろな数字は注意深く見守りながらやってはおるのですけれども、やはり一歩深く分析できるかというところは少しまだ課題があるというふうにも考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では次、DXのほうに行きます。行政窓口のオンライン化について進めていかなければいけないということで本当にいい答弁をいただいたのですけれども、この住民票の発行だったりとかマイナンバーを整備するというのも必要なのですけれども、今回これちょっと資料を持ってきたのですけれども、これ市川市の事例なのでも、すみません、ちょっと見にくいのですけれども、こういったラインを使った窓口サービス、オンライン窓口サービスになります。例えばラインのほうのメニューを開いてオンライン手続というところを押すと、このように証明書、マイナンバーとか、例えば住民票をここから発行することができたりとか、印鑑証明なども発行できるようになっております。こちらのすごいところは窓口予約もできますし、道路や公園等の損害箇所を投稿することもできます。なので、市民の方がここが例えば壊れているとか、そういったのをラインのほうで押してもらうことによってそれができることとなります。様々なサービスも提供できますし、市川市がやっぱりよかったというのが、定額給付金を申請するのもこちらのサービスを使ってスムーズに行うことができたと言っていました。こちらのサー

ビスを使うことによって書類の漏れが絶対に生まれないというところも大きなメリットでありますし、実際こちらの会社のほうに私問い合わせたところ、初期導入が大体20万円ぐらい、ランニングコストも10万円ぐらい。これは、かなり費用対効果がでかいものだと思っております。また、このライン自体が、東日本大震災からあしたで10年を迎えるわけですが、その震災後にできたサービスになっておりまして、この情報網自体もとてもすばらしく、例えば災害時にも電波が通じるということが大きなメリットだと思うのですが、このように防災メニューで避難情報だったりとか日々の備えのことだったりとか、災害状況の把握にもこちらのツールを活用することができるようになっております。こちらを今ぜひ佐渡市でも実施すべきだと思えますが、市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 大変面白いアプリだなと思っております。いずれにしろ、こういう住民サービスをやるにはそういうアプリ開発とセットになるというふうに考えております。ですから、やっぱりラインのアプリ、これは本人認証どうしているのだろうかとか、そこちょっと思いましたけれども、個人情報の保護の問題と、窓口の場合、特に本人認証のほうが一番重要になってきますので、今、税の申告自体がもうほぼe-Taxだけで、コンピューターだけでできるようになっておりますので、可能性としては十分あるのだというふうに思っております。そういう部分で行政の持つその課題、個人情報であり、その本人確認であり、その辺をきっちり整理させていただいて、できることから早めに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） では、できるところから本当推進してってもらいたいのですけれども、それこそこちらのツール、例えばどこまで広げていくかということもあるのですが、例えば学童の申請なんかもこれで全部できますし、あとはやっぱりいろいろな、市長おっしゃったようにアプリを使ってという話もあるのですが、これ実際ほかのアプリを使っている自治体もあるのですが、私このラインがいいと思うのが、ラインの普及率もう86.9%なのです。なので、これをやっぱり新たなアプリを入れてくださいというよりは、ラインが普及していて、佐渡市のラインアカウントもあって、ただこの機能を追加するだけでできるので、混乱も起きないでしょうし、今までと、佐渡市のラインを登録してくださいという推進にも多分つながると思うので、より一層身近になってくると思いますので、ぜひ前向きにこれからも検討していただけたらと思います。

次に、ICTの拠点づくりについては、市長の今NTTとの協議だったりとか、皆さんの一般質問の答弁聞いているので、大丈夫ですが、次、地域通貨についてです。技術的に島民の利用も可能だけれども、そこまで検討していないというところだったので、やはり今回の補正予算で出だっちゃんコインの還元サービスもそうですし、以前の対策で出た5,000円のキャッシュバック、ポイントバックか、だったりというのも非常によかったと好評いただいていると私聞きました。でも、逆にこれを実施している事業者数というのがちょっと私はまだ低いのではないかなと正直思っています、これだけやっぱり皆さん利用している店舗はいいサービスだ、いいサービスだと言っている、多くの店舗が利用できていない

と、そこにやっぱり偏りが生まれてきているのは私問題だと思っておりまして、やっぱりその利用者数を、利用できる店舗数を増やすというのも進めないといけないと思うのですけれども、やっぱり一番それを増やすのに手っ取り早いのは島民が利用することだと思っています。なので、こういった面でも島民がやっぱり利用できるようにするというのは有効だと思いますし、逆に例えばそれをやらないとしても、その店舗数を増やすという対策といいますか、どんどん進めていかないといけないと思うのですけれども、その辺りいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

このだっちゃんコインにつきましては、第1弾のポイントバックキャンペーンやったのですが、これが7月の頭から始めました。6月中に観光交流機構のほうで各事業者を回って店舗数を増やしてきたという経緯があります。ポイントバックキャンペーンが始まる前は、6月中に約90店舗が使える店舗というふうになっていました。ポイントバックが終わって12月の末の段階で146店舗となっております。これキャンペーンが始まりますと、やっぱり事業者幾つか申込みがあるということもありますし、申請そのもの、加入することというのはすごく簡単な手続です。口座の登録、あとはQRを発行していただいて簡単に精算するだけというような内容になっておりますので、このようなキャンペーンを続けることで自然と店舗数も増えてまいると思いますし、実施する前には事業者もまた幾つか回って誘導していきたいと考えています。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） ちょっと確認したいのですけれども、この90店舗から146店舗になったということは、その取組自体は理解できるのですけれども、佐渡でそういう店舗数が何件あって、今146店舗まで来ているのかというのを把握されていますか。例えば今何%来ていて、例えば次のまたやるときまでに目標をこれだけに増やしたいというのを持ってやっていかないと、結局やっぱりその差というのは埋められないと思うのです。ずっとキャンペーンやっていけば対応するかといったら多分そういうのは、簡単な手続だと私自身も思いますけれども、やっぱりそういうのがちょっとおっくうな方は多分ずっとやらないと思うのです。やっぱりそういうのをなくす努力というのをしていけないといけないのですけれども、その辺はどのように捉えていますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） すみません、今分母となります店舗数というものは、今の私の資料は持ち合わせておりません。ただ、こちら店舗がない臨時店舗でも申し込むことができます。露店とか、そういうような店舗でも申請できますので、また加入したり脱退したりというものも日々あると聞いておりますので、その辺は分母を捉えてもちょっと今有効な数字ではないかなというふうに考えています。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

分母としましては考えられるものは宿泊業、飲食業ということになるかと思いますが、商工会の加盟で飲食が約200店舗あったかと思いますが。宿泊については100店舗近くあったかと思いますが、商工会加盟の団体につきましては飲食、宿泊合わせますと300店舗ぐらいということで今把握しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） 今地域振興課長おっしゃったように、大体300店舗あるうちの146店舗というはまだ半分に達していないわけです。これはやっぱり問題だと思いますし、今回の補正予算だと最大7泊まで対象になって、5,000ポイントで3万5,000ポイントというのはかなり大きいと思いますし、やっぱりこういったものをなるべく事業者に、ちょっとおっくうなのは分かるけれども、こういう手続を通して、これだけ効果があるのだからやってほしいということをちゃんと計画持って実施していかないと、やっぱりその不平等さというの生まれてくると思いますし、それは多くのところにやっぱり自分たちで動いていって感謝されるようにしていかないといけないと思うのですけれども、市長、ここはそれこそちゃんと目標を持って徹底していくようにしていただけますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 例えばだっちゃんコインはかなりもう一ひねり、二ひねり考え方があると思っています。例えば佐渡の中で今商品券がない状態でもございますので、その商品券の代わりにもなり得るということでございます。そうすると、今の飲食業だけではなくて、もっともっと対象店舗が増えていくということになっていくわけでございます。ですから、これは稼働率、議員のご指摘のとおり稼働する、共に動いてくれる、参加される市民の皆様方、そしてそこに参加される企業、そして団体等の皆様方、やっぱりこの理解をしっかりと取っていくということが大事だと思っています。そのためにはやはりしっかりとしたスキームをつくらなければいけないと考えておまして、まずきちっとどんな形でも商品券や通常のポイントの代わりに使えますと、それが例えば東京に行っている子供たちとも共有できますというような形のまさしく高齢化や離島の大きな課題をクリアする一つのものになり得るものだというふうに考えておりますので、まずはそういう島民利用もちろん仕掛けていきますが、やはり大きな視点で今後の離島の一つの産業と観光がつながって、そこに市民がつながって、そこで経済を動かしていく、そんな仕組みづくりの一つのパーツだと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） それぜひ取り組んでいただけたらと思います。市長おっしゃったようにプレミアム商品券だったりとかもそうですし、例えば今回コロナに負けるな！！の政策のやつが今日からですか、引換えが可能になるのですけれども、あれの申請自体もラインでできますし、それがだっちゃんコインで給付されれば市民の人も非常に楽ですし、すぐ使うことができスムーズに、事務手続のコストも減るので、かなり効果的だと思います。やっぱりこういうICTをいかに活用していくかというところで市民の皆様もそうですし、職員の皆さんがやっぱりちゃんと市民サービスに時間を費やすところにつながっていくと

思いますので、ぜひそういうデジタルトランスフォーメーションの推進に力を入れていただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で北啓君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。一般質問を始めます。

第1の質問は、消費税10%増税や新型コロナ禍で仕事を失ったり、減収となった市民の皆さんに、家庭に、今こそ活用できる制度は活用されるべきです。1点目は就学援助制度について。教育は重くのしかかります。憲法26条は、全ての国民はひとしく教育を受ける権利があり、義務教育は無償と定め、子供の教育権を保障し、この理念を具体化し、佐渡市が義務教育を受ける子供を持つ家庭を支援するのが就学援助です。そこで、制度の周知方法は徹底されているのかどうか。また、申請書の配布はきちんと配布されているのかどうか。

生活保護基準に基づく適用基準はいまだに佐渡市は1.3倍であるが、国が生活保護基準の引下げを続けている。教育の充実、発展のために、また実りある教育行政方針となるよう、佐渡の未来を担う子供たちが安心して制度を利用できるよう基準を1.3倍から1.5倍に引き上げるべきです。また、2021年度の国の就学援助項目、補助基準を満たしているのかどうか。コロナ禍による申請者数と認定率、制度の利用者数はどの程度になっているのか。さらに、コロナ禍において充実した制度になっているのかどうか。

2点目に、生活保護制度について。生活保護は、働いているかどうかに関わりなく、生活に困ったとき国民の誰もが憲法25条や生活保護法などに基づいて権利として生活の保障を請求できる制度です。生活苦や貧困、病気は個人の責任ではなく、政府の低賃金政策や貧しい健康、医療、福祉政策、労働政策、経済政策などの社会的原因によるものです。生活保護法は、こうした社会的原因による生活苦から国の責任で国民の生活を守ることを目的としてつくられました。このことから、不十分な面を持ちながらも、生活保護基準は少なくとも国が決めた国民の健康で文化的な最低限度の生活に必要な生活費の基準となっています。そこで、コロナ禍でも生活保護法に基づいて権利として生活の保障を請求できる制度になっているのかどうか。生活保護の申請書、昨年から現在、申請と決定件数、被保護世帯、人員数、保護率の推移について。扶養照会、生活保護法に扶養照会をしなければならないと書いてありません。厚生労働大臣も義務ではないと国会で明言しました。厚生労働省は一部改正しましたが、全面的に改善が必要。どう対応されますか。

自動車の保有、保護の要否判定等における弾力的な運用について、生活保護制度のしおりの活用、生活

保護を申請する理由、広報の重要性はどのようになっているのか。また、生活保護費の減額が違法との判決の現状から、国が言っているためらわずに申請してほしいとの制度になっているのか。さらに、コロナ禍で充実した制度になっているのかどうか。

3点目、市営住宅について。公営住宅、市営住宅は公営住宅法に基づいて国や地方自治体、佐渡市がその建設に責任を負う住宅です。そこで、家賃の減免制度の周知の徹底と申請書の配布、申請状況、減免理由、減額率等の令和2年3月から令和3年2月の入居世帯に対しての申請者数はどのようになっているのか。また、貧困が広がり、生活苦が深刻になっている下で市営住宅の家賃減免制度は充実した制度になっているのか。

第2の質問は、観光客激減の下での観光業と事業所及び雇用を守ることにについて。1点目、地元中小業者の連帯で成り立っている観光業と雇用を新型コロナから守るためには、自助では限界があることは明々白々です。国は観光立国推進基本法を定め、観光庁を設置してきました。今こそ国の公助を発揮するときですので、令和3年度の固定資産税軽減を国が公助として継続実施するように強く強く要請すべき。

2点目、令和3年度分の固定資産税軽減の申告状況について。

3点目は、佐渡市独自で電気料金や水道料金の減免等を実施すべき。いかがでしょうか。答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、中村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。就学援助制度につきましては、教育委員会からご説明をいたします。

続きまして、コロナ禍における生活保護制度の問題でございます。生活保護制度は、様々な制度を活用しても、なお生活が困窮されている方への最後のセーフティーネットとして機能することが求められているところでございます。当市におきましても生活困窮者自立支援事業を委託している社会福祉協議会と連携し、制度周知を図り、一人一人のご相談に丁寧に対応しながら適切な支援が受けられるように取り組んでおるところでございます。

市営住宅の家賃の減免でございます。これにつきましては、平成27年度に要綱を制定し、申請件数は増加傾向にあることから、対象者への周知方法が活かされてきているものと考えております。今後もさらに充実した制度となるよう努めてまいります。詳細につきましては、建設課長よりご説明をさせます。

中小企業を対象とした固定資産税の軽減制度でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、令和3年度限りの時限立法として昨年4月に成立したものでございます。しかしながら、この固定資産税の軽減制度の令和4年度以降の継続、この問題につきましては地方6団体の1つである全国市長会は否定的な見解を示しておるところでございます。今後、新型コロナウイルス感染症はワクチン接種という新たな局面に入り、市としてもこの動向を注視しつつ、その対策を逐次検討することとなるわけでございますが、この固定資産税の軽減制度の継続につきましては、全国市長会と歩調を合わせていきたいと考えているところでございます。なお、令和3年度の固定資産税の軽減制度の申告結果につきましては

は、税務課長よりご説明をさせます。

続きまして、水道料、電気料の減免等のお話でございます。新型コロナウイルス感染症の支援対策として、佐渡市の独自の支援策である事業継続支援金を設けて今年度実施してまいりました。事業継続支援金の総額は2月末現在で1,710件、支援金総額は4億9,000万円となっているところでございます。この事業継続支援金については商工会の要望もあり、観光業及び飲食業を行っている事業者の電気料と賃借料の12か月分の50%を支援してきたところでございます。現在水道料や電気料に対する市独自の減免などについては検討していない状況でございます。今後の新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、また国の支援状況を見ながら観光事業者や飲食店などへの支援をまた検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 就学援助制度についてお答えします。

就学援助制度に係る周知と申請書の配布につきましては、4月に学校を通じて全世帯へ申請書を配布し、希望の有無にかかわらず申請書を全て回収しております。また、ホームページ等での案内も行っており、周知はできているものと考えております。

次に、佐渡市の認定基準につきましては、生活保護基準の1.3倍としております。他市の状況を見ましても、多くの市が1.3倍となっており、妥当なものであると考えております。就学援助の項目につきましては、国の就学援助項目のうち、市内小中学校に該当する費目について援助の対象としております。認定率につきましては、平成25年度の12.3%から令和元年度には20.5%と大きく増加しており、令和2年度につきましては令和3年1月1日現在で19.7%となっております。コロナ禍での対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により収入が急変した世帯に対し、直近の所得による認定審査を行うことを全世帯への書面による周知及びCNS放送による周知を行い、15件の申込みがありました。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

市営住宅の家賃減免制度については次年度の家賃決定通知の際、また収入申告書提出依頼時に減免チラシを同封し、年2回入居者に周知しております。なお、家賃減免については毎年申請が必要になります。次年度の家賃決定通知の際には現在減免を受けている方で、かつ次年度の所得が減免対象となる可能性がある方には減免申請書を同封し、再申請について通知しております。現在市営住宅の入居世帯については634世帯であり、そのうち減免制度を利用している世帯については113世帯となっております。また、収入申告書提出時や滞納に関する対応等について問合せがあった場合についても本制度を積極的に紹介しているところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） それでは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして事業収入が一定程度減少した中小事業者の固定資産税の軽減措置の申告状況につきましてご説明いたします。

令和3年1月4日から2月1日まで約1か月間が申告期間でございまして、申告書を受け付けました。その申告実績は申告件数が307件、これに係ります軽減見込み税額は約9,900万円でございました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市長が1回目はさらっとお答えになったので、2回目は分かりましたと答えていただかないと、私今日うち帰れないのです。それで、行きますよ、2回目。

就学援助制度について、元気よく行きますので、元気よく、はい、分かりましたと答えてください。行くよ。コロナ禍において活用できる制度は今こそ市民の皆さんに活用してもらおうと、同時にコロナをきっかけにして制度を充実したものに、さらによい制度にして市民の皆さんに、多くの方たちに利用していただくというのが質問の角度なのです。先にもう私答え言ってしまうから。これが角度なのです。その角度の質問に対して、はい、分かりましたと言わなかったならば質問と答弁が成り立たないのです。佐渡市では、経済的にお困りのご家庭に義務教育に係る費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。援助を必要とされる方は申請してくださいと、これ佐渡市が出しているのですよ。この佐渡市のお知らせです、就学援助制度。今の趣旨です。

では行きます。そこで、生活保護基準は就学援助制度の物差しになっています。その認識はありますか。こんな丁寧な質問しているのに。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 生活保護基準に対して1.3倍までということで、十分意識して設定をしているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 基本的なことをお聞きするから。今、国、厚生労働省が生活保護基準を引き下げ続けている。行っていることの認識はありますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 生活保護につきましては、直接我々が担当しているところではございませんので、詳細については分かりませんが、今の経済基準とかいろいろな労働条件等を含めながら決定しているものというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最初大事なことから入っているのだ。基本ですから。国が生活保護基準をどんどん引下げを続けていくと、ここへ行くのだ、ポイントは。就学援助制度を子供たちが利用できなくな

る。その認識はありますか。保護基準がどんどん引き下がっている。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） ちょっと国の問題になりますので、なかなか我々として答弁することはできないのですが、今文部科学省から来ているのは準要保護世帯に対する支援をしっかりとしなさいという話でございますので、要保護世帯につきましては私のほうからは答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 就学援助制度を守るために、私は教育長、最初の演説をお聞きしました。それと学校。殻を破っていただきたいのは、就学援助制度を守るために、佐渡の子供たちを守るため、生活保護基準を引き下げるなど国へ要請したことがありますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 大変申し訳ありません、教育委員会としてはそういうことはした記憶はございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 地方自治体、佐渡市がおかしいことはおかしいと、国へ声を上げることが今求められているのです。黙っていたらどんどん、どんどん悪くなるということを私言いたいわけ。

そして、それでは生活保護基準に基づく適用基準が現在佐渡市では教育長がお答えになったように1.3倍にして何年になりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

平成27年に1.3に引き上げておりますので、6年目かと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私何言いたいかというと、今1.3倍にして、平成27年から1.3倍だよと。6年たっています。石の上にも3年と言うが、その倍の年数で、片や前段話したように国が、厚生労働省が生活保護基準をどんどん、どんどん引下げを続けていく中、適用基準が1.3倍だと、ここから大事です。実質的な生活実態は生活保護世帯の生活実態以下になってしまうのです。今1.3倍で落ち着いているかなと思ったならば、ほっておくところという状況になります。生活保護基準以下になってしまう。だからこそ、県内の阿賀野市ではどうかということ、生活保護基準の1.5倍、新発田市では1.4倍にしています。このように私はすべきではないですかと。答弁求めます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 就学援助の基準につきましては1.3倍ということとなっておりますが、物価の関係、それから経済状況等を含めてそれらの基準に対応しているのだというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、佐渡市においては他市と比べても大きく、20.5%も支給になっております。これは、やはり佐渡の平均収入が他市に比べて低い中でも基準1.3倍を取っているということ自身がこの20.5%という数値をつくっているものというふうに思っておりますので、これは全体として県内の状況を見ながらこの後精査等をしていく必要があるなというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） ちょっとヒートアップしていますので、質問ちょっと冷静に聞いてほしいのですが、では子供たちのお父さんやお母さんたちの生活実態を把握していますか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 教育委員会として子供たち、またはその家庭の生活実態を把握しているということとはございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 佐渡での基本的なお話をしているのですけれども、佐渡市での1人当たりの年間所得、把握しているかどうか。いかがでしょうか。

では、私答えます。

○議長（佐藤 孝君） 中村議員、分かっているなら自分で答えてください。答弁者いませんので。

○17番（中村良夫君） 私、これ参考のために聞いていただきたいのですけれども、ここ二、三年の年間所得、佐渡市、1人当たり平均204万円です。ざっくりで年間所得、これ4万円と言ったけれども、200万円の生活実態です。決して県内で高くないのです。市長も聞いていただきたいと思います。一緒になって聞いてください。小澤薫さんという先生の、私の資料ですけれども、新潟県における就学援助制度の現状と課題という資料があるのですけれども、その一部を紹介しますと、教育は無償とはいえ学習費の総額として公立小学校で年間32万円、公立中学校では48万円がかかっていると。世帯収入に占める在学費用の割合は所得が低いほど、家計に占める在学費用の割合は所得が低いほど、もう一回繰り返しますけれども、家計に占める教育費の割合は大きいのです。このような状況の中で就学援助制度は義務教育における経済的な負担軽減に大きな役割を担っていると。佐渡は教育に力を入れてきました。過去も現在も教育に力を入れようとしています。教育行政方針に力を入れている教育長、そして学校教育課、さらに子育て支援に力を入れる施政方針演説の渡辺市長、力を合わせて生活保護基準の現状、1.3倍を私は引き上げるべきだと思うのですけれども、重ねて答弁をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 先ほど申し上げましたように、1.3倍というのをこれまでずっとこの不景気の中やってきたところでございます。これが県内の市町村と比べまして高いか低いかというのはこの後精査し

ていく必要があるというふうに思っていますけれども、低所得の子供たちにとっていい就学条件ができるということは我々教育委員会でも希望でもございますので、しっかりとまた検討、対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 今教育長答弁されたから、今度市長に答弁していただこうと思っているのですが、市長、教育長、学校教育課、なぜ生活保護基準上げを強く言うかという、佐渡市の長の、いろいろ調べました。長の判断で必ず1.3倍以上にすることができるのです、これは。市長、教育長、私は今までも科学的に質問をしてきたつもりです。ここでよく聞いてほしいのは、大体こうなるので、実施したらどうですかと、すべきですと。結果そうなってきました。例えば、これは前提に佐渡市の努力ももちろんです。私だけではないです。例えば小中学校のエアコン設置がそうでした。当時の学校教育課長に国は異常な暑さは災害だと、小中学校のエアコン設置は国が予算をつけると、情報を教育長、そして市長に伝えていただきたいと。結果、佐渡の小中学校のエアコン設置がほぼ現在100%設置されています。あるいはまた、子供たちの医療費助成、高校卒業まで、18歳まで必ず対象年齢が広がりますと、私は早く拡充すべきですと。結果、佐渡市は子ども医療費助成は高校卒業まで、18歳まで年齢を拡充しました。完全な無料ではありませんけれども、このような結果になっています。だから、長の判断で、ここがポイントです。渡辺市長の判断で適用基準を私は引き上げるべきだと。ご答弁お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今日議員がちゃんとご自宅に帰れるようにしっかり答弁したいと思っておりますが、大事なことは支援を広げていくことというのはやはり必要に応じて判断していくべきであると考えておりますので、1.3倍をどんどん上げていくという形にはやっぱり一義的にはならないのだろうというふうに判断しております。そういう部分では、やはり教育委員会のほうで子供たちの状況を見ながら判断したものを私としては判断していくという形になるのだと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市長、遅かれ早かれ、教育長も聞いてください。1.3倍以上になります、必ず。その準備をしておいてください。

次に、就学援助制度の手続なのですが、申請方法はどうか対応されていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

先ほど教育長答弁にもありましたとおり、学校を通じまして全世帯、全対象者のほうへ申請書を配布しております。また、希望の有無にかかわらず全ての申請書を回収して認定のほうをしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 今、就学援助制度の時期が時期ですので、こういった質問をしているわけです。それでは、就学援助制度の年度の途中でもいつでも申請できますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

随時受付はしております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 昨年、コロナ禍の中で就学援助制度について、学校教育課の担当職員が自ら佐渡市のテレビで就学援助制度の活用を呼びかけていました。よかったです。非常に評価をします。また周知の方法の一つとして、佐渡市のテレビを使って対応されたらどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

大変ありがとうございました。CNS放送による周知につきましては、必要に応じて今後も適宜行っていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 沖縄県ではテレビコマーシャルを活用しています。アニメで知らせるなど工夫して就学援助制度の活用を呼びかけています。佐渡市でもこのようなことを取り入れたらどうでしょうか。もう一回聞きます。いかがでしょうか。難しいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

周知方法を検討していくことは大事なことかと思えます。ただ、アニメ等につきましては、その制作経費ですとか作成するものということになりますので、できるかどうかにつきましてはちょっとこの場ではお答えできませんが、検討はさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後に教育長にお答えしていただこうと思っています。最後の質問ですから、締めです。就学援助制度も申請方式です。だから、周知の徹底が私は必要だと思います。学校教育課、教育長も非常に現在まで頑張ってきた成果であります。そして、家計が苦しい人も不安なく子供を学校に送り出せるように必要な全ての人に就学援助制度が周知されて、必要なときに給付を受けられるようにすべきです。そして、お父さん、お母さんたちはこう言っています。就学援助制度があって本当に助かっていると。多くの声があります。教育長、最後にこのことについてご答弁をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 就学援助について、これまで20%というぐらいに広く周知ができていて、制度もご承知いただいているということで本当にありがたく思います。その中で子供たちに対してどれだけ本当に実に効いているのかという部分をやはりまた精査をしながら、ぜひ本当に子供たちの教育のために使えるような制度となるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 次に、生活保護制度について。このパネルを御覧ください。国は、文化的な生活を送る権利があるので、ためらわずに生活保護制度を申請してほしいと、ご相談くださいと、こう言っています。そこで、コロナ禍で昨年から現在まで市民の命と暮らしを守る生活保護法制度の広報で、生活保護の広報で改善されたことはありますか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） 広報につきましては、これまでもいろいろな手法を使って行ってまいっておりますし、それから民生委員、それから社会福祉協議会と連携しながら進めているところでございます。特段変わったという、コロナ禍においての生活相談承りますというようなことを付け加えたということに変更してございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 社会福祉課長お答えになったのですけれども、ぜひ私この質問をするときに、参考にさせていただきたいと。こういう質問です、角度は。県内の南魚沼市では生活保護のしおりを改善しただけでなく、保護申請書、生活保護の申請書を何とホームページからダウンロードできるようにしています。佐渡市でもこのように対応したらどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

申請は確かに国民の権利だというふうに国のほうでもおっしゃってございました。ただ、申請をしていただに当たっては、様々なご相談内容を承った上で申請を受け付けるということが私ども大事なことだと思っておりますので、将来的に申請書等のホームページアップというところは検討させていただきますが、現段階では考えておりません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） だんだん厳しい質問をします。これが生活保護の申請書、合計6枚あります。こないっぱいある。申請書を窓口に設置されていますか。置いてありますか、窓口に。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明します。

窓口の見えるところに申請書を置いていることはございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 何を言いたいかという、南魚沼市では先ほどのように住民、市民が生活保護という制度を理解しやすくし、ここが大事なのです。手が届きやすいように変えている実践があると。佐渡市でもそうすべきではないですかと言ったら、今は置くつもりはないけれども、今後検討してみます。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） 先ほどからの重複になりますが、私ども申請の前にお困りの状況をきちっと聞き取った上で生活保護ではない例えば困窮の小口の制度とか、いろいろな制度をご案内した上で最後のセーフティーネットにつなげるというところを念頭に置いてございますので、将来的なことは今お約束できませんけれども、現段階においてそのような対応をするということは検討しておりません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） では、こっちも厳しく言います。生活保護の申請書は、国が言っているためらわずに申請するために窓口を設置、置いてくださいねと、申請書は窓口で常時配備せよと、ためらわずに申請していいですよと言っているのです。これ本庁だけでも設置していただけないか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） 現段階において窓口で見えるところに設置はしてございませんが、お客様が生活保護のご相談という段階で申請書ご案内等を同時に持って相談を承っておりますので、窓口設置と同様の対応をしているというふうに認識しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 生活保護は、ここに書いてありますでしょう、国民の権利だと。私が言っているのではないのです、国が言っています。本庁から窓口を設置すると、お手本を見せてくださいと、私そう言っています。よろしいですね。

次行きます。また、親族に問合せする扶養照会、しなくてもいいですね。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） 扶養照会につきましては、いろいろな議論があることは承知してございますが、現在国から示された通知を精査しながら適宜対応しておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 確認になるかもしれませんが、扶養照会は生活保護法には扶養照会をしなければならないと書いてありますか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明します。

しなければならないという記載はございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 国会でも書いてあるのかとただしたら、田村厚生労働大臣は扶養照会は義務ではないと、前段言いましたけれども、明言しました。そのように対応すべきです。どんどん、どんどん改善されていますので、扶養照会については、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

社会のいろいろな変化によって基準も、それから所持できる備品等々も変化してございますので、現在扶養照会等について、それから扶養義務についてもいろいろな議論がされておるところでございます。ついでに国等の通知に基づいて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） これ扶養照会、最後にしますけれども、扶養照会に関する法律上の規定はないのです。日本全国年間の、年換算ですか、46万件の扶養照会を調べましたら、仕送りすると回答があったのは僅か1.45%にすぎないのです。では、佐渡市どうでしょうか、この扶養照会をやって。大変だったと思うのだけれども、それお答えできますでしょうか、何%だったのか。それなりには答えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

佐渡市の基本的なそのパーセンテージについては現在手持ちがございませんし、事務所のほうで確認できるかどうか、後ほどまたご相談させていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 自動車の保有、車を持っていても生活保護は受けられる。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明します。

基本的には認められてはおりませんが、個々の事情、身体的な状況だとかお住まいの地域とか、その条

件によって保有を認める場合はございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 一部認めていることは私も認識をしておりますが、田村厚生労働大臣は車についてお考えを言っていました。どう言っていましたか。お分かりですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明します。

承知してございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 田村厚生労働大臣はこう言っていました。高級車であつたら問題ですよねと言っていました。私が思うに、例えば国産車のLマークとかPマーク車、車のお名前ずばり言わないほうがいいですと同僚議員が私に言っていましたので、高級車、これLマーク調べたら1,000万円するのだ。高級車。それ以外の課長も渡辺市長も私も、一般の皆さんが乗っている車だったらいいですよと厚生労働大臣が言っています。はっきり言っています。認めますか。分からないって言ったけれども、認めますか、これを。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

厚生労働大臣の発言は承知してございませんけれども、大臣がそのように発言をし、国がきちっと市町村、県に対して通知をするものでございましたら、私どもはその基準に沿って対応するということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 社会福祉課長、今いいこと言ったのですよね、社会福祉課長答弁は。扶養照会もあれだけいろいろあつて今回改善をしたのです。改善をして改善をするわけ。この車も佐渡市も一部理解をしているのだけれども、車、これもどんどん、どんどん変わってくる。私言いますよ、ここから。佐渡は、失礼だけれども、都会ではないのです、ここ。ねえ、市長。佐渡は全体的に山間僻地、地理的条件が悪い地域。自動車も必需品、仕事で通勤、病院の通院、通学、買物など車は移動の手段なのです。佐渡は、交通手段が万全ではない。電車はない。電車ないですよ。それから、バスの本数がない。その認識は社会福祉課長、ありますか。正直に教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

都会であるという認識はございませんし、それからインフラに対しては、やはり一部不便なところはあ

るとは思っておりますが、やはり公共交通機関がないわけではございませんので、そこは有効な交通手段として使っていただくのが生活保護上の必要な対応というふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 社会福祉課長、佐渡は不便だらけです。ここにいる執行部の皆さんだって、こっちの議長だってみんな車で通勤しているのでしょうか、ここの本会議場に。不便だらけです、私から見れば。これは個人的なことで、あまり肩書持っていますから、佐渡の悪いことは言えませんが、不便です。社会福祉課長、聞きます。正直に社会福祉課長のあれを出してください。佐渡市での車の保有台数多いか少ないか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

佐渡市内の保有は分かりませんが、生活保護世帯に限って言うのであれば、やはり少なくはないと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 社会福祉課長、少なくはない。だけれども、ちゃんと返せば佐渡での車は保有台数が多いのです。それで、佐渡市の車保有台数約5万4,000台、佐渡世帯数、参考に、約2万4,000世帯。何を言いたいかというと世帯数より車の保有が多いと。いろいろ調べていくと、県内類似団体と比較しても佐渡は車の保有台数が多い。当然一人一人車を持っていても不思議ではないのです。だからこそ、現状を見て佐渡では一部生活保護で認めているけれども、しっかりと判断が必要だと、佐渡での判断です。車の保有は、今から言うのは大事なことですけれども、一定の条件も含めて保有の条件を佐渡として柔軟な対応で拡大していくことをぜひとも約束していただきたい。生活保護に関しては、国は以前はエアコンは駄目、あれもこれもぜいたくだと、生活保護の申請。今はそんなこと絶対言わない。エアコン持っているから駄目だと言わない。車もそうなるのだから。国会で国民の声、運動で、扶養照会もさっき言ったようにどんどん、どんどん改善されていくわけ。まだ全面改善されていないけれども、全面改善されるって、これは、いい方向へ変わっていく。だからこそ、車の保有を認めていただきたい。市長、答弁お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 僻地は佐渡だけではないわけではございます。電車の便、バスの便が悪いエリアもたくさんあるわけではございます。そういう点でやはり国が一定程度の指針を示していくというのが通常の形でございますので、我々としてはやはりこの生活保護、国の資金等を活用していく事業でございますので、国の大臣の方向性を含めて、しっかりと国のほうで議論した上でこちらのほうに情報をいただければ、それに合わせて対応を検討していくという流れになると考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市長、佐渡だけと言うのだけれども、佐渡の生活保護制度の話をしているのです、私は。この佐渡島の。東京の23区の1.5倍のこの佐渡の話をしているわけ。これは特別とは言わないけれども、これは問題必ず出てくるから。そして、自動車、車の保有は仕事や通院などに必要であり、一定の条件が合えば、生活保護のことを言っているのです、処分する必要はありませんと。日常生活のために使う自動車、車も中古車など処分価値が少なく、その家庭での健康で文化的な最低限の生活や自立助長、必要であれば処分しないまま生活保護申請し、保有を認める、これがポイントです。だから、佐渡市は、これきついこと言っはまづいか分からないけれども、生活保護を守れと。これ重要な質問です。社会福祉課長と市長なのだけれども、最終的には市長の判断ですけれども、重ねて、最後のほうですから、お聞きして終わりますけれども、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 佐渡の問題でもあるのは事実でございます。しかしながら、生活保護というのはやはり憲法に保障された国全体の問題であるということも事実なわけです。そういう面で佐渡より不便なところもたくさんあります。佐渡は、本当に不便であるのも事実でございますが、それでもバスに乗れば1時間、中央の病院に1時間ちょっとでどこのエリアからも大体来れるエリア、地域の形態でもございます。そういう点もございしますので、やはりこれは国全体が国民を守るという制度の中でスキームを考えていくべきものだと思っておりますので、佐渡市だけの特例というのは現段階ではなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市長、難しくありません。全然難しくありません。私これまとめるけれども、車の保有は一定の条件、例外適用を現在認めています。ここをまず私も押さえていますので、間取りですから。そのことを積極的に柔軟な対応、少しでも広げるように対応するという私は理解をしています。渡辺市長、2年目に入りますから、そういうことでいいでしょうか。今あるものは今あるもの、それを広げていくと、今後。県や国の対応も必要だと思いますけれども、そういう腹をくくって、この問題ためらわずに申請してほしいと、国はこう言っていますので、どうですか。これで最後にします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） もちろん様々な角度から検討していくべきだということに私自身は考えてはおります。しかしながら、制度自体の在り方についてはやはり国が、大臣がそのようにおっしゃったのであれば、やはり私もそれは聞いておりませんが、大臣の発言から厚生労働省のほうで一定的な考え方を示してくると思っておりますので、そういう形も含めながら、現場でしっかりと状況を見て考えていくということが必要であるというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市営住宅家賃減免制度について行きます。改めて、どういったときに市営住宅の家賃減免になるのですか。減免措置の適用内容と周知方法の対応はどのようになっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

収入が著しく低額である方のために、家賃の減額及び徴収猶予の制度でございます。家賃が減免される世帯については、収入の月額が減額基準として6万円以下のときに該当します。また、障害年金や仕送りなどの非課税世帯も含まれるということでございます。あと、失業や障害により長い期間療養が必要となる方、収入月額が減額基準に該当するときも対応になります。また、災害によって容易に復旧できない損害を受けたとき、収入月額が減額基準に該当するときでございます。

また、周知方法につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、毎年ですけれども、家賃決定通知の際にとか収入の申告提出依頼時に減免チラシを同封して、年2回入居者に周知しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 今、市民の皆さんがCNSを見えています。早速家賃の減免を佐渡市、建設課長に相談しようと思っています。快く親切に優しく対応していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

今までもそうですけれども、その申請にかかわらず、私は該当しますかということについても丁寧に職員のほうで対応させていただきますので、今後またそういう疑問のある方、対象になるかどうかも含めてご相談していただければ、そのように具体的に紹介させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市民の皆さん、信頼できる建設課長と建設課でありますので、何なりと市営住宅についてはご相談してくださいと。そこで、市営住宅の家賃減免制度は申請方式で、入居者からの申請により減免を受けることができると。したがって、市からの周知徹底が大事である。ここに私は力を入れるべきですと。その前に市の資料によりパネルを御覧ください。平成23年以前も含めて合併16年、それから平成23年から平成26年まで入居世帯数に対して減免実績がゼロでした。平成27年、議会で市が言うには、ちょっと厳しいこと言いますけれども、家賃減免は市のホームページに条例等は載っていると、ただし要綱はありませんと。減免基準もない、お知らせとして入居者に知らせていない。失礼ですけれども、私の質問でこのことについてただした結果、家賃減免制度は佐渡市がやっと作成された経過があります。市の資料よりパネルを御覧ください。私の質問をきっかけに平成27年から入居世帯数に対して毎年減免世帯数が

増えて、制度の減免実績が現れています。建設課の汗と涙の努力です。率直に私は評価します。

そこで、これからも市民の皆さんや市営住宅の入居者に寄り添って相談を継続的に、滞納者も含めて、家賃減免制度の周知徹底を継続的に対応すべきだと。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

先ほども言いましたが、申請時等を含めて年2回ピラを同封しまして皆さんに周知しております。今後もし引き続きその辺つなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私は、市民の皆さんに困り事、何でもご相談くださいと、議員活動として生活相談を行っています。就学援助制度も、それから生活保護制度も、この市営住宅についても生活相談をやっております。ある市営住宅に住む当時、最初の頃ですよ、74歳の女性は5年前に夫を亡くし、月収は厚生年金と遺族年金のみ、市営住宅家賃、医療、介護保険利用料、その他国保税が請求され、これでは生活ができないと話しました。市と相談し、家賃減免申請で減免制度の実績をつくりました。ご本人は、家賃が半額になりうそみたいだと大変喜びました。減免制度を必要とする人は早く対応しなければなりません。なぜかという、家賃が払いたくても払えない人が多い。ある人は、これはあまりいい話ではないのですけれども、当初軽減措置を知らせられないまま突然滞納家賃、これ高額の一括払いを請求された。詳しくは述べませんが、佐渡市は当時、家賃減免基準を持っているのに、この世帯には一切知らせず、多額の滞納をつくったことへの責任を考慮することなく一方的に入居者に責任を押しつけたのです。その後、市と相談をし、問題解決がされました。悪質なものは駄目です。別です。払いたくても払えない人たちには佐渡市は問題解決に向けて対応すべきだと。たしか相談窓口があるのですから、誠意を持ってぜひとも今後も対応していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

この減免制度について対象外となる場合のケースですが、これは滞納者でございませぬ。例えば一つの例でございませぬけれども、滞納してちょっとある程度お金を支払っていなかった方については一旦全額納めてもらって、新たなこの申請も手続もできますので、何なりとその辺ご相談いただければ対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後になります。固定資産税軽減をという質問を最後にして終わりにしますけれども、先ほど市長は、全国だと思うが、市長会と一緒にそのことを含めてやっていくと。だけれども、私は

そのことも含めて大事だと思うのですけれども、せっかく渡辺市長になったのですから、これから2年目です。ぜひとも佐渡の代表として、観光業、ホテル、旅館、事業所に固定資産税軽減を渡辺市長として佐渡は不滅ですよと、素晴らしい佐渡を守るために国へ固定資産税の軽減、継続実施するよう強く要請すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 様々な形で、そういう形でご相談はしていきたいと思っております。これは固定資産税に限らず、やはりコロナ禍において東京での影響が地方に波及しておるわけでございますので、しっかりと説明していきたいと思いますが、この固定資産税1点のお話であれば、全国市長会でも様々な議論になるところでございますので、やはりそういう議論の中で取り組んでいくということも大事であるというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 観光振興課長といろいろ議論を、お話をさせていただきました。やはり固定資産税軽減されると非常に助かると言っていましたので、ぜひとも渡辺市長、頑張ってください、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 4時32分 休憩

午後 4時47分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤勇典君の一般質問を許します。

後藤勇典君。

〔6番 後藤勇典君登壇〕

○6番（後藤勇典君） こんにちは。新生クラブの後藤勇典でございます。

まず、施政方針についてお尋ねします。防災拠点庁舎整備事業は、タイトなスケジュールが組まれておりますが、万一不測の事態が発生しても合併特例債の期限に間に合わせる事ができるのか、どのような担保が取られているのかお聞かせください。

また、令和4年度には、両津病院と歌代の里の建て替え工事と重なる予定にあり、特殊車両や資機材、大工等人材の供給不足が懸念されます。市の対応策について説明を求めます。

エネルギー政策について。国は、2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロとする脱炭素社会の実現を目指すと宣言しました。さらに、2030年まで地域における再エネ倍増に向けた取組により、地域で次々と脱炭素を実現していく脱炭素ドミノを生み出すと公表されました。千葉県睦沢町では、再エネ防災拠点として、地域新電力が再生可能エネルギーや熱エネルギーの地産地消事業を防災拠点エリアで開始しており

ます。本市は、ゼロカーボンアイランドの実現に向けて、粟島浦村との共同宣言を表明しておりますが、いまだ具体的な取組はありません。そこで、住環境における消費エネルギーを削減する目的で、断熱リフォーム補助事業を実施してはどうかと考えます。鳥取県の事例では、健康省エネ住宅を推奨し、県独自の省エネ住宅性能基準を設け、最大150万円の補助事業を行っております。ゼロカーボンアイランドの実現に向け、市の本気度を示すチャンスとも言えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

子育て支援拠点の拡充について。雨天荒天時の屋内での子供の遊戯場所となる子育て支援拠点の拡充を検討するとありますが、具体的にはどのような施策を実行する予定にあるのかお聞かせください。

佐渡汽船の経営再建について。今期中の佐渡汽船における債務超過解消は非常に困難が予想されます。コロナの特例により債務超過解消には2年間の猶予が与えられておりますが、上場廃止についても視野に入れながら進めていく必要があるのではないのでしょうか。既に副市長が社外取締役として経営に参画するとの報告がありました。これまでも副市長を外部取締役として派遣しても、目立った成果を上げることはできなかったものと認識しております。抜本的な経営改革に取り組むためには、前例踏襲主義から脱却する意味でも、早期に経営再建委員会の立ち上げを佐渡汽船側に要求しなければなりません。さらに、委員会のメンバーとして総合政策監やDMOの理事にも参画してもらい、観光と一体となった経営再建策を講じていかねば現状を打破することはできないと考えます。

また、佐渡汽船の会長が取締役の相談役に退くとの公表がなされました。しかし、経営には引き続き関与するようです。結果的にあかねの導入が経営悪化の要因をつくってしまったのは明白です。その責任を取り辞めると言った会長が相談役という経営責任が軽い立場で取締役会に在籍することは、組織全体の当事者意識が希薄化することにもつながり、経営再建など到底できようがありません。さらには今年4月から部長級の営業職を公募するとプレスが出されておりました。新聞の見出しには、窮地脱出へ外部の知恵とあり、同社は手を替え品を替えて進めてきたが、なかなか効果が出なかった。外部人材を入れて組織の活性化を図りたいと佐渡汽船のコメントが記載されておりました。本来的には経営トップに外部人材を登用するのが筋なのではないのでしょうか。年齢による役員人事の異動とのことですが、根本的な経営再建に向け、相談役には早期に取締役会から外れていただく必要があると感じております。(株主による取締役の解任請求権)。市長の考えをお聞かせください。

次に、トキエア、LCCの進捗について。佐渡空港の再開に向けて、LCC、トキエアの動きが注目されております。これは、県や事業者だけに任せていくのではなく、市も一体となって取り組んでいかねば実現困難な案件であります。定期便の就航に向けて現状における課題点は何なのか、就航までの具体的なスケジュールはどうなっているか、進捗についてお尋ねします。

また、県が実施した空港調査の結果について、そして今後県はどのような対応を実施していく予定にあるのかお聞かせください。

一方、市の今後の支援策はどのようなことを検討しておりますか。石川県にあるのと里山空港では、搭乗率保証制度を実施しております。これは、自治体と航空会社でリスクと利益を共有する仕組みであります。具体的には、搭乗実績が目標を下回った場合には自治体が一定程度を保証し、上回った場合は逆に航空会社が収入の一部を自治体に還元するものであります。自治体が事業者とともにリスクと利益を共有するような仕組みを検討すべきではないのでしょうか。

令和3年度新設の医療対策課について。医療人材確保の具体的な取組はどのようなものか。一昨年の決算審査で意見を付け、それを受けての市の改善策は次のとおりです。市内高校生の卒業後の進学調査を参考に、県内の看護師養成学校への進学者が多いことから、県内養成学校への訪問等重点的に取り組んできている。今後、県外進学者についても奨学金貸与者などへの働きかけを始め、市の支援策の周知を図り、成人式の活用などUターン促進への取組を進め、人材確保に努めていきたいと考える。このような動きに加えて、さらにどのような取組を検討しているのか。医療を志す人材の中には決してお金だけではなく、地域医療や僻地医療を何とかしたい、世の中に貢献したいと考える人がおります。そのような人材を世に送り出すことを理念に掲げる医療系大学もあると伺っております。市長自らがトップセールスを行い、大学と包括連携協定を結び、地方における医療技術の研究といった側面からも、定期的に研修医や看護学生の派遣を大学へお願いしていくような取組が今まさに求められているのではないのでしょうか。

次に、遠隔医療の体制整備とはどのようなものかお聞かせください。長野県伊那市では、移動訪問診療車によるオンライン診療を実施しております。具体的には看護師が車両に乗り、高齢者宅を戸別訪問していくものです。患者は、車の中で血圧を測定し、備え付けられたテレビ電話により医師とのオンライン診療を行うものです。これは、交通弱者の診察機会の確保及び業務効率化に伴う医師の負担軽減、さらには医師1人当たりの診療患者数の増加などが期待された事業です。将来的には地元開業医との連携やオンラインでの服薬指導も想定しているようですが、本市におかれましてもこのような取組に着手する予定にあるのでしょうか。

佐渡教育コンソーシアムについて。コンソーシアムの組織構成はどのように考えていますか。12月の一般質問では、産官学、大学、金融が重要と市長答弁がありました。現状どのような構成メンバーを検討されておりますか。

また、阿賀黎明高校では高校魅力化プロジェクトの一環として保養施設を改修し、温泉つきの寮を整備することで全国から留学生を募集しています。同様の取組を佐渡でも実施することはできないものか、市長の考えをお聞かせください。

農畜産物のブランド化、地産地消の推進について。佐渡牛のブランド構築について言及されておりますが、具体的にはどのようなことを検討していますか。毎年春、夏、秋に子牛の競りが行われております。競りを今よりもっと活気づけさせるためには業者同士が価格を調整するようリスクを回避させるとともに、多種多様な事業者が競りに参加できるような環境を整備する必要があります。そこで、休眠状態となっている畜産振興基金条例の一部を改正し、これを財源とし、競りに参加する事業者の航送料や運賃補助に充てることを検討してはいかがでしょうか。

また、県のほうでは畜産担い手経営発展事業というものがあります。これは、将来の後継者育成に向けて、酪農ヘルパー利用組合に就業する学生への就学資金の交付等の取組を支援するものであります。このような県制度との連携を図り、人材不足に悩む大型和牛繁殖支援施設（CBS）への就業促進をサポートすることは考えられないのでしょうか。また、市独自の施策としてCBS等で研修生を受け入れ、その際発生する研修費用の一部を助成するなど、将来の後継者育成に向けた新たな支援策として考えてみてはいかがでしょうか。

国家戦略特区について。特区には観光、教育、医療、近未来技術など全部で11分野、92事業と多岐にわ

たるメニューが用意されております。大胆な規制緩和を行うことで企業の投資や人材を呼び込み、地域経済の活性化を促すものであります。例えば第5世代移動通信システムの基地局を整備することで最先端の遠隔医療技術を取り入れることや、最先端のオンライン教育に取り組むことが可能となります。ほかにも佐渡空港を活用し、ドローンによる本土との物流実証実験など、地元企業と一体となり取り組むことなども考えられます。また、愛媛県今治市、しまなみ海道の道の駅は2017年に特区に指定され、全国で初めて民営化された道の駅であります。これにより5年更新の指定管理制度から20年間の協定へと契約形態が変わり、長期の事業計画が可能となりました。5年先を見据えた観光資源の開発や施設内での産直、物販にとどまらず、養殖されたタイの餌やり体験や造船所を観覧船で見学する体験型観光のメニューも開発されております。国家戦略特区に対する市長の考えをお聞かせください。

コロナ経済対策についてお尋ねします。地方創生臨時交付金の本省繰越となったものが約4億円あるとのことですが、これを使い、令和3年度内に補正予算を組むことで効果的な経済対策を実施する必要があると考えます。そこで、私からは3つ提案いたします。

まず、「新しい生活様式」対応施設整備等支援事業補助金はニーズが高く、次年度も継続すべきであると考えます。企業は、コロナ情勢や自社の業績を見ながら設備投資を断続的に実施していく必要性に迫られているため、応募期間を長めに設定すること、補助上限額の引上げなど要件緩和について再検討し、利用しやすい補助金として再度実施する必要があると考えます。

次に、事業継続支援金は企業にとって純利益に直結し、支援策として有効であったと考えます。同様の取組に国の緊急事態宣言の影響緩和に関わる一時支援金や県の事業継続支援金がありますが、支給要件の兼ね合いにより対象者が限定的なものになっております。したがって、市独自策を継続させることは効果が高いものと考えます。

次に、雇用調整助成金（特例措置）の延長期間終了後、失業者が増えることなどが予想されます。そこで、コロナを理由とする失業者を受け入れた企業に対し、1人当たり30万円を助成する制度を新設してはどうでしょうか。神奈川県平塚市では、正規雇用促進補助金として3月1日より申請受付をしております。この制度は、新型コロナウイルスの影響による雇い止めや派遣切り等の影響を受けた求職者を支援するため、市民を正規雇用した事業者に対し、経費の一部を補助することで市民の積極的な正社員雇用を促進するものであります。さらには就職が困難な市民（氷河期世代、障害者、独り親等）を雇用した事業者に対しては上乘せ補助も実施しております。

次に、市無償貸与温泉施設の在り方についてお尋ねします。温泉活性化協議会は、実態として目的が曖昧かつ混迷した形での運営がなされてきたと感じます。これを取りやめ、かつて実施した無償貸与3施設に対する燃料費補助として予算を切り替えるべきではないでしょうか。そして、温泉活性化協議会が本来取り組まなければならなかった佐渡の温泉地ブランドを向上させていく取組を促進させるため、新たに組織を立ち上げるべきだと考えます。DMOとも連携した形で温泉地全体をPRしていくような取組を今こそ実施すべきではないでしょうか。

先般、入浴施設あり方検討会の中間報告において、現在営業している入浴施設の全てを継続的に維持、運営していくとこれまで以上に多額の財政支出を要することから、今後は運営を継続する施設を選択する必要性が強く求められるとありました。数年後には無償貸与3施設それぞれにおいて大規模改修の必要性

に迫られております。改修費の総額は、約7億5,000万円が見込まれておりますが、具体的にどの施設を残すのか。また、廃止を検討する施設についてはどのような処分の在り方を想定しているか、お答えください。

最後に、スクールバスの運行管理体制についてお尋ねします。平成20年に文部科学省が出した国内におけるスクールバス活用状況等調査報告の中に、スクールバスに関する今後の方向性として、①、多様なバス等の活用、②、地域で支えるという意識の醸成、③、最優先は児童生徒の安心、安全、④、総合的な交通体系の中における検討とあります。特にバス等の運行に当たって最優先に考えることは児童生徒の安心、安全であります。まず、市の基本的な方針についてお答えください。また、一部エリアについて、民間事業者へ委託するなどの考えはあるか。

事故が発生した吉井方面のルートについては、現在市内の交通事業者に委託しておりますが、4月以降も継続して委託する予定にあるのか。

現在、スクールバスは両津、金井、佐和田、畑野、真野、羽茂、小木の7地区において全24台が稼働しております。小学校及び中学校のスクールバスに関わる業務は多岐にわたるものと想像しておりますが、業務内容及び業務体制はどのようになっているのか。現状マンパワーは足りていますか、お答えください。

スクールバスの安心、安全を担保させるためには運行管理者を設置し、適切な運行管理の下、運用させていくことが欠かせません。今年2月、佐渡市スクールバス運行管理マニュアルが作成されました。しかし、運行の安全確認については運転手の責務についてのみ言及されており、肝腎要の運行管理者の責任と役割についての記載が一切ありませんでした。これでは安心、安全を担保させることはできないものと考えます。早急に加筆し、改めるべきではないでしょうか。

さらに、スクールバスの安心、安全を担保させるため、他市のようにスクールバス安全運営委員会を設置すべきだと思います。

12月定例会一般質問の中で、スクールバスは朝と夕方以外に昼間も校外授業で使っているため、日中ずっと使っていない状態ではないと我々は聞いているとの答弁がありました。昨年度の各学校における校外学習使用状況表によれば、多い学校で年間の使用日数は25日、少ないところでは0日や3日となっております。多くて月2日程度というのは、日中ほぼ稼働させていないに等しいと言えます。そうであるならば、朝夕はスクールバスとして運行させ、日中は高齢者の買物や病院への送迎のため、コミュニティーバスとして運行させることが可能ではないでしょうか。さらには、遠隔地のデマンドバスとしての利活用も考えられます。一日中スクールバスを利活用することができれば、フルタイムの会計年度任用職員として運転手を雇用することも可能になりますし、民間事業者への外部委託についても前向きな話が出てくるものと考えます。市長の考えをお聞かせください。

以上、演壇からの質問といたします。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、後藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

防災庁舎の整備の問題でございます。現在の整備スケジュールどおり、合併特例債の活用期限内である

令和6年3月までに防災拠点庁舎建設及び現庁舎改修を完了するよう遅滞なく進めてまいります。両津病院建設とは約1年発注時期がずれる見込みでございます。工事期間に大きく影響を与えるコンクリート工事、鉄筋工事、型枠工事は、この1年のずれにほぼ9割が完了する工事でございます。その点から人材、資機材等の重複はほとんどないものと考えているところでございます。また、歌代の里につきましては、今後民間事業者の公募を実施することから工事時期、構造は未定でございますが、規模等を考慮すると影響は少ないと考えているところでございます。

エネルギーの問題でございます。今議会で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した住宅リフォーム支援事業を提案させていただいております。この事業では、断熱に関するリフォームも補助対象経費に含めており、住宅の消費エネルギー削減につながる取組も補助対象となっております。ゼロカーボンアイランドの実現に向けては、様々な手法によりエネルギー対策を検討していくことが必要であると考えておるところでございます。

子育て支援拠点の屋内遊戯場につきましては、昨年10月から佐和田児童クラブの遊戯室を日曜、祝日に限り一般開放し、親子の遊び場として多くの方にご利用いただいております。今後の拡充につきましては、新規に施設を整備するのではなく、市内に存在する公共施設、これを有効に活用することで各地域に子供の遊び場を設けることができないかというところで検討しております。もうしばらくその仕組みづくりについて詳細を詰めていきたいと考えているところでございます。

佐渡汽船の経営再建の問題でございます。佐渡市と佐渡汽船は、今でも観光誘客に向けては連携し、例えば地域通貨ポイントの還元による航路運賃、自動車航送料金の割引等、これは連携して取り組んでおります。また、佐渡汽船単体でもイベント開催時や行楽時期に合わせた営業割引など行うなど、輸送人員の増加に努力しております。経営改善として、また佐渡汽船では営業部門の強化を図るべく、来月4月を目途に観光分野に精通した即戦力の外部人材を登用する予定であり、現在公募中と伺っておりますし、こういう新しい取組についてはしっかりと佐渡汽船内で対策として進めていくというふうを考えておるところでございます。佐渡市といたしましては、多くの枠組みをつくるということではなく、やはり取締役推薦している副市長が経営陣に参画し、定期的な協議の場では総合政策監を中心に経営状況改善の進捗管理を行い、佐渡汽船の経営再建に共に努力をしていく必要があると考えております。佐渡汽船の役員人事につきましては、今月下旬に招集される定時株主総会の議案と伺っております。検証、その他責任の明確化は当然必要になると考えておるところでございますが、こと改善に関しましてはやはり佐渡汽船の自助努力、ここが非常に重要だというふうを考えておるところでございます。そういう点で、役員人事についても佐渡汽船内でしっかりと議論していくべきというふう考えております。

LCC、トキエアの進捗状況でございます。まず、トキエア就航の課題、まずはやはり民間企業がこれからしっかりと体制整備を進めていくということが重要でございますし、一方でハード整備として佐渡空港の受入れ体制の整備、そして活用方法として首都圏の受入れ空港の調整及び就航後の支援、そういう検討が今後必要になると考えておるところでございます。スケジュールにおいては、二、三年後を目途に就航していきたいという形で聞いておるところでございます。

また、新潟県が行っている佐渡空港に関する調査でございます。県が現佐渡空港においてトキエアが予定しているATR42-600Sという航空機を受け入れられる施設であるか、滑走路や駐機場の調査を今年

度実施しました。この調査の結果、滑走路等の整備が必要であるとされて、令和3年度には必要な設計等を1年かけて行うということで8,329万4,000円を予算案として計上しているということでございます。

支援策としましては、のと里山空港の搭乗率保証制度というのも一つの有力な手段であるというふうには考えておりますが、効果的な支援策を今後県とトキエア、また国も含めながら引き続き連携を取り検討してまいりたいと考えております。

医療人材確保の具体策は何かということでございます。基本的な考え方として、医療人材、これは様々な思い、様々な活躍の場を求めて医療人材になっているということでございますので、学校を出てすぐ佐渡に来るといのはなかなか難しい点があることも一つの現状であるということも把握しながらではございますが、医療人材確保具体策、これにつきましてはやはり医療技術者奨学金制度を始めとした佐渡におられる方も含めた人材の育成をしていくこと。さらに、例年では養成校への誘致活動、また中高校生からの職場体験、高校での看護師講話等を実施をしておるところでございますが、やはり高校等の看護師講話等、佐渡に必要な人材なのだということをやっぱり佐渡の子供たちに知っていただくということも実は非常に大事な点であるというふうに考えておるところでございます。また、本年度から医療機関と協働でオンライン等の活用による求人活動を始め、今の若者への求人活動にはこういうオンライン等の手段も必要であるということ考えておるところでございます。令和3年度は、これらの活動をしっかりと発信しながら、人材確保対策に総合的に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

続きまして、遠隔医療の体制整備でございます。遠隔医療につきまして、現在やはり基本はオンライン診療が一つの目安になるだろうというふうに考えておるところでございます。他市町村で進んでいる事例もございまして、こういうものを見ながら検討していかなければならない。また、実施に向けて医療機関と体制の調整が必要になるというふうに考えておるところでございます。一方、国とも事業の可能性に向けて話し合いをしていかなければならないと考えておりますので、しっかりと様々な面から合意形成を図りながら取り組んでいく必要があると考えております。

佐渡教育コンソーシアムの参加者の点でございます。市内の事業者や地域団体、小中高校長、また市と包括連携協定を締結している大学など多様な関係者でスタートを切りたいと考えております。

島留学につきましては、3月中旬に立ち上げるこの教育コンソーシアムにおいて、高校生の単身の島留学についても議論を進めていきたいと思っております。具体的な案について議員からご指摘ございましたが、やはり今どのような魅力で、どのような思いで佐渡に来ていただけるかと、そういうものをしっかりとつくっていくことが非常に重要だと考えておりますので、まずはしっかりと議論と検討から始めていくべきだと考えております。

佐渡牛のブランド化についてでございます。世界農業遺産や生物多様性などこの佐渡島という特徴を生かし、島内の宿泊施設等での佐渡牛の提供、ここで観光客の呼び込みとブランド化につなげていきたいと考えておるところでございます。佐渡に行かなければ食べられないというような仕組みづくりもブランド化には重要だと思っております。一方、畜産振興に関する基金の活用でございます。現在畜産農家と意見交換を行っており、今後理解を得られた際には畜産農家向けの生産振興策に活用したいと考えておるところでございます。

一方、担い手育成の問題ですが、この県の事業は若干使いにくい点もあるというふうに考えております。

そういう面でCBS、JA佐渡が取り組んでいる大型和牛繁殖支援施設でございますが、この研修生受入れに対する支援策として、現在JA佐渡が将来の独立就農を見据えた職員を採用し、CBSで働きながら就農に向けた知識、技術を身につけられる仕組みの構築を検討しておるところでございます。市では、この移住者を想定した住居支援等を行っていくということをJA佐渡と話をしているところでございます。

国家戦略特区への挑戦ということでございます。現在国家戦略特区につきましては、令和2年12月末までに375の事業が認定されております。県内でも新潟市などが農業特区を認定されており、その取組や効果について、今後他市の状況を研究していくことが必要だと考えております。佐渡市といたしましては、包括連携協定を締結した市外の企業と連携し、内閣府地方創生推進事務局が認定するSDGs未来都市に挑戦するほか、地域循環共生圏という形での持続可能なまちづくりをつくっていく中で、規制の緩和の必要性についてもしっかりと考えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。特区につきましては、特にやはり規制があり、その規制を緩和することによる活用ということになっておりますので、現段階で佐渡市でその規制緩和について議論をしておる状況ではございませんので、この調整の中でしっかりと考えてまいりたいというふうに判断しております。

コロナの経済対策でございます。「新しい生活様式」対応施設整備等支援事業につきましては、2月26日に募集を終了いたしました。425事業者から申請をいただいたところでございます。本事業やクリーン認証制度などの取組により、市内における感染防止対策は一定程度進んでおるというふうに判断しておりますが、コロナウイルスの状況を注視した上で実施のタイミングや補助スキームを検討する必要があると考えております。

次に、佐渡市独自の支援策である事業継続支援金につきましては、約1,700件の申請をいただき、約4億9,000万円の給付決定を行ってまいりました。事業継続支援金につきましては、国の持続化給付金と併せて給付することで効果が増すものと考えております。国の動向に注視していくとともに、これの原資に充てる国の補助金の額等が確保できるかどうかというところもしっかりと判断していきたいと考えておるところでございます。

雇用調整助成金につきましては、国と併せて上乗せの助成を行っておるところでございます。失業対策におきましては、国において新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた方の早期再就職支援制度の実施、また女性の雇用環境改善に向けた支援策の拡充について国のほうが検討を始めていると聞いております。国の支援策をまず一つの柱として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

温泉活性化協議会でございます。事業の取組で一定の役割を担ってきたというふうに考えておりますが、今後組織体制や事業内容の見直しについて、今後開催する協議会の総会で方向性を決定したいと考えております。無償貸与3施設に対する支援制度につきましては、やはり基本的に民間に貸している、無償貸与しているということは、民間活力を生かすことによって収益を上げるということを目指して無償貸与を行っているところでございます。ですから、その活力を生かす形での支援というのがやはり基本ではないかと考えているところでございます。

温泉の魅力をPRと温泉のブランドをどうするかということでございます。温泉の魅力PRにつきましては、従来から佐渡観光交流機構や観光振興課と連携して半額キャンペーン等に取り組んでいるところでございます。しかしながら、市の保有施設についてはそれぞれの距離が離れて分散していること、またホ

テル等も基本的には離れていることから、やはり温泉郷としてのイメージ、そういうものがやっぱり非常に難しいというのが佐渡の温泉の現状であるというふうな判断しておるところでございます。そういう点から、温泉単体での誘客効果というのは非常に難しいのではないかと考えております。もちろん民間のホテル、また一部温泉等を生かして個別において誘客を行っているところもありますので、そういう連携も含めながら、観光資源活用等を併せて協議をしていく必要があると考えております。

入浴施設あり方検討会でございます。昨年の11月17日に中間報告書を頂いており、利用者の減少や施設の老朽化による修繕費等のコスト増加などからこれまで以上に経費がかかり、現状の施設をそのまま維持、管理するのは困難であり、施設の絞り込みが必要とのご意見があったところでございます。検討会で現在客観的な指標づくりを進めておると聞いております。最終的な報告は今年12月の予定でございます。その報告をいただいた上で、市民との合意形成を図っていくという手法を取っていきたいというふうな考えております。

スクールバスの問題でございます。お子様が乗車するスクールバスの運行について、安全確保することはもう本当に重要であると考えております。昨年のスクールバスの事故を受けて、副市長を中心に安全確保に向けた対策を取るよう指示をしております。スクールバスの運行管理体制の詳細につきましては、教育委員会からご説明を申し上げます。

以上でございます。

大変申し訳ありません。一部答弁漏れがございました。スクールバスの運行管理体制の中でのコミュニティーバスとしての運行ということでございます。スクールバスの運行空き時間にコミュニティーバスとして活用することについては、これはやはり教育委員会がしっかりと判断すべきことでもあるのですが、校外学習の日数以外に下校時間の変更、突発的な運行が教育委員会ではあるというふうには聞いておるところでございます。この議論はここ数年、活用について議論したところでございますが、やはりコミュニティーバス等安定した運行時間をスクールバスで約束をされるということは、その決まった時間はもう1年間使えないということになりますので、非常に裏返して言うと決まった運行については約束はできないというのがスクールバスの形であるということでございます。そういう点では全くその1日前と、全く決まっていない状態で使えるものがあれば不可能ではないというふうなところもございしますが、やはりそういう点では非常に難しい点があるというのが事実でございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） スクールバスについてお答えします。

昨年のスクールバスの事故を受けて、運転員への交通安全講演会や講習会の実施など運行体制の安全強化に努めております。11月に事故が発生した吉井方面のルートにつきましては、令和3年3月までの間、市内交通事業者へ運行を委託しており、4月以降も運行を委託できる見込みであります。

スクールバスに関わる業務につきましては、登下校の児童生徒の送迎と校外学習等に係るバス運行管理、スクールバスの車両管理を含む各種経費の支払い、学校との調整などがあり、これらの業務を現在2名の職員が他の業務と兼ねて行っております。今後、スクールバスの安全な運行を担保するため、運転員への講習や指導、健康チェックなどの安全強化を図っていく必要があり、その際は会計年度任用職員等の任用

や課内、係内の業務分担の見直しも必要かと考えております。

改定したスクールバス運行管理マニュアルでは、運行の安全に関する運転手の業務及びその責務を明確化しています。業者へ委託した場合は、業者が運行管理者を置く必要がありますので、今後業者委託の検討を行う中で仕様として盛り込む必要があると考えております。

スクールバス安全運営委員会につきましては、県内では設置している市はありませんので、他市の状況を注視し、必要に合わせ検討したいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

Lined area for writing the response.

(下線部分は309頁の発言取消しに基づき取消し)

○6番(後藤勇典君) それでは、スクールバスのほうに移りたいと思います。

まず、金井地区の保護者より金井小学校区におけるスクールバスについてのお願いというものが市に提出されたと聞いております。このことについて、市はどのように受け止めておりますか。

○議長(佐藤孝君) 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐(土屋一裕君) ご説明いたします。

確かにいただいております。ただ、中身につきましては今すぐできること、あるいはできないこと、委託も含めてできないところもございますので、まずはできることから、安全確保に向けた対策ですとか、そういったことから始めていきたいと考えております。

○議長(佐藤孝君) 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番(後藤勇典君) それと、今回2月に新しく市のスクールバス運行管理マニュアルが作成されました。

こちらの1ページ目にスクールバス運行管理の実施方法は、次の法令の定めるところによると記載されております。道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、道路交通法の3つです。特に私が注目したのは旅客自動車運送事業運輸規則であります。確認までに聞きますが、市のスクールバス運行管理マニュアルは、運輸規則の内容がきちんと反映されたものになっておりますか。

○議長(佐藤孝君) 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐(土屋一裕君) ご説明いたします。

議員が質問の中でおっしゃったとおり、この中には運行管理者、安全管理者としての部分というのは盛ってございません。ただ、こちらについては、スクールバスについては特に設置の義務がないとこちらでは考えております。これを委託して、業者に委託した場合に業者については設置していただくことが必要かと思っておりますので、その辺が違っている部分かと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今の答弁の中で、外に、外部に委託する際は運行管理者は必要であるけれども、市である場合は必要ないというその部分、もうちょっと詳しく説明いただきたいのですが、お願いします。その理由です。根拠。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 私も法律を全て、全部読んでいるわけではございませんので、正確にお答えできるかどうか分かりませんが、これは旅客自動車運送事業運輸規則ということでございますので、その事業を行っているかどうかということになるかというふうに思います。公の組織で現在、今個人委託している場合にこれが該当するかどうかというのは、ちょっと今正確には答えられないというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） こちらは、新しくつくられたスクールバスの運行管理マニュアルなのですが、こちらのほうに安全運行についてというところで旅客自動車運送事業者運輸規則の定めるところによるというふうに書かれております。このように書かれてあるので、やはりその部分というのは重要ではないかなと思うのですが、特にその運輸規則の中には運行管理についてきちっとうたわれております。運行管理は、安全の確保という観点から過労運転等の防止などを目的としております。事業者、運行管理者、そして市でいうところの運行管理者というのは安全運転管理者のことだと思いますが、それから乗務員及び運転者、それぞれに果たさなければならない義務があります。事業者の責務は運転者の選任、事故の記録、保存、運行管理者からの助言の尊重などであります。運転者は安全な運転ができない場合の事業者への連絡、日常点検の実施、確認、点呼を受けるなど、運行管理者は点呼の実施、記録、保存、運行指示書の作成、乗務員の指導、監督などであります。ちなみに、点呼ってあまり聞き慣れない言葉だと思いますので、点呼について説明したいと思います。こちらのボード、ちょっと見づらいのですが、点呼というのは乗務前の点呼、それから乗務途中の点呼、乗務後の点呼の3つがあります。出発前の車両点検結果の報告を受けたり、運転者のアルコールチェックや健康チェックなど、また乗務後には自動車の不具合、違和感の確認、道路の混雑状況の確認や危険箇所の確認、道路規制の情報共有といった作業があります。市長は、運行管理の重要性についてどのように捉えておりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

今議員がおっしゃられた運行経路上の交通、工事ですとか、工事とかによる安全かどうかの確保ですとか健康状態のチェック、確かに重要かと思えます。こちらにつきましても、経路上の情報については運転員、運転する方との情報共有はしておるのですが、毎朝の健康チェックとか、そういったものについては運転員本人の自己判断という形で今のところやっております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） それと、今回のマニュアルについてなのですけれども、こちらどこかの他市のものを参考にしてつくられたと思うのですけれども、具体的にどこを参考にしてつくられたのかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明をします。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

いろいろなところを参考にさせていただきましたが、丸森町のものを参考にしたというふうに聞いております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） ありがとうございます。12月の一般質問の中でも丸森町、こちら宮城県なのですけれども、そちらのマニュアルを紹介させていただきました。それがこちら、原本になるのですけれども、この中ではきちっと運行前の点呼の実施ということで、運行管理の重要性についてがきちっと書かれております。改めて再度同じような質問にはなるのですけれども、何で佐渡市の場合その部分をすっぱりと抜いたのか、そこがどうも腑に落ちないので、もうちょっとやっぱりそこら辺説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

確かにそれは書いてあることは分かっておりますが、実際に毎朝7時頃に全ての現場に行って点呼なりをするということが今の体制上できない部分でありますので、できないものをマニュアルに現在載せるということがどうかと思ひまして、担当等も含めて今のところは抜いておるということになっております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 佐渡市の類似団体である村上市、それから十日町市、南魚沼市の状況についてまとめましたので、こちらの表を御覧ください。まず、スクールバスを直営でやっているのは本市と、それから南魚沼市です。この中で外部に委託しているのは佐渡市以外の全て、運転手を個人に委託しているのは本市のみです。年齢制限については佐渡市が75歳、村上市は業者ごとに異なっております。十日町市は外部委託ですが、原則70歳まで、南魚沼市は直営の場合ですと60歳で定年、なお65歳まで再任用が可能です。特記事項として、十日町市は平成30年に運転手の個人委託を廃止し、業者委託に切り替えたそうです。その理由は、市長によるお役所体質脱却宣言があったからだそうです。そして、南魚沼市では運転手を正規雇用、正規職員及び会計年度任用職員として雇用しております。朝夕はスクールバスの安全業務に従事し、日中の時間は学校関係の除雪や草刈り等の校務に従事しているそうです。したがって、浮いている時間などは全くないとの回答をもらいました。そして、この表の中で一番重要なポイントは、佐渡市を除く全ての市で運行管理の機能を有していることでもあります。ある市の担当者からは、運行管理者だけは絶対に設

置したほうが良いとアドバイスをもらいました。さらに、全国的なバスの事故を受けて、基本的には外部委託をお勧めすると国の担当者からアドバイスをもらったということも教えてもらいました。

そこで伺います。運行管理者の役割について再度、これ本当に外せないのですけれども、現状いないという形であればどこでその役割、重要な部分を補完するのか、担保するのかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

今のところ、担当の職員のほうで補完しておるところが現状であります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 先ほどの答弁の中で担当職員の方が2人いるという話がありました。私申し上げましたとおり非常に、スクールバスだけではないのですけれども、学童のほうも、学童バスのほうもありますし、学童はちょっと別ですね、業務が多岐にわたっていると思います。ほかの業務と兼ねてやっているということなので、その部分で本当にその2名の方で運行管理というものがきちっと担保されているのかどうか、ちょっと私は非常に厳しいのではないかなと思うのですけれども、ほかの業務というのは具体的にどういうものに従事されているのでしょうか、その2人の方というのは。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） 主に主務として行っておるものにつきましては、このほかに同じ学事係の業務として行っておりますが、若者支援事業ですとか、あるいは各種学事係関連の事業の調整及び支払い業務、それから副任として行っているものにつきましては、補佐的に行っておりますが、奨学金関係の業務も行っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今具体的に奨学金関係の業務ですとか、そういうものに従事されているということなのですけれども、どうしても私は議員なので、ちょっとそこら辺の感覚分からないのですけれども、学校教育課長補佐の目から見て、今のそのマンパワーというのは足りているのか足りていないのかというその部分についてはどうなのでしょう。また、これから人事異動の件もありますし、その部分、人の手当てが必要なのではないのでしょうかというところが聞きたいところなのですけれども。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

私から見まして、現在学校教育課における人員配置の中で、最大限の配置は何とかしておると考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

- 6番（後藤勇典君） 業務が過多になってくると、なかなか心の余裕を持って業務に当たれない、別に教育委員会だけの話ではないと思うのですけれども、やはり安心、安全を担保していくための必要な運行管理というところで、そのような状態でやり続けるというのはちょっとどうかなというふうに思う部分もあるので、その部分についてはきちっと教育長とも相談されて、また次年度の人事も含めまして、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

先ほどの今の体制でなかなかその運行管理の部分難しいというような答弁かと思うのですが、例えばその運行管理を担保させるために、場合によっては今の運転手の方をバス、それからタクシー会社といった交通事業者の方に雇用してもらって、運行管理を含めた形で運転業務について外部委託することなども考えられると思います。この点についてはどうお考えになりますか。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

- 学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

業者への委託については、今業者のほうでなかなか運転員の確保ができない、そのためになかなか運転業務の委託というものができない状況ではあります。今議員がおっしゃっていただいたようなことも含めまして、今後とも業者の委託については、こちらも考えないわけではございません。何とかやりたいと考えておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

- 6番（後藤勇典君） その協議された事業者というのが特定のある1社なのか、それとも複数社という話なのか、そこら辺はどうなのかなというふうに思います。例えばバス会社もそうですし、バス会社だけではなくてタクシー協会とか、そういったところとの協議の場というのを設ける必要があると思うのですけれども、その点についてはいかがお考えですか。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

- 学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

今議員がおっしゃられたような組織等を含めまして、お話し合いをさせていただく機会を設けて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

- 6番（後藤勇典君） その協議されていくということなのではございますけれども、いつ頃をめどに実施を予定されますか。ざっくりでも構わないのですけれども。

- 議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

- 学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

まだいつというように言明できないで申し訳ありませんが、まずはその関係する団体といいますが、会

社と話をしたいと考えておりますので、それ以降に実際にお話に乗っていただけるか含めて話合いの場を持っていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） またなのですけれども、その運行管理を担保させるためにということで、現在スクールバスが走っている区間にはあるのですが、近くに路線バスも走っているため、路線バスのほうを選択するというのも一つかなというふうに思います。その際、定期券の支給だとか、そういうものは現状どのような協議がなされておりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

現在スクールバスを運行している区間といたしますか、地区につきましては、基本的にそちらに乗っていただくことにしておりますので、二重にといたしますか、そこに乗らないために路線バスの定期券を支給するという事は考えておりません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） なかなかその選択肢に限りがあるので、やはり早めに事業者との協議もして、また様々な支障、乗り越えないといけない壁というのがあると思いますから、そういったものを早めに洗い出す意味でも早めの協議をお願いしたいというふうに思います。

それと、昨年11月と12月に事故が、直近でいいますと、あったわけで、さらにその1年前にも事故があったのですけれども、バスが帰る途中に両津での事故というのがあったと思います。12月のほうの三瀬川地内で発生した事故について、ちょっとその話を知らなかったという保護者がいるという話を仄聞しました。聞いたのですけれども、ちょっとそれがどういう形なのか分からないものですから、学校側のほうではどういう保護者に対する情報共有を行ったのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 12月の事故についてですが、学校では保護者会、つまりスクールバスに乗車している子供たちの保護者会をすぐに関しまして状況等を説明したというふうに聞いております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 真っ先にやらないといけないのはその保護者、スクールバスに乗っている保護者の方に連絡、話してほしいと思いますが、やはり学校全体の話でありますので、バスに乗らない方についてもこういうことがありましたと、学校としてはこのような対応をしているので、皆さんぜひ安心してくださというふうな、そういう話をしたほうがよかったのではないかなと思うのですが、その部分についてはいかがお考えですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 学校ではいろいろなことがありますので、その都度全校集会、全校の保護者会を開くということは少し困難かなというふうに思っております。今回の場合につきましても、言うならばもらい事故の形に近いような形でございますので、該当する保護者の説明会で十分だというふうに判断したと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 該当する方だけでなく、やはりうわさで聞くと、非常に保護者の方、不安になる部分があるのではないかなというふうに思います。なので、プリント等で配布して学校の対応をお知らせするだとか、そういった丁寧な対応というのがまた必要なのではないかなというふうに思います。

先ほどの教育長の答弁の冒頭の中で、スクールバスの運行検討委員会のようなものは県内では設置しているところはないので、今のところは県内他市の事例を考えながらというような、そういう話があったのですけれども、県内でやっていないからといってやらなくていいというわけではないと思います。例えば静岡県磐田市の教育委員会の事例であれば、こちらのほうではスクールバスの運行検討委員会というものを設置しております。委員会の構成メンバーには教育長、学校教育課長、学識経験者、自治会連合会会長、小中学校のPTA会長、小中学校長などが参加されております。また、自治体によっては委託を請け負う事業者が加わる場合もあります。この検討委員会のいいところは、スクールバス以外のことについても様々な協議を行っているところです。委員会の報告を確認しますと、例えば通学距離基準についてやスクールバス利用者の範囲の指定方法について、スクールバス利用の選択について、乗り降りする乗降場所の選定、通学路の点検、交通規制要望など多岐にわたっております。また、危険箇所についての意見交換などもしていることから、このような委員会の場で交わされた情報の蓄積が安心、安全を担保することにもつながっております。そして、何よりも保護者を含む関係者間の信頼関係を構築し、醸成させることができる。これが一番のメリットだと考えます。この点について教育長はどう思われますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 各市町村において、やはりいろいろな協議の場所というのを持っているというふうに思います。必ずしもこの安全運営委員会でしょうか、というのが必要というよりも、先ほど言いましたような、佐渡の場合には非常に範囲も広いということもありますし、それから様々な内容につきましてはコミュニティ・スクール並びに地域学校協働本部等もありますので、それらの中で日々の話題の中にそれをぜひ私ども入れていただきたいというふうに思います。この安全運営委員会ですべてやるという形には我々考えておりませんので、現在も様々な形でそれらの協議については行っているのが現状であります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 私もこの検討委員会、スクールバスの運行検討委員会にこだわることはないのですが、それに代わり得るコミュニティ・スクールですとか話合いがあれば、きっちりスクールバスの通学方法についての検討も議題に上げて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、スクールバスというのはあくまで市全体の運行業務の一つにすぎないものと考えます。本来的には組織を横断して俯瞰し、総合的に取り組むべき課題であると私は考えます。佐渡市役所安全運転管理規程というものがあります。こちらです。これは、平成16年に策定されました。こちらの第3条には、安全運転に関する業務は、防災管財課長が統括すると記載されております。具体的には今どういったことを統括されておりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部防災管財課長。

○防災管財課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

安全委員会のほう、実際にはここしばらくは開催はしてございませんでしたが、先月総務課長と一緒に開催はさせていただきました。そのほかに、これまでなのですが、やはり法令遵守というところもございます。安全運転管理者講習という形で、今私始め、ほかに各事業所単位という形で支所、行政サービスセンター等含めまして20名の職員を安全運転管理者、あるいは副管理者という形、それから台数が少ないところについては別途管理者という形でそれぞれ管理に当たっていただいております。講習のほうについて、勉強というところもございますので、そちらについてもこの間の、これまでの事故、違反等もございましたので、佐渡警察署の交通課長に講師としていただきまして、複数回講習のほうさせていただきました。ちなみに、それについては職員だけではなく、先ほども話があったかと思いますが、スクールバスの運転者、それから園バスの運転者、そういった方にも今回は参加していただくということをやらせていただきました。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） こちらの安全委員会について先日開催、総務課長と一緒に開いたというような話なのですが、その前、過去はどういった形だったのでしょうか。過去に何回ほど開かれたのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部防災管財課長。

○防災管財課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

あまり古いところはちょっと私も記憶ございませんが、ここ数年は開催はありませんでした。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） ここ数年は開催されなかった、できなかったかちょっと分からないのですが、こちらの安全管理規程の第8条第2項に市長はいつでも委員会に出席し、意見を述べることができるというふうに書かれてあります。先日、委員会のほうは開催されたということなのですが、今後については定期的なその開催でもって市全体の安全運行管理について意識を高めていくことを予定されている、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部防災管財課長。

○防災管財課長（磯部伸浩君） 今後は開催していきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 運行管理について今回こだわってしつこくやっているのですけれども、どうすれば事故ってその発生の確率を下げることができるのかというところが非常に大事なことでと思います。そのうちの一つが運行管理でもあるし、委員会の開催でもあるというふうに思います。こちらの紹介なのですけれども、インターネットから拾ってきたものなのですが、スイスチーズモデルと呼ばれる安全に対する理論です。こちら何かトラブルがあった場合でも何重もの防御があれば大きな事故を回避することができます。チーズの穴に例えた理論であります。1枚の防御だけでは危険が擦り抜ける危険性が高いですが、防御の枚数が多くなれば何枚目かの穴のないところで危険は食い止められます。現状のスクールバスの運行管理では、図の左側のように防御の枚数が少なく、ちょっとしたことで危険が擦り抜け、事故が発生しやすい状態にあると言えます。さらに、防御の穴は知らないうちに大きくなっていき、もろくなっていくものであります。したがって、防御策の見直し、それから常に安全教育を徹底させていく必要があります。いかにしてチーズの穴の貫通を防ぐか、防御策を講じることで事故の発生確率を下げられるかが重要な点であります。この点について、市長、どうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） もちろん子供の命を預かるスクールバス、これはもう絶対に安全運転が必要でございます。それに、ほかにいたしましても、今市の職員はやはり自分が運転して、かなり多くの時間車の運転をしている。車の場合は、本当に用心をしても事故を起こすときもある。そういう部分で本当に用心は幾つも重ねてやるべきだというふうに考えておるところでございます。そういったやはり大事な点は、その意識をやはり強く持って運転をするということが大事ですので、その会議の開催、また常日頃からの安全運転の周知、皆さんで意識を合わせていくと、やっぱりそういう取組が基本的には本当に大事になると思いますので、技術がないわけではない。技術がないわけでない中で事故が起きるということでございますので、やはり技術的な指導も含めて重要ではございますが、やはり公務員としてしっかりと意識を持って取り組んでいくということが大事な点だと思いますので、総務課長、また防災管財課長含めて、市全体で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 非常に力強い答弁をありがとうございます。

あと、日中のコミュニティーバスの利用がなかなか下校時間が変動するからということで厳しいというような話がありました。ただ、こちらの部分の実現できると、非常に市のサービスも上がりますし、兵庫県の養父市ではそれを実際にやっております。朝夕はスクールバスで使って、日中はコミュニティーバスとして運用させているので、具体的に下校時間の変動時間、変動する時間というのは大体どのくらい、何時から何時に変動するものなのですか。大体どのくらいの幅があるのか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 学校におきましては、学校行事も含めまして、例えば災害のときに短縮授業、または行事の変更によって、午前、午後、早めに帰すということもかなり頻繁にあるというふうに聞いております。例えば始業式のときには午前ですし、終業式も午前で終わります。そのようなこともございます。それから、夏休み中も部活動で迎えをするというようなこともございますので、全体としていろいろな場面でその都度変更していくということも聞いておりますので、学校教育課の中ではそれを電話で受けながら、また運転手と調整をしていくというのが現状でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） こちらが資料要求で頂きました校外学習の使用状況表の一覧表です。これ見ると、2桁行かないところというのが結構多いのです。本当に1桁台のところがすごく多くて、多いところであったとしても、冒頭に申し上げましたとおり月2回程度なのです。それが決まった日であれば、やっぱり日中のコミュニティーバスとしての利用というのは非常に実現可能ではないかなというふうに思うのですが、過去そういったことも議論されたことがあるというような話をされておりましたが、答弁の中で市長言われましたけれども、過去議論されたのはどういった内容でその議論がされましたか。説明お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） やっぱり同じような内容で、スクールバスが空くだろうからコミュニティーバスで使ったらどうかという内容でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） このスクールバスの事業、なかなかやはり取り組んでみても難しい部分がありますし、担当課、教育委員会、それから市の協力を得なければ進まないものだというふうに思います。関係者が一丸となってよりよい体制を築き上げていく必要があると思いますので、ぜひ昨日より今日、今日より明日へとつなげていくために、この部分については最後に教育長から決意のほどお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 決意というか、スクールバスの子供たちのために安心、安全な運行をするというのが一番でございます。我々としては、やはり専門の事業者への委託というのが最大限希望するところではございますけれども、市全体の方針の中で防災管財課等もほかのバスも管理しておりますので、スクールバスも含めて防災管財課とまた相談をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） ぜひ市全体の問題だと思っておりますので、市長のほうも協力いただきたいと思っております。以上で私からの一般質問は終わりたいと思っております。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 今の質問者は、通告にはないが、看過できないので、質問したいという発言の後、議長も通告にはないが、1回だけというふうなくだりの発言の冒頭の流れがありましたが、これは議長の議事整理権を超えています。なので、議事録をどうするかも含めてこの後すぐに議会運営委員会を開いてほしい。お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 一旦一般質問を閉めて、その後議会運営委員会を要請いたします。

以上で後藤勇典君の一般質問は終わりました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明日午前10時から一般質問を行います。その後、追加議案の上程を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

午後 6時11分 散会